

# 目 次

## ○第1号（6月12日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 3 一般質問について	6
◇金井佐則君	6
◇南 千晴君	21
◇山口宗一君	36
◇柳田キミ子君	50
日程第 4 請願・陳情について	61
散 会	61

## ○第2号（6月20日）

議事日程 第2号	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	65
欠席議員	65
説明のため出席した者	65
事務局職員出席者	65
開 議	66
日程第 1 会議録署名議員の指名について	66
日程第 2 同意第 4号 榛東村教育委員会委員の任命について	66
日程第 3 諮問第 3号 人事擁護委員候補者の推薦について	67
日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について（平成24年度榛東村一般	

		会計補正予算（第2号））	68
日程第 5	承認第 3号	専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）	76
日程第 6	議案第39号	榛東村暴力団排除条例について	81
日程第 7	議案第40号	榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	85
日程第 8	議案第41号	榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	87
日程第 9	議案第42号	榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例について	90
日程第10	議案第43号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	91
日程第11	議案第44号	平成24年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について	93
日程第12	議案第45号	平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	117
日程第13	議案第46号	平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について	119
日程第14	議案第47号	平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について	121
日程第15	議案第48号	平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	122
日程第16	議案第49号	平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	124
日程第17	議案第50号	平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について	125
日程第18	議案第51号	平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について	128
日程第19	議案第52号	群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について	130
日程第20	報告第 2号	平成23年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について	131
日程第21	報告第 3号	平成23年度榛東村上水道事業会計予算の平成24	

	年度への繰越について	1 3 7
日程第 2 2	請願・陳情について	1 3 8
日程第 2 3	総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 2
日程第 2 4	福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 2
日程第 2 5	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 2
日程第 2 6	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 4 2
日程第 2 7	議員派遣について	1 4 3
	日程の追加について	1 4 3
追加日程第 1	発委第 3 号 決算特別委員会設置に関する決議について	1 4 3
追加日程第 2	決算特別委員会委員の選任について	1 4 4
追加日程第 3	発委第 4 号 議会改革特別委員会設置に関する決議について	1 4 5
追加日程第 4	議会改革特別委員会委員の選任について	1 4 6
追加日程第 5	発委第 5 号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書 について	1 4 7
	議長あいさつ	1 4 8
	閉 会	1 4 9

平成24年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

6月12日(火)

# 平成24年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成24年6月12日（火曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成24年6月12日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 一般質問について

日程第 4 陳情・請願について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	早川雅彦君
生涯学習課長	星野勉君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成24年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折ご参集をいただき、開会できますことに対し心から御礼を申し上げます。

さて、6月に入り蒸し暑さを感じる時期となりましたが、気象庁では9日に、関東・甲信地方で例年より1日遅い梅雨入りを発表いたしました。ことしは例年になく気象状況が不安定で、爆弾低気圧と言われるような異常気象がたびたび発生し、集中豪雨や降ひょう、竜巻等による被害が各地で起きています。

農家では田植えも一段落し、農作物の順調な生育と収穫を期待しているところですが、ことしは昨年のような大地震や大型台風などによる大きな災害が起こらないよう願うものでございます。

さて、国内政治に目を向けますと、今開かれている国会も6月21日の会期末が間近となってまいりました。

野田政権は、社会保障と税の一体改革関連法案の今国会での成立を目指し、与野党協議の調整を続けていますが、問責決議による閣僚の交代や、消費税増税に反対している民主党議員もいる中で、党内の亀裂も生じています。最低保障年金問題や原発再稼働問題など多くの問題を抱え、難しい政権運営を迫られています。国際関係では、ギリシャを端に発した欧州債務危機問題や、沖縄本土復帰40周年を迎えた普天間飛行場移転問題、中国や韓国、ロシアとの領土問題など、難題も山積しています。

この難局を野田首相の強いリーダーシップにより乗り越え、安定した政権運営を図るとともに、国民生活の改善に努力いただくことをご期待申し上げます。

本村では、SBエナジー社が八州高原で進めているメガソーラー発電所の建設工事が、7月1日稼働を目指し順調に進められています。太陽光発電パネルの設置がほぼ完了した模様が新聞でも報道されております。また、6月9日には、念願であった高渋バイパスの榛東・吉岡区間（第2期工区）の開通式が行われました。高崎市方面への交通の利便性を拡大するとともに、地域の活性化につながるものと期待をしているところでございます。

さて、本定例会には4名の議員による一般質問や人事案件、条例の制定や一部改正、補正予算など、多くの重要案件が提案されております。議員各位におかれましては、十分にご審議をお願いしたいと存じます。

うっとうしい梅雨の季節となりましたが、議員各位におかれましては十分にご自愛の上、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

なお、本日は、区長さん、民生委員さんなど大勢の方々の傍聴、大変ご苦労さまです。傍聴されます皆様申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成24年榛東村議会第2回定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程に従い会議を行います。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

13番岸昭勝君、14番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第2回定例会の会期は、本日6月12日から6月20日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12日より20日までの9日間と決定いたしました。

---

### ◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで、村長より本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めまして、おはようございます。

第2回の定例会に当たりまして、区長さん方、そしてまた民生委員の皆さん方に傍聴いただき、心より感謝申し上げます。

皆さん方がこの傍聴していただくことは、村民にとって、そしてまた我々にとっても引き締まる思いと同時に、いろいろな施策の面で発信し、そしてそれを取り上げながら進めてまいりたい、こんな思いでございます。皆さん方の傍聴された中でのご協力を、またよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成24年第2回の本会議に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先月の皆既日食、金星の太陽通過を迎えるなど、世紀の天体ショーと言われる現象が相次ぎました



が、同じく自然現象とはいえ、自然の猛威とも言える昨年の東日本大震災に伴う支援と節電・省エネルギー対策についてでございます。

震災発生から1年以上が経過する中、現地の支援ニーズに変化は見られるものの、まだまだ支援活動の必要性を痛感しているところであります。

昨年の産業祭では、被災地の水産物の特産品を販売するなど、具体的な支援と新たな提携を模索しておりますが、榛東村としてどのような貢献、協力ができるか、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

そして、昨年の夏は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足が深刻化し、榛東村におきましても村民の皆様が節電対策を呼びかけるとともに、役場庁舎内におけるクールビズ期間の拡大などの節電・省エネルギー対策に取り組んできたところでございます。

先月5日、北海道電力泊原子力発電所3号機が運転を中止し、これにより国内50基のすべての原発が運転を停止いたしました。政府は、この夏の電力不足に対応するための電力供給対策を決定しております。その後、政府は、関西電力大飯原子力発電所の再稼働に向けた最終調整に入っていると承知しているところであります。

村として、今後とも節電・省エネルギー対策を講じてまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済情勢につきましては、内閣府から発表された5月の月例経済報告によりますと、景気の基調判断は依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として穏やかに回復しつつもあるとされ、昨年8月以来、9カ月ぶりに上方修正されました。

景気の先行きにつきましては、回復の動きが確かなものとなることが期待されていると判断をするも、欧州政府債務危機をめぐる不確実性が再び高まっており、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、国内景気が下押しされるリスクが存在すると懸念されるところでございます。

一方、県内の経済状況、特に地域の雇用情勢につきましては、4月の有効求人倍率は1.00倍と、前月から0.03ポイント上昇しており、内容を見ますと、有効求人数が前月から2.6%増加し、有効求人者数が前月から0.5%減少となっております。3月の常用労働者数は昨年並みになったほか、1人当たり名目賃金は昨年比にプラス幅が拡大しております。この結果、雇用者所得は、前年に上回った状況となっております。

今後につきましても、地域の経済・雇用情勢はいまだ予断を許さない状況にあるとの認識のもと、引き続き村民の生活の安定と地域経済の活性化を最優先で取り組むべき課題として、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、村としてとり得る手だてを最大限講じてまいります。

また、内閣府においては、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案を今国会成立に向けて進めており、場合によっては衆議院の解散もあり、その影響も懸念されるところでございます。

村を概観しますと、まずは県央第一水道問題など、福島第一原発の放射線漏れ事故による影響は、

今もいろんな分野でまだまだ弊害を起こしており、懸念されるところでもあります。しかしながら、そういった中でも、榛東村においては、都市計画道路について長年の計画が実り、いよいよ待ちに待ちました高渋バイパスが6月9日に開通いたしました。

また、昨年より議会の皆様と一致団結して、高橋議長の言葉を引用させていただくならば、「夢を買うと思って」と予算づけをいただき、議会を初め多くの皆様のご理解、ご協力のもと、7年間利用されていなかった榛名カントリークラブのゴルフ場跡地の利用、また、復興支援としてのソフトバンク社のメガソーラー建設は夢ではなく、現実のものとなったわけでございます。国内第1号案件として、来る7月1日にはソフトバンク榛東ソーラーパーク発電所が運転開始となり、自然エネルギー推進に村としても一翼を担うことができると思っております。

私も、昨年5月18日の就任から、早いもので1年が過ぎました。皆様、いろいろな問題が山積しておりますが、議会を初めとし、村民の皆様のご協力をいただき、一つ一つ解決を図りながら新たな政策にも取り組み、村の発展に努めてまいりたいと思っておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成24年第2回定例会に上程いたします議案についてご説明申し上げます。

教育委員及び人権擁護委員に伴う人事案件が2件、税条例の一部を改正する条例及び一般会計補正予算の専決処分案件が2件、暴力団排除条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例、福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、計5件の条例案件、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議が1件、一般会計及び国民健康保険特別会計ほか4特別会計、上水道事業会計のそれぞれの補正予算案件が8件、一般会計及び上水道事業会計の繰り越し案件が2件、合計で20案件をこの定例会でご審議いただく予定でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。



### ◎日程第3 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたします。質問時間は、答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

それでは、質問順位1番金井佐則君の質問を許可いたします。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君登壇〕

○7番（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

梅雨入りと同時に、うっとうしい日をこれから幾日か過ごすのではないかな、こんなふうにして思っております。村内でも田植えがほとんど終了ということで、田んぼが青くなったということで、何か心いやされる風景が広がっております。

本日は、区長さん並びに民生委員さんには、朝早くから大変ご苦労いただくわけでございますけれども、しっかりとお勉強していただきたいと、こんなふうにして思っております。

本日は、先ほど村長も申しました、高い志を掲げて村長になられました阿久澤村政が誕生いたしまして、スタートいたしまして1年が経過をしたわけでございます。村長には、その1年間の努力に深く敬意を表し、高く評価するものでございます。

これから、阿久澤村長には、村をどうしていくのか、どうしたいのか、どんな方向に持っていくのか、その辺のことを、きょう4点ほど通告をさせていただきました。

この後は、自席に帰りまして続けさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 正君） 7番金井佐則君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 第1問目に通告いたしましたのは、今後の村行財政運営を問うということで、私、村の方向性というようなことで、先ほども申しました、これから阿久澤村長におかれましてはどのような方向に持っていくのかなということが、私だけでなく、村民みんなが思っていることかなというふうに思います。

まず最初に、平成24年度の予算ができて、村長には初めての予算組みということで大変なご苦労もあったかなと思いますけれども、ここから方向性というのがまず私には見えてこない。そこで、村長には、この予算にはどのようなことを重視し、また注視し、どのようなことを心がけてこの予算編成を行ったのか、まず第1問目、お伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員の質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、村では第5次榛東村総合計画を策定しております。この計画審議には私も加わったところでございます。その期間が平成18年から平成27年度となっており、10年計画のうち6年が経過し、平成24年度は後期の2年目となっております。

基本的には、「村民と共に歩むパートナーシップによるむらづくり」を基本理念として、村民主役、環境共生、相互扶助の3点を推進し、豊かさを実感し夢と感動を創造する村・榛東村を目指すという榛東村総合計画の理念にのっとり予算編成をさせていただいたところでございます。

そして、その予算編成に当たりましては、私は、ただいま議員がおっしゃるように、方向性、それからその方向性に対して留意する事項、それから執行するに当たっての注意点、この3つに分けて予

算編成をさせていただいたところでございます。

方向性につきましては、村の財政状況をつぶさに踏まえ、1つとして、歳入準拠による予算編成。2つとして、「豊かさを実感し夢と感動を創造する村・榛東」実現のために、各所属において費用対効果などを分析し、事務事業の廃止や見直しを含めた選別、重点化をしております。3つとして、第5次榛東村行政改革大綱実施計画に基づいて、行政管理経費の削減などがございます。

また、留意点といたしましては、年間総合予算の編成、そして事務事業の見直しと経費の削減。次に、国・県支出金等に伴う事業であっても、行財政効果及び必要性・緊急性を十分検討すること。それから、4つ目としては財源の確保。5つ目としては、特別会計、企業会計の自律性・健全性の確保。6つ目としては、議会、監査委員、法令審査委員会、補助金等の適正検討委員会等の指摘のあった事項について予算に反映するというところでございます。

また、執行に当たりましては、1つとして所属長による適切な予算管理、2つとして第5次榛東村政策大綱に基づく経営改善、3つ目は収納率の向上対策、4つ目は最終予算の流用の適正化、5つ目は執行方法等の検討などがございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 7番金井佐則君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 村長ね、大変答弁が難しく、まして長くて、そうでなくて、私の言いたいのは、これからですよ、村をですね、例えば企業誘致をしていくのか、観光はどうするんだとか、福祉ですとか教育ですとか、あるいは高崎、前橋という大都市を控えてベッドタウン化でいいのか、その辺の方向性を私は村長にお聞きしたいわけでもございましてですね。今、村長のお答えは、ほとんどこれはそのとおりなんでございますけれども、そこら辺をもう少しお願いします。昔、ある村長さんが、「50年、100年先の遠い星を眺めて」と言った方がおりましたけれども、50年、100年は無理でございましてけれども、中長期、5年、10年、これから榛東村が歩いていかなければならない、そこら辺の方向性をこの予算にも反映すれば、これはわかりやすいんですけども、それも見えてこない。村長、ひとつその辺で村長の率直なお考えをお聞きをしたいと、こう思うわけでもございまして、村長の本当の、こういう村にしたいという村長の政策がございましたらお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

先ほど議員からは、今後の村政運営について、24年度予算はどのようにつけたかというご質問でございましたので、私は第5次総合計画にのったところの中での予算づけをこういうふうにさせてもらったと。それで、その方向づけとしては、こういう点に留意して予算編成をさせていただいたと。

そして、今の議員がおっしゃいます次の問題でございましてけれども、これについては次に質問で出

ます産業振興とか観光事業とか、そういったほうのところで事業計画は私は答えようかというつもりでおったんですけれども、金井議員と合議ができませんので、その辺はご容赦願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 7番金井佐則君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 私も余り、課長が恐らく取りまとめてくれた文書かなと思うものを村長読んでおりましたので、ちょっとはしょってしまいまして、これは申しわけなく思っておりますけれども、いずれにしても、村長には多くの村民と議会、多くの村民が期待をしておるんですよ。ですから、これは、これから農業振興ですとかやりますけれども、その中でもそうですけれども、しっかりとした方向づけをつけていただきたいと、こんなふうに思っております。

私も一度質問したことがあるんですけれども、第三者機関ということで質問して、それは村長のマニフェストにもあるんですけれども、設置してやるんだということでありましたけれども、恐らく予算特別委員会というのができているので、それはというようなことだろうと思うんですけれども、第三者機関を設置するというふうにおっしゃいましたけれども、設置したんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

金井議員がおっしゃりますように、第三者機関を立ち上げて、早く言えば、経済の活性化をしたいというようなお話は申し上げたところでございます。だんだんと出てきますけれども、行っております。1つにはふるさと公園周辺整備活性化特別委員会、それともう一つ、今立ち上げつつあるのが、大学連携モデル事業の推進、それは村で立ち上げたわけですけれども、県でもその事業はあるということで、県におつなぎしまして、榛東村の今の経済状態、それからこれから進むべき村の状況、経済、そういったものをつぶさに報告しまして、そこで検討していただいた中で、2つの大学から手を挙げていただきました。14日にはその大学とお互いに話し合い、そして意見が合意すればその大学にも参加していただくというような機関を設けておるところでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） ここに「予算編成は第三者機関を設置して、村民皆さんの意見を集約し、めり張りのついた予算を編成、執行します。」と、こういうふうにございますけれども、ぜひ多くの村民の方のご意見も聞いていただいて、やっていただきたいと。

思ったより時間がとれてしまいますので、次にいきます。

次は、村長が先ほど申しましたが、産業振興でございます。

とりわけ、農業振興で私はひとつお聞きをしたいんですけれども、折に触れて、村長はごあいさつの中で、農業振興、農業振興と、こういうことを言われておまして、私も大賛成であります。榛東

村は、まして第1次産業である農業立村と言っても過言ではないくらいの村でございます。その農業振興、大変雑駁な、大まかな言葉かもしれませんが、その中で何を、どう農業を振興するのか、簡単にお答えをください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員、時間を気にしておりますので、簡単に説明させていただきます。

農業振興につきましては幾つかございます。そして、細かいことは、またその都度、金井議員のほうから指摘ありましたらお答えいたします。

項目としては、24年度の施策の概要を申し上げたいというふうに思っております。それから、2つ目としては、農業振興には担い手、新規就農者の対策が必要でございます。3つ目としては、販売及び消費拡大の対策が必要でございます。4つ目としては、農業政策、これは後でも申し上げたいと思うんですけども、これもちゃんと計画を立てるということでございます。それで、そのほかに振興策としては、農業分野ではございませんけれども、道路網の整備とか、それから企業誘致とか、そういったものも振興策に入れております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） これから、担い手農業者はますます高齢化を迎えますし、また、後継者不足ということで農地が荒れ、要するに遊休農地、耕作放棄地がどんどんふえてくるのではないかなと、これは農業委員会でも懸念をされておるところですけども、その農業振興の中で、榛東村でも特産品と、農業でいいますと特産品と言われるのは、関東一あるいは北関東一と言われておりますぶどう郷でございます。このブドウ、観光農業ということで直売方式と、あるいはブドウ狩りというようなことで今、農家が個人個人、一生懸命個人努力をして販売をしております。

こんなときに、やはりどうしても最後には売れ残ってしまう、あるいはそのものが悪くなってしまい販売できないようなものができてしまうということで、この観光と一体化した振興を、ブドウならば、ぜひ村長、行政のトップセールスマンと言われておりますので、これを県あるいは県内外、あるいは国のほうにも名前を周知していただいて、今度、八州高原にメガソーラー発電所もできて、そこの観光と一緒に、一体化したブドウ販売というようなことに私は心がけていただきたいと、こんなふうに思うんですけども、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

山口議員からもそのような質問も出されておりますので、そのときに具体的なものを答えようかな

という思いもありますけれども、簡潔にお話しします。

議員指摘のとおり、皆様のご協力のもとに、八州高原に発電所ができました。それを、売電の3%の収入と、それから固定資産の収入ということできなしに、うちのほうとしてはそれも一つの自主財源確保のエリアに入れておりますけれども、それ以上に、行って見ますと、非常に想像以上の経済効果をもたらす風景、それからまた施設ができたのかなという思いがございます。そのために、そのソーラーをつなげた中で、また、自然環境を大事にした中で、やはり指摘されますように、経済の活性化を模索していきたいと。

それで、それと同時に、先ほどちょっと申し上げましたけれども、ふるさと公園周辺を拠点としましたところの観光開発、点在している施設を線で結び、そして面積をつくって、その中で経済の活性化、先ほど指摘されました農業者、工業者、商業者のいろんな人の中でその対策を講じてまいりたいというふうに思っております。そして、その方策を今しておるのが、先ほど申し上げましたふるさと公園活性化委員会なり、また、大学モデル事業の施策なりを取り入れて、ことしじゅうにはそれを取りまとめて、25年度予算に反映したい、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） それで、やはりトップセールスマンになると、これはもう村の名前を売るということで、大いに国の中央のほうにも出かけていっていただいて、榛東村はブドウだけでなく、村自体をどんどん浸透させていっていただきたい。まして、村には立派な副村長もおりますので、そちらのほうで村長がどんどん活躍をしていただきたい。聞くところによりますと、永田町、霞が関には何か打ち出の小づちを持っている方もおるといようなことでございますので、その辺のことも含めて、農業振興ということもあわせてやっていただきたいと、こんなふうに思うんですけれども、国のほうへの働きかけ、名前を売る、売名ということをお考えでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

まず最初に、榛東村というのは非常に難読町村でございました。しかしながら、今回のメガソーラー事業にしまして、ソフトバンク社からのいろいろなオファーや、それから発表等で、榛東村というのが非常に全国的に読めるようになったということは、これは物すごい効果じゃないかなというふうに考えております。

そんな中で、議員指摘の中央省庁への働きかけというのは、これはもうそのとおりでございまして、あらゆる人脈を模索し、そしてあらゆる手だてを講じて、そして適正に対応し、アタックしていきたいと、こんなふうに思っております。幸いに議長も全国の議長会長ということで、非常に人脈も多うございます。そんな中で、それらも自分としてはお話し申し上げながら進めていきたいと、こんなふ

うに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） まさに、私が言おうとした全国議長会長が本村におりまして、そちらのほうも、言葉悪いですけども、大いに利用させていただくということでどんどん、きょう村長どこ行ったんだいといったら、東京へ行っていますというぐらい、東京のほう、中央に行っていたきたいと、こんなふう思うわけでございます。

それでは、次にいかせていただきますけれども、自然エネルギー推進対策室についてということで通告をいたしました。

室長のご努力によって、発電所がいよいよ7月1日より事業が展開され、営業開始となります。室長の努力にも敬意を表するものであります。しかし、幾つか疑問もございますので質問させていただきますけれども、榛東広報の4月号に榛東村メガソーラープロジェクトサポーターの募集というのが出てきて、わけのわからないと言っては大変失礼かもしれませんが、わかりづらい募集要項がございまして。

その中で、ちょっと読んでみますけれども、「メガソーラーエンジニアリングのプロフェッショナルや自然エネルギーについての視察ガイド、標高1,000メートルにおける自然の宝庫を利用した高地トレーニングのスポーツトレーナー・新たなお土産の開発、除草や木々の剪定、庶務受付など、多様なボランティアを募集いたします。」と、こういう募集があったんですが、これ総務課長にお聞きしたいんですけども、これで募集したところ何名の方が応募されましたか。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 募集に応募してくれた方は数名おりますけれども、今、何名かちょっとわかりかねますので、後でお答えすることによってよろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） だから、その数名でいいんですけども、その数名の方、あるいはその数名の方は今現在何をしているのか。そして、この1,000メートルにおけるトレーニングのスポーツトレーナーですとかお土産の開発ですとか、視察ガイドとか、何のためにした募集なのか。何をするかわからないんですよ、これじゃ。それなので課長にお聞きしますけれども、これは何をするためにこの募集をしたのか。ちょっと難しいかもしれませんが、課長、お答えください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） あそこの施設ができますと、当然のことながら、そこを見に来る視察の



人がいます。見に来たときに、一応、景観的にもある程度きれいにしなければならぬということで、現在、SBエナジーに貸すところのほか、除いたところの周りに花を植えたり、実際もう行っております。もう花も植えました。それから、そこまで行くまでに、まだ木とかそういうのがあって、ちょっと邪魔とか、そういう草とかありますので、それらを伐採してもらったり、そういうことをしていただくために。また、7月1日の完成後におきましては、大量の視察等が来ると考えております。そのときに、専門的な知識を持った人に案内してもらったほうがわかりやすいということで、ボランティアを募集して、さらにですね、できればいろいろのお土産品の開発とか、これから村の振興につなげていきたいということで、そういう方向であります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 課長、これは村長に聞きましょう。自然エネルギーについての視察ガイド、視察がいっぱい来るからそのガイドするんだと。これは村の仕事でなく、これはSBエナジー社の仕事じゃないですか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 仕事としてはSBエナジーのものでございますけれども、村の活性化事業につなげるためには、やはり村独自でそういう対策を講じていかなきゃならない。その講じ方の一つの案でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） おかしいんですよ。それで、SBエナジーからの出向できる職員なら、この視察ガイド等、今、村長が言われたように、そういういろんなことを含めてというようなことなんですけれども。

それでは、もう一つお聞きしますけれども、高地トレーニングのスポーツトレーナーというのは、これは何なんですか。課長、これは答えられるでしょう。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） SBエナジーは、中を売電のために貸すところでありまして、借りて、SBエナジーはそれを売電するだけのもので、その施設に見学に来てくれた人とか、また、周りが結構きれいなところになっております。そこで、周りをこういうふうに、ウォーキングとかそういうことができるような施設にしたいということで、それらを指導する方ですね、そういう意味です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） スポーツトレーナーで、施設をつくと今、課長は言ったけれども、何の施設をつくるんですか、あそこへ。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） お答えします。

施設をつくる予定は、今のところございません。あいておる通路ですか、簡単に言えば、広域な通路がございます。そのところに教育的なものというような形で、1,000メートルだと準高地となります。そういうふうな形で、当村の中学生の練習だとか、そういうふうなときに活躍できるかなと、あるいは一般の方々が、準高地でありますと、いろいろ肺活量だとかそういうふうな問題も出てくるので、もしそういうふうな資格のある方がいたらという形で募集をかけました。しかし、今のところ、トレーナーに関しては名前が挙がっておりません。

もう1点、つけ加えておきますけれども、共愛学園のほうの大学生ですか、そういうふうな形でボランティアから、こういうスイーツですか、お菓子系統でしょうけれども、それに合ったものを開発、自分たちでやらせてくれというふうな形も申し出が来て、きのうも3名の学生が訪ねております。もし、そういうふうな形の中から商品化できるようなものがあれば、村民の皆さんにお願いをしてつくっていただいて、そこで使っていただくと。それが我々の目的でありまして、決してほかのね、村の職員を使ってSBさんのほうのお手伝いをするとか、そういうふうなことは毛頭ございませんので、ご理解をいただければと思っています。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） ですから、村は約5万平方メートル、5町歩近くの土地をSBエナジーにお貸ししましたと、SBエナジーはそれを借りましたという関係であると思うんですよ。だから、私はそれだけかなと思うんですけれども、またもとに戻りますけれども、課長が数名の方が来たのと、応募があったと、それで採用したと。その方は、シルバー人材センター、社協のやっているそこへ登録をして、そこから行っているというお話を聞いたんですが、そうなんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 実際の作業で枝切りとかそういったときには、シルバー人材センターを通して行っています。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） ということは、ボランティアではないということですね。シルバーをすると

いうことは、これは有償でございますから、ボランティアとは違うんじゃないですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） ボランティアもしていますし、シルバーにも登録して、並行という形です。

○議長（高橋 正君） 7番金井佐則君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） だから、それは有償でしょう。無償でボランティアで行っているんじゃないんでしょう。シルバー人材に登録されたということは、時間幾らだかわかりませんが、そういう理解していいんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） お答えしますと、その日によってボランティアでやる日と、また、シルバー人材を通じてやる日があって、その人は日によって、仕事の内容によって違うということになります。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） もういいです。

これからなんですが、第1回の定例会の議案審議の質問の中で私がさせていただき、明快な答弁が得られなかったということで、くどいようでございますけれども、再度質問させていただきます。私以外にも、牧口、南、両議員が関連で質問をされたんですけれども、このエネルギー推進対策室は今後どうするのか。もう事業が展開し、そして営業が開始になれば、おのずからこのためにつくった対策室だと私は認識をしているんですけれども、これからこの室をどうしていくのか、第1回の答弁の中にもありますけれども、もう一度これ、村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

でき上がった発電所を核として、村民みずからが経済活動に参加できるようなエリアとなるような施策の構築に指示を出しております。そのために、従前は、先ほど申し上げましたように、メガソーラー発電所誘致が目的でありましたけれども、完成した発電所のエリアの可能性は非常に高い価値観があるというふうに見受けております。それは何がいかと申し上げますと、売電や固定資産税収入だけで満足するのではなくて、先ほど来出ております高地1,000メートルでの天空の湖出現は、期待以上の景観でございます。

現地への視察希望者や、そしてまた今までに寄せられておりますのを統計してみますと、11月まで、そこを見せてくださいというような予約というか、申し込みもございます。しかも、そこを視察するのには、天気の状態も踏まえながらでございますけれども、約1時間半かかるというような想定でございます。こんな中で、商工会を中心とした地産地消を取り入れた中での昼食や飲み物、そしてまた農畜産物の加工品等の販売も取り入れていかなきゃならんというような協議も進めております。それに伴う許認可やルールづくりも進めていかなければなりません。そういった点で、対策室はしばらく現状のままで稼働させていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） しばらく現状のままということでございますけれども、これがですね、室長お一人、専門な車を持って日参、八州高原のほうへ行っているような様子でございますけれども、40円の売電ということで恐らく政府で決まるのではないかなというような気がしているんですけども……

〔「42円だ」の声あり〕

○7番（金井佐則君） 42円か。そうすると、やはり売電の3%と、価格の3%ということで村との契約をするということなんですけれども、そこへ課長補佐ということで室長を1人あてがっているいろんなことをやるということでございますけれども、先ほど村長も、村長選に出るときにも、自分の身を切ることから、無駄を省いて行財政改革をするんだと、高い志を持っておった。しばらくというのは幾日ぐらいだかわかりませんが、無駄になってしまうのではないかな。

この後、例えば自然エネルギーで、地熱ですとか水力ですとか、風力ですとかいうことが見込めるようなことになれば、これはもちろん必要でございますけれども、恐らくそういうこともまず近々はあるとは決して思えませんので、その辺の無駄につながってしまうのではないかなという懸念をしておりますけれども、村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に将来を心配されたご質問だと思います。その中で、私も再三申し上げていますように、売電と費用対効果を考えた場合には、議員が指摘されるように、それはマイナスだというふうに認識しております。しかし、それ以上に、あそこを一つの核として、これからの経済政策、それから地域活性化のためにつなげるべくいろいろな施策を講じてまいりたい。

その中で、まだ本決まりではございませんけれども、あそこへ企業が2社、今オファーがございませぬ。そのことも視野に入れながら進めなければというふうに思います。しかも、今度の事業誘致に関しましても、非常に専門的なこと、それから法的なもの、そういったものが複雑に絡んできた誘致でございます。今後も、誘致をするにはそういったものをクリアしなきゃならないというふうに考え

ております。そのためには、やはり専門性の知識を持った室長ということで私は抜擢をし、そして任に当たらせていただいたところでございます。

それともう一つは、ご存じだと思いますけれども、職員の職務体制にも細やかな配慮が必要だということでございます。当然、それらの人的要素の職務を統括する専門家には、課長を補佐する課長補佐を置くべき、必要だというふうに私は考えております。申し上げますけれども、この件につきましては、専権の範囲内で行ったということをご承知おきください。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 今、何か2社、八州高原に出たいということで来ているんですか、2社は。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当にオファーがあったということであり、まだ詳しいことは申し上げられませんが、一応そういうようなことでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 何か私は、対策室についてはそんなに必要はないのではないかなと、これもしっかりと室長がやっていたいてここまで来たんですから、対策室でなくも、企業の誘致ですかそういうことについては、一担当でもできるかなと思っております。

この自然エネルギー対策室のことについては、もう1問だけさせていただいて締めますけれども、榛東村八州高原における大規模太陽光発電所の建設に関する合意協定書というのがありまして、その中に「詳細な契約内容は、別途締結する賃貸借契約書にて定めるものとする。」と、この賃貸借契約書は締結したんですか。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） とりあえずあれですか、一つの事業が始まる前に、7月1日前と後というふうな2つの方法で契約を結ぼうとしております。したがって、7月以降の契約は、あす、はっきり言って御社が来ます。ということは、今までの中のやりとりの中で、SBエナジーさんが主張することと当村が主張することとの文言の操作というんですか、意見の主張を通し、当然、我々も1万4,000の代表としてのめるものはのめるし、のめないものはのめないというふうな形の中でやりとりをして、ほぼ榛東村の方針が通るといふような状況であすを迎えるというふうな状況であります。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） この契約書というのはもっと早くにですね、しっかりしたやつをちゃんとし

ておかないで、今になってゴの契約ですとか、ゴの前ですとかなんて言うので、これは少し副村長、ちょっとおくらしているんじゃないですか。はっきり言うと、だから、賃貸借契約書というのは、議員ももちろんこれを知らなければならぬと思いますけれども、ごく内々だけでなく、ちゃんともっと早くにしっかりとすべきではなかったかと私は思います。それはしっかりとさせていただくということで、次にいきます。

次、社会体育教育施設管理事務所についてということで、まず課長にお聞きします。

ここには正職が何名いて、臨時が何名いて、どんな仕事をしているんですか。

○議長（高橋 正君） 星野生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） 事務職員は、施設貸し出し、利用料金徴収、維持管理3名、うち1名は土曜・日曜・祭日、残業の勤務は最小限にという、意思により1名おります。施設管理人は2名おります。このほか、体育施設などの草刈り業務等の嘱託員2名、この嘱託員2名のうち1名は週2日間、ふるさと公園勤務、ほかの1名は月曜から金曜日までの昼間勤務になっておりまして、施設職員2名は交代で昼と夜という形で、計7名になっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 私が調べたところ、また、村民からの話、内部からの話をしますと、課長、正職が3名いるわけですね。それで、その3名が、職務規程には、草刈り、芝刈り、あるいは施設周辺の清掃作業とありますけれども、この正職の方はほとんどそれはしていない。日がな一日パソコンとにらみ合って、3台パソコンを使用しているんですけれども、この3名は何をしているんですか。臨時の方が2名とそのほか、ほかにも2名いるんですけれども、その方はほとんど清掃、草刈り、芝刈り等の、正職はトイレ掃除ぐらいはやるんですけれども、ほとんどしていないというのが状況ですけれども、課長はこれを知っているんですか。

○議長（高橋 正君） 星野生涯学習課長。

〔生涯学習課長 星野 勉君発言〕

○生涯学習課長（星野 勉君） 金井議員のご質問は、あくまで草刈りとか施設管理のことを述べておられるようなんですけれども、職員は施設貸し出し、利用料金徴収、施設維持管理のほか、社会体育施設・学校開放施設の利用調整会議（年2月、5月、8月、11月）事務、村民プールの開設事務、各施設の維持管理、補修、修繕などの事務を行っています。また、職員は、電話受け付け、券売機、料金徴収、納入、予約受け付けはもちろんのこと、各施設の巡回ドクターヘリへの対応、除草作業等も必要に応じて実施しております。

3人必要な理由としては、土曜・日曜・祭日は1人または2人の職員が常駐していないと間に合わ

ない状況であります。職員は、土曜・日曜・祭日出動していますので、平日、代休で振りかえているのが現状です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 課長ね、確かにそれは、今、課長が読み上げたとおriかもしれませぬけれども、内々はそんなにしていないんですよ。私が調べたら、ある正職が、「私たちは大変なんですよ、土曜・日曜出るのでから」って。土曜・日曜出るとというのが社会体育館管理職員の管理体制というところに、見れば月1回土曜日、中には日曜日も出なくてはならない方が有給なんと書いてある管理体制になっているんですよ。これ大変じゃないですよ、ちつとも。

それで、券売機がどうだとかこうだとかでなくて、私の言いたいのは、そういうところへ課長、時々行って管理、指揮、指導、監督というのをしっかりしなければならぬかと思うんですけども、ここで1つ、村長にお尋ねをしますけれども、職員は村の、村民の貴重なお金を給料としていただいているわけでありまして。とりもなおさず、職員だけでなく、議員もそうですけれども、そしたら、村民のために一生懸命働くんだという意識、それが私は欠如しているのかなという感じがするんですけども、村長、一昨年前、11月前までは私たちと議員として一緒に議会活動させていただき、阿久澤村長にはご指導もいただきましたけれども、そのときにもそんな声が出ておりましたけれども、非常にその意識が欠如している、私はそう思うんですけども、村長のお考えをお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

人事案件でございますので、いろいろ適材適所で私も配置させていただいたところでございます。そんな中で、職員にも差がございます。ただ、私から見ますと、職員も自分の能力を最大限に発揮し、それぞれの職務に精励しているというふうに感じておりますし、また、それは私は認めております。そんな中で、今指摘されました欠如されているところがあるということであれば、もう一度精査し、適切な指示をしたいと、こんなふうを考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 時間がないのではしよります。

ぜひ、課長も監督、管理しっかりしていただき、村長にも折に触れてそのことも職員にしっかりと伝えていただきたい。

最後になります。

顧問弁護士の対応ということでもありますけれども、これも第1回の議案審議のときにも私質問したんですけれども、明快な答弁が出てこない。まず、2月23日の夜だと思います。日が違ったら訂正して結構ですけれども、東京の弁護士のところへ行ってお願いをしたということですが、その人の名前と、どんな要件で行ったのか、副村長にお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） お答えいたします。

東京都のさくら通り法律事務所、清水勉弁護士であります。この方は、日本弁護士連合会情報問題対策委員会の委員長さんで、平成21年11月に当議場にてご講演をいただきました全国町村議会議長会事務局次長であった岡本光雄氏から紹介を当時受けております。

依頼内容におかれましては、1月14日工事開始となった跡地造成において、2月22日、基地対策・財政課長より文書、前の17年1月をもって賃貸借契約の解除はしてあるが、厳密にいうと、実際に土地を利用するときには、榛名カントリークラブは建設、支柱埋設などを実際にするには、構築物の引き渡しというんですか、更地復旧の手続が終了していない可能性があるというふうな指摘を受けました。

我々は議員の時代にも、議員も当時わかっておるとは思いますけれども、建物はだめだけれども土地は大丈夫だというふうな当時の説明を聞いておりましたので、これを信用しない状況でございましたけれども、当時の室長と話し合った結果、これはちょっとおかしいよと。要するに、建物に電線ですか、それが埋没してあったものがございます。それは、建物につながっているものはこれに準拠するというふうなことで、これはだめだというふうなことで急遽、先生に電話等でお願ひしたら、とにかく来てみてくれという、見なければだめだというふうなことで、書類をお持ちしまして、当日夜11時までかかってやってまいりました。

そういうふうな中で、緊急避難的として、当時は発表しなければならないというふうなことで、合意ができる状況でありましたけれども、これもいよいよになるとだめだと。だけれども、緊急避難的として、清水先生に頼まなくちゃならないかというふうな中から、原状回復、更地復旧の法的手続を行っていただきました。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） 最後、いいですか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時5分休憩

---

午前10時5分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。



7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） それでは、お答えはもちろん、時間がないと思うので聞けないかもしれませんが、村の顧問弁護士は吉村氏ということで、これはいいんですね。今回の清水弁護士には、この問題については吉村弁護士が知っているのか、幾らかかったのか、その2問。

終わります。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） それは、費用に関しましては、前年度予算で議員さんが認めていただいた範囲内で処理をいたしました。

なお、吉村弁護士さんには、この問題について相談をしておりません。ということは、当時17年のときに扱っていただいた関係がございますので、特に緊急を要するというふうなことで。なぜかというのと、清水先生も2週間を必要とされました、実際には。ただ、裁判になった場合には最低限2カ月かかるんですけれども、手続だけで済むのなら最低2週間かかると。2週間かかりますと、たしか3月8日前後でしたか、発表に間に合わないというふうな状況だったんです。したがって、その場合にはそれを1週間でやってくれというふうな形をお願いをしてきました。

したがって、2週間かかった場合には、返答でもしあれだったらここで撤退をするしかないというような、腹をくくっての状況でございました。一つの12月の議員の皆さんに予算を組んでもらったときが第1点、そしてこの問題が第2点、幾つかある山の中の本当1日か2日のずれの中から、本当に薄氷を踏むような状況で、やめるかどうかというようなことを、常にその状況の中で進んでまいって、すべてが議員さんの応援があったからこそできたものだというふうに今でも理解しております。

〔「ありがとうございました」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 以上で、7番金井佐則君の一般質問を終了いたしました。

ここで15分間休憩いたします。開会を22分。

午前10時8分休憩

---

午前10時22分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続き、質問順位2番南千晴さんの質問を許可いたします。

5番南千晴さん。

〔5番 南 千晴君登壇〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

先日、平成24年版「子ども・子育て白書」が公表されました。それによりますと、半世紀前には、

65歳以上のお年寄り1人をおよそ9人の現役世代で支える胴上げ型社会だった日本は、近年、3人で1人の騎馬戦型社会になり、このままでは2050年には国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人の現役世代で支える肩車型の社会が到来すると見込まれております。

日本の抱えている問題の根源にあるものは、高齢化問題というよりも、高齢者を支える現役世代の減少、将来の現役世代である子供が生まれないこと、少子化であると考えます。

少子化対策とは、今後、結婚し家庭を持つことになる若者世代が将来に不安を感じずに、子供を産み育てようと思える社会を構築することではないでしょうか。これは子ども・子育て支援だけでなく、その前の段階での若者支援、雇用、結婚、出産、子育て、教育、男性・女性の働き方、セーフティネットや医療、健康等に至るまでにおける体系的な支援が必要ではないかと私は考えます。

今回は、その中でも安心して子育てができる環境づくりについて、また、少子高齢化社会における雇用について、住民の皆様の声から、本村でできることはないかという視点で質問をさせていただきます。

また、ことしの2月に30歳という若さで永眠されました、私の友人であります故みどり市議会議員の蓮孝道君が精いっぱい命を掛け、がんと闘いながら、がん対策の重要性を私に教えてくれました。そのことを胸に、一人でも多くの方ががんで命を落とすことなく生きられる社会を目指して、村でできるがん対策について質問させていただきます。

以下、自席に戻りまして質問を続けます。

○議長（高橋 正君） 5番南千晴さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

まず、安心して子育てができる環境づくりについてお伺いしたいと思います。

最初に、幼稚園における満3歳児の入園についてお聞きいたします。

この質問は、一昨年9月の定例会にて、私のほうでも一度質問させていただいておりますが、そのとき、満3歳児入園については、施設面等で課題がたくさんあり難しいといったようなお答えでした。しかし、学校教育法の第26条では、「幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」とあります。

そこで、本村において、満3歳児の入園、その受け入れをその後検討していただいたのか。また、実施されていない理由や課題について、まず担当課長に説明を求めます。

○議長（高橋 正君） 早川学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 本村の幼稚園におきましては、入園の時期について毎学年の初めとすることから、実際に3歳児として入園できますのは、3歳の誕生日後の最初の4月というふうになっております。これを、ご質問のように、満3歳到達即時入園という形で行うには、現行の3歳

児クラスの下に新たに満3歳児クラスを設ける必要が出てまいります。これにつきましては、国が定めます幼稚園設置基準におきまして、学級は学年の初めの日、いわゆる4月1日を指します。この日の前日、いわゆる3月31日において同じ年齢になる幼児で編制することを原則とするというふうに定められていることによるものでございます。

このように、新たに満3歳児クラスを設けようとした場合に、南北両幼稚園において、それぞれ専用の保育室が必要となります。現状におきましては、両幼稚園ともにあいている保育室がございますので、最大の課題という部分につきましては、どのようにして満3歳児用の保育室を確保するかということになるかと考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課題ということで、満3歳児クラスを村のほうでは別に設ける必要があつて、その教室等が足りないということで実施できないというような課長のお答えでありましたが、しかし、施設が足りないとおっしゃっていますが、北幼稚園に比べ南幼稚園を見ますと、図書室だったり、まだあいているスペース、あいている教室があるように私は思うんですが、例えば南幼稚園だけ考えた場合、そこで実施できるような可能性はあるのではないのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） ご指摘のように、南幼稚園については、仮に保育室に転用するということになれば、できないこともない、そういう部屋があるのは事実でございます。しかしながら、現在、預かり保育を実施しておりますけれども、この預かり保育につきましては遊戯室を利用して行っております。この預かり保育の利用者がふえていった場合に、預かり保育専用の部屋が必要になるというふうな考えもございまして、転用可能な部屋というものを、将来的にはこういった預かり保育専用の部屋に検討していかなければならないというふうなことも想定をしているところでございます。

なお、南については、そういうふうな状況でございますけれども、いざ榛東村が満3歳児即時入園を行おうとする場合に、南北両幼稚園が同時にしなければならぬという課題もございますので、その面を踏まえて検討していく必要があるというふうと考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 課長のお話の中で、施設面で考えると、南幼稚園の可能性、できないこともないということではありますが、北幼稚園も一緒にということで村のほうでしていくためには、現状では難しいといったお話であります。しかし、現在の施設においても、幼稚園の場合、定員を満たしていない状況でありますよね。実際に定数よりも人数が少ない中で、例えば3歳児との混合クラスとい

う可能性は、そういったことは考えられないのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 今の混合保育というのは、仮に3歳児クラスと称するそのクラスの中に、3歳児、誕生日と同時に入っている子、あるいはそれからやや1年近く経過する子、そういったお子さんが同時にということでございますけれども、このような形での混合保育というのは、特に低年齢児にあつて、その1年の差は非常に大きいという中で、満3歳、誕生日を迎えたばかりの子とやや1年経過している子、そういった子を同時に保育するというのは非常に幼稚園教育としては不適切であると、そんなふうな現場からの声も聞いております。

そういったことで、混合保育というのは幼稚園の中では、特に公立幼稚園の中で実施しているという話は聞いたことがございませんので、これについては慎重に検討を要するというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 確かに、満3歳児は、原則として学齢の異なる3歳児から5歳児とは別学級にすることというように、先ほど課長が言いました幼稚園の規定というんですか、書いてありますが、実際に3歳児との混合クラスを設けている幼稚園も、私が調べた限りありました。

これ私ごとになりますが、私、3歳になった年の、もう秋ですよ、3歳の誕生日を迎えた後、年度を待たずに保育園、当時の南部保育園のほうに入園しまして、そのときは同じ学年の別学級がなかったため、1つ上の学年のクラスに私自身も入りました。しかし、特にそれで問題もあつたわけでもありませんし、保育園に行くのが逆に楽しみだったような記憶もあります。実際、1つの学年としましても、4月生まれ、3月生まれ、もうそこでその時点で差があるわけで、一学年違うという部分で、3月生まれの子と次の学年の4月生まれの子で差があるかといいますと、それほど差がないような、そういったことも考えます。

また、施設や教室が足りないという部分で、預かり保育専用の部屋も必要だということですが、以前、新潟県の聖籠町に総務文教常任委員会で視察に行ったとき、預かり保育や延長保育の様子を委員会で視察させていただきました。そのときも、やはりあいている教室や図書室や遊戯室を使つての預かり保育だつたと思います。村の見解としては、施設面で課題があるということですが、当時、一緒に視察に行きました副村長、通告にはないんですけれども、あのとき副村長も一緒に現場を見られて、いろいろ感じたこともあると思いますが、その視察等も踏まえて、村の見解は施設が足りない、そういった今、課長がお話ししてくれたことだと思いますが、個人的な見解としてでも構いませんので、混合クラス等についてお考え等があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） お答えいたします。

ともに私も聖籠町に行ってまいりました。子供の発達、個人的な意見ということなので、正式な答弁は村長のほうから出ると思えますけれども、あえて個人的な意見で申し添えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、今の榛東村におかれましては、すばらしい保育園3園と、あと幼稚園2つ等があると、村民はそう考えておると思えます。そのような中で、子供たちは平等な教育を受ける権利があると。また、その設置者は、平等に受けさせる義務があるというふうな形から申しますと、できるだけ努力をして、今後はこれは対処していかなければならない問題かなというふうに、まずもってお答えをしておきます。

なお、本村の幼稚園ではというふうな形と、最終的にはあれですか、学級編制は原則とするというふうなことになっております。この原則というのは、法律じゃない、突然言われたのでわかりませんが、恐らく省令か、あるいは課長令か部長令か、その辺のところの部分だというふうな形でいきますと、ご指摘のとおり、混合保育もありかなというふうな状況下に、私は個人的には思っております。

そしてまた、学校教育法なんかでも飛び級というのが、世界的にはどんどんそれが認められているんですけども、日本でも幾つかの大学で既に飛び級を認めて、入れております。そういうふうな中で、飛び級に関する文献その他というのは非常に少ない状況になっている。その中で、一番幼児教育において何ていうか、弊害が一番少ないのは幼児教育かなというふうにも思っております。そういうふうな中から、村も今後、住民の方々、そして議員さんの方々がそういうふうな形に進めということであるなら、できるだけ努力をしながら、これはやっていくべきかなというふうに私は思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 個人的見解ということですが、本当に当時一緒に総務常任委員会のほうでいろいろ視察に行かせていただいて、副村長の教育に対しての熱意というのは私自身も感じておりました。可能性のあるようなご答弁いただきまして、ありがとうございます。

そこで、村長にお伺いするところなんですけれども、その前に、これも通告にはないんですけども、教育長のほうにお伺いしたいと思います。

満3歳児は、やはり学校教育法で入園ができるとされております。定員に満たない本村の幼稚園において、実現できる可能性はあるのではないかと私は思いますが、施設がどうかそういったこと以外に、満3歳児に対する幼児教育について何かお考えがあれば、簡潔にお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） それでは、お答えします。

本村の就学前幼児数を調べましたところ、これから数年間は130から150ぐらいのお子さんが1年に入ってくると、その後ぐっと減りまして、100人ちょっとというふうなデータがございまして、今の現状を見ますと、就学前の幼児数が減っていると。それから、若い世代は共働き家庭が多くて、働きながら生活を立てていると。そういう状況があって、やはり長い時間子供を預かってほしいという要望はかなり強いんだろうと、そういうことを踏まえます。

この現実を考えると、幼稚園離れというのが今後加速することも懸念されるというふうには思っております。このことも視野に入れなければならない。

国が打ち出しております総合こども園構想と、こういうのもありますけれども、この動向も見据えつつ、先ほど来出ている施設等の問題はもちろんあるんですけれども、さらにですね、今度の幼稚園要領も、幼稚園の教育を充実すると、そういうような文言が新たに加えられておりますので、満3歳児入園であるのか、それとも混合クラスにするのであるか、いろいろ方策はあると思いますので、この実現については検討していく大きな課題だと、そのようにとらえております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） ここで村長にお聞きいたします。

近年、少子化が進行し、さまざまな社会的な背景から、低年齢からの集団保育を望む保護者や、職業を持っているが子供を幼稚園に通わせたいという保護者に対して、この満3歳児の入園、満3歳児保育は必要な支援だと私は考えます。

村の現状を考えましても、保育園では定数以上の受け入れ、一方で幼稚園の定員割れ、非常にバランスが悪い状況。前回質問しました就園奨励費ですが、本村では村外の私立幼稚園に対して出さないということからも、やはり公立だから、公立では実施していないからという理由だけでやらないというのでは、保護者も納得できないと思います。

以上のことを踏まえても、満3歳になった学年の途中からでも受け入れられる満3歳児保育について村として考えてくださるのか、村長の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

先ほど南議員が話されましたように、去年の9月ですか、確かに南議員、この問題を取り上げてくれました。そのときは、南議員ご承知のように、施設とかいろんな面で、今のところは村はできないとは言わないけれども、前向きに検討しますよというようなご答弁をさせていただいたと思います。

それからいろいろ関係各長とともに相談をし、そしてまた施設等の利用状況も把握をしてまいりまし

た。そんな中で、やはり先ほど来、課長や教育長が申し上げているように、現状の施設内での対応というのは、これは難しいということは確かでございます。というのは、各保育園にも園庭がございます。園庭も、保育施設をつくる以上に園庭の大切さというのは、非常に子供たちにとっては欠かすことのできない一つの施設ととらえております。

そんな中で、今、国でも幼保の教育を一体化するんだというようなお話も出てまいりましたけれども、それもなかなかかどらないのが現状でございます。というのは、やはり地方を見た中での議論でそういうことになっているのかなというふうに思っております。最終的には、今の施設を有効利用させるというような観点から、やはり幼稚園・保育園の教育内容も本当に微差ではございますけれども、そんなにも違ってこないというふうな観点から、今の現状を見地し、そしてまた時代を考えたときに、もう一度新たな考えのもとに考えていかなきゃというふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） じゃあ、村長、これ一つだけ聞きたいんですけども、現状において預かり保育と同様に、混合クラスで試験的に実施してみるような、今のある施設の中で実施してみるというような、試験的にやってみる、そういう考えはないのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それは少し難しいかなというふうに思います。というのは、この幼保教育は、試験的とかなんとかいうよりは、やはりその現場に即応したことで進めていかなければならないということで、試験的に入った人はいいいんですけども、試験的に外れた方はどうなのかというような懸念もございますので、その辺はまた検討させていただきます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 私が言った試験的というのは、外すとか外さないじゃなくて、とりあえずどのくらいの要望があるのか、そういった部分は預かり保育も1年間をかけて実際やったわけで、1年終わった後、今年度からスタートしたわけですよ。そうすれば、3歳児入園に関しても、受け入れてみて、どのくらいのニーズなのかっていう部分もあって初めて、そんなに1人、2人、3人の場合は、それこそ1つのクラスを設けずに、混合クラスでも大丈夫ではないかなと思うんですよ。例えば、ちゃんと補助教諭を配置したり、幼児の安全性を図るような対策さえ講ずれば、施設だけが問題じゃないような私は気がしています。

幼稚園において、地域の実態、また、保護者の要請にあわせて幼児の生活が、全体が豊かになるように、幼児期の教育を支援することは必要であると思います。また、各学年のクラス編制も、同年齢の子供で編制しているところもありますが、異なる年齢の子供たちでクラスを編制する縦割り保育等

を行う幼稚園も実際あります。

本村の現状から、今後の幼稚園を初め保育園等も含めて、少子化における女性の雇用や就労支援、そして子供たちへの投資について、今しっかりと考えなければいけないときだと思っています。

次に、図書室、児童館についてお聞きいたします。

こちらも、以前より質問させていただいておまして、村民からの要望があることは執行部のほうも理解していただいていると認識しております。時間の関係で次々へといきたいので、短くさせていただきますが。

第5次総合計画の中に学習施設の整備ということで、図書室、学習センター、児童館等複合施設の整備として、実施年度が平成20年から後期にかけてとあります。しかし、これまで、こういった部分に関して進んでいないのが現状であります。

しかし、本村では、子育てに関して、各保育園に子育て支援センターがあり、園に通っていないお子さんと保護者の方が多く利用しております。しかし、それも土日や休日、長期休業等で利用できないときもあり、そのようなとき、村にある児童館や図書室を利用しようと行くと、そこは小学生が多いため、小さいお子さんを一緒に遊ばせるのは危なく、また、図書室も小さい子供、乳幼児向けの本がそろっておらず、スペースも確保されていないため、村外の児童館等の施設を利用する以外にないと、子育て中の親御さんよりお聞きいたしました。これが本村の現状であると思います。

子育てしやすい環境を整えるためにも、これらの施設の整備が必要だと私は考えますが。そこで、今後、財源や場所等も含めて、第5次総合計画にあるこれらの複合施設の整備をどのように進めていくのか、村長のお考えをお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

第5次榛東村総合計画策定時点においては、先ほど議員が述べられたように、学習施設の整備として図書室とか学習センター、児童館等の複合施設の整備については、平成20年から実施するというところで計画されております。

榛東中学校の改築、移転や新築、それから南小学校の耐震工事、南部公園の整備事業等の大型事業の実施による財政状況を踏まえ、毎年度実施している長期根幹計画のローリングにより、実施年度については検討を加えているところでございます。

財政を取り巻く現場は非常に厳しいものがありますが、施設整備については関係機関とも——関係機関というのは、防衛の補助等を受ける都合がございますので、そこら協議も行っておりまして、平成25年度中に建設委員会を設置し、広く住民皆様のご意見を伺いながらその対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。



〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 実際進めて、平成25年度をめどにそこからスタートということで進めていただくということで、村民の要望もありますので、ぜひ進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、相談体制についてお聞きいたします。

現在、保健相談センターでは、各種検診やさまざまな事業を行ってくださっております。また、センター内には、小さな子供たちが遊んだり、本を読んだりできるスペースもありますが、気軽に子育て世代が相談に立ち寄ってよいものかと、まだまだ疑問や、遠慮されている方も少なくないのではないかと私は思います。

健診時等でも保健師の方にいろいろなお話や相談をしているケースもあるとは思いますが、プライベートな悩みに関しては、そういった機会にはなかなかできない状況であります。そこで、保健相談センターにある相談室、しっかりとした相談室があそこには設置されているんですけども、そこをもっと活用して、相談しやすい環境の整備と、特にプライバシーを守る相談体制を整えていただきたいと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 保健相談センターでは、子育て世代に重要な両親学級、乳幼児健診、ワクチンの予防接種、おはなしアイアイ、すくすく教室等の事業を実施しております。すべて保健相談センターを利用して実施しているわけですから、子供の生まれる前から子育ての真っ最中でも、保健相談センターに出かける回数は相当な回数になると思っております。

子育ての悩みを持ったお母さん方は、保健相談センターのスタッフとは遠慮のない相談ができると考えているところがございます。スタッフも、相談に対応する体制は整えてお待ちしております。また、相談内容によっては、別の行政機関、医療機関、教育機関等への相談が必要な場合も想定をされますが、このような相談先の仕分けについても、できる限り対応できる体制を整えてお待ちしております。

また、保健相談センター内の相談センターでございますが、議員がおっしゃられましたように、プライバシーに配慮した部屋がございます。相談があれば事前に電話連絡等していただき、相談日等を調整して出かけていただければ対応が可能かと、そのような体制をとっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） そういった、今、課長がおっしゃってくださったようなことを、住民にどういうふうに周知するかという部分で、そういう部屋があって、しっかりと相談をしますよということ、

受け皿があるということをどのように住民に周知してもらうのかということが大事だと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 私も4月にこちらの課に来まして、その関係について、保健センターの保健師等ともお話をしたわけですが、実際の体制としては、現在でも結構相談には来ているという話はお聞きいたしました。スタッフもたくさんおりまして、また、保健相談センターはたくさんの方の行事を実施しておりまして、村民がいつも多いときにはなかなか、プライバシー的な相談に来られた方が中に入れないというような話もお聞きいたしますけれども、先ほど話しましたように、保健師さんとお母さん方、顔もつながっている状況だと思いますので、遠慮なしに入っていただけるように日々声かけはしていると伺っております。

また、今お話のありましたように、もし周知不徹底であれば、広報等を利用いたしまして、相談の受け付け実施しておりますというようなことを、これから村内に広めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） ぜひ周知して下さるよう、いろいろな方法で行っていただきたいと思っております。

新聞や報道等を見ていると、子育てに悩み、ノイローゼ、介護疲れなどの原因から、悲惨な事件や事故が起こっています。子育てや介護をしている方が相談しやすいように、またDV等の相談に関しましては、プライバシーと本人を守るように、相談者が相談しやすいような形で体制を充実していただきますよう、よろしくお願いします。

介護のほうに関しましては、包括支援センターのほうで対応してくださっているということで私も認識しておりますので、そちらのほうでも同じように周知をしていただくようお願いいたします。

続きまして、がん対策についてお聞きしたいと思います。

今年度より、榛東村でも一部において個別検診が可能となり、また、1日にできる総合検診が実施される予定となっております。また、乳がん検診については、健康づくり財団が乳がん検診の視触診を行わなくなったことにより、視触診について他の医療機関で受診することとなりました。マンモグラフィーについては、集団検診での受診とありますが、村が指定する医療機関において、もし視触診以外に一緒にマンモグラフィー検査ができる場合、一緒に受診しても構わないのか。また、乳がん検診の注意点について、あれば簡潔にお願いしたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 乳がん検診につきましては、今、議員のほうから話がありましたように、財団の対応変更によりまして、受診の形態が変わったということでございます。視触診が今まで村の集団検診と一緒にできたわけですが、財団が実施しなくなったということで、本年度の受診体制といたしましては、渋川地区医師会の17医療機関において、視触診を先に受けていただき、その後、村の集団検診、ことしは総合検診となりますが、マンモグラフィーの受診車が参ります。そこで受けていただくと。基本的に視触診の受診結果のない方は、マンモグラフィーは村の総合検診では受診できないというふうに対応が変わっております。

それから、渋川地区の17医療機関、村が契約をするわけですが、そこでの視触診とマンモグラフィー検査を同時に受診することができるかという質問でございますが、渋川地区ではマンモグラフィーの施設が整っている医療機関が西群馬病院と渋川総合病院、2カ所になっております。この施設としましては、診察の能力等から、西群馬病院では国が実施しておりますクーポン持参の方の受診のみ受け入れということでございます。それから、渋川総合病院は、渋川市の在住者だけということになっておりますので、17施設においてこの2施設は入っておりませんので、渋川地区で視触診とマンモグラフィーを個人的に受診することは、今の時点では受診ができません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） そういうことになりますと、先に医療機関に行って視触診を受けて、そうでないと集団検診のマンモグラフィー検査を受けられないということですよ。そうしますと、視触診を受けてもらわなきゃいけないということで、このあたりもしっかりと住民の方に理解していただかないと、なかなかマンモグラフィーと視触診を合わせて受診率になるわけで、片方だけでは意味がないということなので、そのあたり、しっかり周知をしていただきたいと思います。

例えば、かかりつけの医療機関が村の指定する医療機関以外の場合、例えば前橋市だったら前橋市にある医療機関で受診した場合、子宮頸がんの検診も含めてですけれども、これ償還払いということで対応してくださるのか、お聞きします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 管内以外のかかりつけ医による受診も検討いたしまして、本年度は、今お話のありました償還払いで受診が可能となっております。ですが、この場合、インフルエンザワクチン接種などと同様に、事前に村の保健センターのほうに申請をお願いしまして、受診を受けた後に検診票、領収書等を添付の上、検診の支払い請求書を提出していただき、償還払いを実施すると。先に受けてではなくて、村のほうに、これこれこういった医療機関で受診をしたいというようなお話をしていただいた後に受診をお願いしたい、そういうことでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） その償還払いの説明等も、検診が始まる前に、先ほど言ったことも含めて、一度広報等で周知徹底を図っていただきたいと思います。

次、乳がん検診の対象年齢についてお聞きいたします。

以前も対象年齢拡大について質問しましたが、なかなか実施していただけない状況であります。しかし、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターによりますと、今、日本人の女性の16人に1人が生涯の間に乳がんになると言われております。最近では、乳がんにかかる女性は30歳代ごろからふえ始め、40歳から50歳でピークを迎えます。30歳から64歳では、乳がんが女性のがんによる死因のトップになっており、厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成23年の乳がんによる死亡数は1万2,730人となっております。乳がんは20歳代でかかる方は少ないとはいえ、年々その罹患率は増加しているようであり、若いときから関心を持つこと、早期がんで発見することが大切だと私は思っております。

そこで、今回の視触診ということで、個別検診対応としてくださったわけですが、もし仮に同じ条件で30歳までに年齢を拡大した場合、事務的や費用的に何か影響があるのか。あるか、ないかという部分でお答えください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今回、償還払いの対応、あるいは財団の対応変更によるマンモグラフィー、視触診の個別化ということで、年齢の拡大についての30代までの拡大についての事務的な支障はございません。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 私が調べた限り、群馬県では、太田市では30歳から39歳の方は個別検診で乳がん検診、視触診ということで受診できます。また、浦安市や市原市では、30歳代では超音波検査と視触診検査が受けられるといったような自治体もございます。本村でも、若い世代の方にも関心を持ってもらうため、そして早期がんでの発見、早期治療に結びつけるためにも、ぜひ乳がん検診の対象を拡大していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

先ほど来、課長からお話がございます。いろんなことについては啓蒙不足だということが指摘されておりますので、それは逐次行うということでお約束させていただきます。

それから、30歳代の乳がんの関係でございますけれども、これは行政がやりたいということであっても、地域の医療機関との何ていうか、話し合いというか、それも含めなければ、念頭に置かなければなりません。そういったところとこれから調整しまして、前向きに検討していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 先ほど課長でも、事務的、費用的にそんなに影響はないといったようなご答弁でしたので、村長、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、今回、新たに個別検診で一部子宮頸がん検診にしろ、特定健診等ができるようになって、これは大変、私としても今まで要望した中でありがたいなと思っているんですが、健康づくり財団がまた来年、25年度から例えば視触診を行うみたいになったにしても、個別検診はなくさないで、また、さらにほかの胃がん検診や大腸がん検診、そういった部分のほかの検診でも個別検診での対応ができるように、今後はより一層そういった部分に取り組んでいただきたいと思うんですが、そのあたりもいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 財団の対応変更がありまして、個別検診が実施されるわけでございますが、今、議員がおっしゃいましたように、個別検診が村民の要望にこたえる制度であれば、もし今後、対応変更があり、また財団での視触診等の関係でもとに戻ったとしても、個別検診についてはこれから先も実施していくというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） つけ加えさせていただきます。

がん対策は乳がんだけじゃなくて、いろいろながん対策を講じているところです。県も、がん対策の検診を50%に上げるという目標を持っております。しかし、榛東村でもそれに追従し、検診を受けるようにということで、今年度からワンコイン検診という立ち上げをさせていただきました。県でも、非常にその対策については評価されているところでございますけれども、それが評価されるだけじゃなくて、やっぱり現実に本当に対策に役に立っているか、効果が出ているかというようなことも検証しながら、これからも、南議員が話されますがん対策については、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今後は若年層や子育て世代の方が受診しやすいように、小さなお子さん連れでも受診できるような体制を整えることも必要だと私は思っております。村の取り組みが受診率の向

上とがんの早期発見へとつながるように、私も期待したいと思います。

最後に、少子高齢化社会における雇用についてお聞きいたします。

少子化における労働人口の減少は、日本の経済の衰退につながると言われております。また、現役世代、特に若者を取り巻く雇用環境を見ますと、非正規雇用と就労形態により、家庭を持てる割合が大きく異なり、内閣府が実施しました2011年結婚・家族形成に関する調査によりますと、既婚者の割合を年収別に20代、30代の男性について見てみると、300万円未満では結婚しているのが8%から10%である一方、300万円以上の年収となりますと25%から40%となっており、この300万円というところに大きな差が見られるという調査がありました。

また、子育て世代の所得分布では、1997年は30代では年収が500万円から699万円が最も多かったんですけども、2007年には300万円の雇用者が最も多くなっており、この10年で低所得層に子育て世代の方たちがシフトしていることもわかっております。ここに、将来結婚を望んでいるのにもかかわらずできない、理想と現実のギャップが、雇用に関してもあるのではないかなと私は考えまして、雇用や経済状況も少子化の一つの要因だと言えらると思っています。

そこで、本村では何ができるのかと考えた場合、雇用の創出を図ること、例えば企業の誘致もその一つではないかと思いました。そこで、企業誘致についてお聞きいたします。

白子のり以降、本村は企業誘致に対して積極的に今まで取り組んできたのか。また、企業側からの問い合わせ等があったのか、そのあたり簡潔に答弁をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

榛東村では、高崎市や前橋市にほど近く、高速道路も近くにあるため、首都圏との行き来に利便性に本当にいい立地をしております。また、高渋バイパスも開通することでありましたので、交通の便がよくなっているという確信をしております。また、震災被害にも比較的強いと言われており、首都圏の企業は第2、第3の拠点として進出してくることをもくろみ、その誘致に全力を挙げるということでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 村長、クリーン榛東の会というチラシの中に、産業や企業誘致を推進し、元気な榛東村をつくりますというように書いてあったのを私覚えているんですけども、具体的な形で、榛東村のこのあたり、このような土地にこういった企業を誘致したいといったような具体的な考えが現時点であるのか、お伺いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） すべてではございませんけれども、先般、臨時議会を開かせていただきまして、ご可決いただきまして、お認めいただきました上サ15号線の路線の全線開通に向けた事業でございます。私、村長に就任いたしまして、その後、あそこの工業団地に進出したいということで2社から連絡がございまして、現地案内をさせていただいたところでございます。しかし、あの道路を見たときに、企業様がこれではちょっとということで難色を示されたという経緯がございます。

そんなところから、私もかねてよりあそこの道をちゃんと通行できるようにして企業誘致を、ましてあそこは企業が集まっているところでございますので、一番力を入れなきゃならないところだということで、その対策を講じたところですけども、それも地元の人のご理解を得まして、今回解決し、防衛のほうの調整もつきまして、今年度か、来年度ちょっと繰り越しになるかもわかりませんが、道路整備をし、そしてそこを企業誘致の核としてこれから進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 今、村長のお話の中で、企業からお話があったということですが、現時点でもそのお話は継続してあるのか。道路を整備するわけですから、実際やっぱりそういうような形で、もしいいお話があればとは思いますが、そのあたり継続して実際、現時点もあるのか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 残念ながら、そのときで切れてしまいました。そして、後で聞いてみましたら、吉岡に今オファーをしているそうです。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 何とか道路も整備するから、やっぱり榛東村を考えてくれっていうようなことで、村のほうから村長がやっぱり営業に行くなり働きかけていかないと、企業の誘致というのは本当に難しいことだと思うんですね。そういったことを踏まえつつ、今後取り組んでいただきたいと思うんですが、今後その意気込みを、ぜひ村長お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） おっしゃるとおりでございます。私も、選挙公約でやはりそういったこともうたってきました。そんな中で、今、南議員が指摘されます企業誘致もしっかりとしていかなきゃなというふうに思っております。先ほど、逃げられちゃったというような企業もございますけれども、それも含めて、新しい企業にもアタックしていきたい。

そんな中で、今、群馬県で進めております首都圏の機能を震災等で万が一失ったときに、その機能をバックアップする機能の企業誘致ということを進めております。そして、私もそれに着眼しまし

て、今、前橋市、玉村町、吉岡町、当村と、その市町で一つのエリアをつくって、お互いに情報交換をしながら進めようじゃないかということで、第1回の懇談会を近々に持つことになっております。そんな中で、村の主張、それからまた地域の主張、広域を超えた中で話し合いをして、そして県との強いパイプを持っております山本前橋市長を筆頭にこれから進めていきたいと、こんなふうを考えております。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） ぜひ進めていただきたいと思います。企業の内容とか、いろいろそういった部分で村に影響があるのかどうかとか、細かい部分もいろいろあるとは思いますが、まずは村にも来ていただきたいというような姿勢を村外に示すということは非常に大事なことだと思いますので、ぜひ村長ご努力いただきたいと思います。

少子高齢化社会における特に女性や若者の雇用の創出は、税収はもちろん、年金や医療、介護等の社会保障にも深く関係していると私は考えます。

最後になりますが、これからの榛東村が少子化、人口減少社会の日本において、その中でどのような形で生き抜いていくのか、今の私にはまだ先が見えてきておりません。前に進まなければ未来は見えないからこそ、政治が後戻りしてはいけません。一步一步前に進んでいけば未来があると私は信じています。これから、榛東村が前を向いて進んでいくことに期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で、5番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

続きまして、質問順位3番山口宗一君の質問を許可いたします。

2番山口宗一君。

〔2番 山口宗一君登壇〕

○2番（山口宗一君） 皆様、こんにちは。2番山口です。

県の教育委員会は、今春の公立高校入試の結果を発表しました。学力検査の受験者の平均点は、500点満点中265点でした。また、合格者の平均点は276点と、昨年に比べて4点ほど低かったそうです。そのような中で、榛東中を卒業された多くの生徒の皆さんは、日ごろの勉強の成果を十分に発揮されて、それぞれの段階へ進まれたようで、非常に喜ばしいことだと、そのように考えております。

その教育の改革には終わりが無いと言われております。詰め込み教育の反省からゆとり教育に変わり、学力が低下されると教科書が再び厚くなったと、そういうことで、根のある教育を打ち出した元県教育長であった山川さんは、次のようにおっしゃっております。「教育というのは、熟さないうちに方針を動かし過ぎてはいけません。学校の現場が大変になり、迷いの中で、教えている先生は皆苦勞している。世の中がおかしいから教育が重要だというなら、まず先生を大切にしなければならない。そうでなければ、教育の成果が上がらない」としております。



ご案内のように、きょうの私の質問は、教育環境の充実を含め4問です。以後、自席にて質問させていただきます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 最初は、新しい学習指導要領について、教育長にお伺いします。

平成23年度からスタートした小学校の新学習指導要領ですが、1年余りを経過した中で、多くの課題が出ています。ある調査によると、年間指導計画に対する各教科の授業進度を尋ねたところ、国語の授業について約4割の教員が「計画よりおこなっている」と回答したそうです。その理由として、教科書のページが大幅にふえ、教材の内容が変更が多かったためと挙げられているそうです。

ところで、榛東村の北小並びに南小の状況はいかがですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

今回の小学校の新学習指導要領の改訂においては、国語、算数、理科、社会、体育が10%程度指導する時数がふえたと。それに伴って教科書の問題ということでございますけれども、特に今回の改訂で、主に国語につきましては言語活動、これを充実しなさいと。言語というのは言葉の言語ですけれども、これは国語が中核的な教科になるということになると思います。

私も、小学校の国語の教科書を全部調べましたけれども、教科書をすべて教えるという内容ではございません。資料的な扱いということで後ろに載せられていると。

北小学校、南小につきましては、昨年度から教科書が変わりましたので、教科書が変わったことによって、学校では年間の指導計画というのを作成いたします。そうすると、年間、文科省の標準時数、これだけ使いなさいという以外に、まだ余剰の時間が十分ございます。年間35週で計算していますので、実際には40週ぐらいになりますので、その中で計画を立てております。子供たちの実態を見まして、国語の教科書のどこを重点化しようか、どこを精選していこうかという計画を立てておりますので、北小、南小については、教科書を教え切らないということはありません。

ただ、1つ問題として、保護者の方にも、今までは教科書を全部教えるんだというような、そういう見方があったと思うんですけども、今はそうではないということも、保護者の方にきちんと理解していただかなければならないかなと、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、教育長がお答えになりましたように、全国的に指導方法というのが、なかなか教材とかなにか含めて、若手の先生とかベテランの先生に至るまで今迷っているような、そう

いう状況というのを話を聞いています。

そこで、調査で、授業のおくれへの対応では、若手とベテランで対応が異なることが明らかになっているようです。本村では、その辺はいかがですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 若手とベテランの先生ということですがけれども、教科書の指導計画につきましては、学校の中で研修というのをきちんと位置づけておりますので、そこに差が出ないように各校対応しているので、本村に限ってはその心配はないというふうに私は確信しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 研修というのはどこでもやられて、子供さんに平等な教えができるようにやられていると思うんですが、子供は先生を選べないわけで、やはり各クラスが同じような進行とか内容とか、そういうことに対して平等な教えができるという、そういうことが望ましいと思うんです。教育長おっしゃったように、榛東村では特にその辺も心配ないということなので安心はしておるんですけれども、ぜひ子供たちがおくれのないような、そういうことを進めていってほしいと、そのようお願いします。

次に、理科の授業について伺います。

この4月17日に全国学力・学習状況調査が、国語、算数に初めて理科を加え実施されたことはご承知のとおりなんですけど、新学習指導要領で授業時数が大幅にふえた理科では、記述式調査で観察や実験に関する知識を図ったようです。

そんな中、全国の自治体では、教員の苦手意識の強いとされている小学校での理科教育を充実しようと動きが活発になったようです。本県や本村の状況はいかがですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） ことしから全国学力テストに理科が導入されたにつきましては、やはり子供たちの理科離れと、これが背景にあるのかなというふうに考えています。確かに、小学校の高学年においては、理科の免許状を持った教員が専科的に各クラスを受け持つという形が理想かな。特に、理科につきましては、実験であるとか観察であるとか、計画的な準備というのが必要になると。担任が理科を持つと大変だということも、私は十分承知しています。

ことしから、群馬県のほうでは、理科の免許を持った教員を、県内で、残念ながら19校なんですけれども、モデル的に配置をしまして、その成果を3年後に問うて、そして理科の専科というのを各小学校に配置させようと、そういう動きが始まりました。ということですが、それは一つ期待したいと

いうことです。

それから、村内の北小、南小につきましては、高学年には理科の免許を持っているのではございませんけれども、小学校の教員はすべての教科を履修しておりますので、また、教材研究を深めれば、1人であれば十分対応可能でありますので、理科専科という形で5・6年生に配置させてもらっています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、専科というお話が出ました。ある調査によると、小学校で学級担任として理科を教える教員の約半数が、理科全般の内容に対して苦手意識を持っていて、約7割の教員が指導法について知識が低いとか、やや低いと感じているということが明らかになったと言われております。

そして、文部科学省は、本年度予算で小学校の専科教員をふやすために、400人の加配措置をしたようです。本村では、小学校の理科の専科教員配置及びに特別採用枠を新設するお考えはありますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 理科の専科教員の問題なんですけれども、小学校も中学校もそうなんですけれども、教員の定数によって専科が何人おけるということで、もうこれは法的に決められております。したがって、先ほど申し上げましたように、理科の免許を持った教員が専科として高学年の指導に当たるということは理想なんですけれども、私もある程度人事のほうでそういうような配置ができるように、今後考えていきたいと思っております。

それから、確かに、理科に対して苦手意識を持っている先生方は多いと思うんですけれども、そのために、群馬県の総合教育センターでは理科の研修講座というのをたくさん持っておりますので、夏休みとかを大いに活用していただいて、そこでしっかり研修していただくと。苦手意識はありますけれども、私は小学校の教員である限り、何でも教えなきゃいけないという気持ちは持っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） この過渡期のときに、2年間のいろいろ学習指導要領が変わるということで、いろいろな先生に対する教育とか本の選択とか、いろいろあったんでしょうけど、何か始まってからいろいろ予想もされないような問題が出ているということは、これは現場の先生も確かにそうなんですけど、教わる子供さんは非常に大変だなと、困るなど、将来において。

そういう意味で、特に、この前も質問の中で、小学校の場合は学級担任ということですべてを対応

しているんですが、教科担任が必要ではありませんかということの問いに対しても、現状で大丈夫だということなんですが、いろいろなこういう情報からすると、理科は特に実験とかそういうことを踏まえると、先生の知識の低さというんですか、失礼な言い方なんですけれども、そういうことで子供さんにきちんと教える能力が不足しているという、そういう危惧がありますので、その辺も踏まえて、榛東村ではそういうことのないようにご尽力いただければと、そのように考えております。

次に、社会科授業について伺います。

指導要領、生きる力の目標は、社会生活について理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家社会の形成者として、必要な公民的資質の基礎を養うと、難しいあれなんですけど、定めておるんですね。

さらに、学年ごとに目標と内容を決めています。例えば、小学校の第3学年及び4学年では、住んでいる地域のことを観察調査したり、人々の生産や販売についての見学、調査をしたり、生活に必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理についての見学調査、また、地域社会における災害及び事故の防止についての見学を調査するなどしております。教科書での授業も大事なんですが、外に出て直接目で見る、感じ取る、そういう指導も必要と思います。

ところで、1年が経過しての村の授業は予定どおり進んでいるか、お知らせください。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 社会科のことで3・4年生のことにかかわってということによろしいでしょうか。

3・4年生につきましては、国からの教科書以外に、「私たちの榛東村」ということで副読本を中心に学習しております。その副読本の内容は、今、山口議員がおっしゃったように、地域の学習ということです。社会科で一番大切なことは、実際に自分の目で見たり、聞いたり、感じたりということが非常に大事だということで、榛東村の小学校では地域学習には徒歩で見学を行う。それから、庁舎のバスを予約して、清掃工場であるとか、浄水場であるとか、実際に行って見学をしていると、そういう状況ですので、場合によっては業者バスを使って遠くまで出かけるということはあるんですけれども、やっぱり子供たちが実際に、写真で見る、映像で見るではなくて、きちんとその場で見てくるということを非常に重要視して、そういうプログラムを組んで学習しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひ、引率する先生とか保護者は大変でしょうけれども、社会科に関しては、工場でどのように、例えば自動車がつくられているのか、あるいはサービス業の放送事業とかなかで——具体的に言いますと、前橋の総社にある周辺の小学校は、NHKの前橋放送局を訪ねて、実

際に放送というんですか、そういう体験をして勉強しているようです。

ここの村も、7月1日からメガソーラーが供用するというので、そういったところの計画も恐らくあるのではないかと思うんですが、できるだけ時間の許す限り、そういった教科書だけでなく、目で見て、感じて勉強するという、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

次に、中学校のほうのことに、ちょっとお話しさせていただきます。

今春から新しい中学校学習指導要領の全面実施による体育授業で、必修化された武道とダンスについて伺います。

武道では、多くの学校が柔道を採用しているようです。礼節を身につけ、心身を鍛え、けがの防止につながると言われている柔道ですが、授業として3年間で単位時数は幾らになりますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

武道は、榛東中は柔道ですけれども、男女必修ということで、3年生まで必修化させておりまして、1年生が10時間、2年生10時間、3年生8時間、計28時間でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 柔道では胴着が必要なんですけど、調べたところ、新品で5,000円から1万円ぐらいで購入できるようです。これは、胴着は個人が用意するものですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 柔道着につきましては、2年前からあっせんして、本来より安く、3,500円で販売と。ただし、3年生につきましては、学校に備品と伺いますか、用意してございまして、40着ありますので、それを使うという状況です。ですから、3年生は学年も上ということで、持っているお子さんはクラスに三、四名程度で、それを使っている状況です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 30時間近く柔道の授業があるということになると、個人で持つ必要があるのかなと理解できますが、家計のこういう子育ての中で、先ほども300万円以下のそういう家庭のことを思うと、その出費も大変だと思います。できれば、そういう柔道着とかなにかが用意できれば非常にいいのかなと、そのように思っていますけれども、これは検討課題としてお願いできればと思います。

次に、ダンスなんですけど、多数の学校が現代的なリズムのダンスを選択しているようです。この種目の指導について、一部の教員が不安を感じているようですが、本村ではいかがですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 榛東中を例にとりますと、榛東中学校はダンスについてはフォークダンスが2時間、リズムダンスが3時間ということでございますけれども、確かにダンスの領域についてはなかなか難しい面があるかなということで、始まったばかりですので、県の総合教育センターというところで先生を対象としたダンスの講習会がびっちり組まれておりますので、そこで一生懸命研修していただいて子供たちに指導すると、そういう段階になっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今、教育長がお話しされたように、スキルアップを図るということで、研究会や検定試験を変えさせる動きがここに出ているようです。ダンスに関しても、3年間で何時間ぐらいになるのか、教えてください。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） ダンスにつきましては、フォークダンスが6時間、リズムダンスが9時間、計15時間です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 私なんか想像した中で、この学習指導の中で柔道あるいはダンスが、このように大きな時間をここに掛けてやられるということは予想しなかったんですが、これは国が決めたことなので、これでいいよ、悪いとかっていう、そういう問題じゃないと思うんですけども、ぜひ心身とかそういうことを含めてのことではないかと理解しておりますので、ぜひその指導についても十分なこういう指導ができる先生の育成というのも含めて、お願いできればと思います。

県ではこの春から、ご存じのように福島教育長から吉野新教育長にかわりまして、就任直後の記者会見で次のように述べられましたので、ちょっと紹介しておきます。「子供たちのためにという立場で、よりよき社会人を育てる教育を実践していきたい」と抱負を語りました。本村においても、他市町村にまさるとも劣らない、そういう環境をぜひおつくりいただいて、よい子供たちが巣立っていけるようにお願いしたいと思います。

以上で、教育関係については終わりますので、次の質問に移らせてもらいます。

次は、地域活性化について伺います。

ふるさと公園周辺の活性化について、ちょうど1年前の6月の定例会で、質問に対して村長は、おおむね次のように答弁されました。「あの周辺には、民間ではこけし工房、ガラス工房、JAの直売

所がある。官ではふるさと公園、耳飾り館、ワイン工房などがある。施設は、民も官もよいものを持っているが、それが点でしかない。それをいかに線に、そして面につなげて、経済の活性の拠点になったと言われるような対策を講じていきます。」と言われました。1年が経過しました。進行状況を伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

活性化事業につきましては、いろいろと模索をしているところでございます。特に、今、指摘されましたふるさと公園周辺の活性化について今検討を重ねております。その具体的な進捗状況については、係のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） ふるさと公園とその周辺の活性化についてお答えいたします。

初めに、何を目的とし公園周辺施設活性化を図るかについて、当該目的を明確に定める必要があります。そこで、内部において検討した結果、当該目的を経済活性化に係る村外への情報発信拠点の創出とすることが最善であるといいたしました。

次に、この理由は、ふるさと公園を中心とした半径約250メートル圏内の施設を公園施設周辺と定義し、抽出すると総合グラウンドやしんとうワイナリーなどがあり、これらの施設は村外からの集客力が高く、例として農産物等の試食など、さまざまな手法で直接的に情報を発信することができるという可能性を秘めていると考えられるからです。

本村の基幹産業は農畜産業であり、経済活性化を考える上で、市場の拡大とそのため村ブランド力の向上は欠くことのできない要素です。そこで、集客力の高い施設を有効活用した村外への情報発信が重要なかぎとなります。ちなみに、今述べました250メートル圏内という距離の設定根拠は、民間の事業者が新たに店舗を出店する際に重視する商権という考え方に基づき、徒歩客が目的を持って施設に足を運ぶことができる範囲、つまり徒歩5分の距離であるため、人の流れを容易に動かすことが可能となるからです。

次に、どのように情報発信の拠点を築いていくかについて説明いたします。

現状において、点在している公園施設周辺の個々を点と仮定し、人、物、そして情報の流れを線と仮定いたします。そして、今述べました点と点を線で有機的に結びつけること、そこで面が創出されます。点ではなく、この面で情報を発信することにより、効果的な情報発信が可能となりました。

現在、公園施設周辺の活性化につきましては、大学と連携して事業を行う大学連携モデル事業の中で検討することを視野に入れております。

次に、公園施設周辺の活性化の今後の進め方について説明いたします。

大学と連携し事業を進めるというお話を説明させていただきましたが、事業を進める過程で、民間企業では当たり前のように、導入されておりますP D C Aサイクル、Pは計画、Dは実行、Cは評価、A改善を意味しますが、こういった民間の事業活動における生産管理や品質管理等、業務を円滑に進める手法を導入しつつ、事業を進めたいと考えております。

具体的な事業振興の流れにつきましては、まず計画の段階で学生にアイデアを創出していただき、そのアイデアについて村が各種法的規制、費用対効果などを勘案し、実施の可否を精査、判断いたします。

次に、村が実施可能と判断できるものについては、当該アイデアに徹底的なマーケットニーズ調査を実施いたします。先ほど述べましたふるさと公園内のレストガーデンにおける施設運営事業の場合は、総合グラウンドやアリーナ等の村外来場者が調査対象となり、ニーズがどの程度点在するかを把握するため、アンケート調査等を行います。この調査において、村があらかじめ定めた基準値以上のニーズが点在するので、あれば該当アイデア実現のための事務処理、運営体制の整備を進めます。

次に、実行ということで、綿密な計画に基づき事業を実行します。

次に、評価ということで、事業の評価を行います。

公園施設周辺活性化の目的は、経済活性化に係る村外への情報発信拠点の創出であり、情報発信が効果的であったかどうかについては、経済活性化の観点から評価することができます。実施事業どれだけ経済効果があったかの調査をします。また、経済効果については、各事業の特性を勘案しつつ、あらかじめ単年度ごとに基準値を定めることで、より効果的な評価につながるようになります。

最後に改善ということで、今申し上げました評価の段階で定めた基準値を大幅に下回るものについては調整を踏まえつつ、事業を打ち切り、基準値における許容範囲以上のものについては、さらに情報発信力を高めるように改善を行います。

以上が、公園施設周辺活性化についての内容です。

最後に、大学連携のお話でございますが、この件につきましては、村に県から大学連携モデル事業の要望調査がありました。当課においては、公園施設周辺活性化に関する要望書を提出したところ、書類審査結果、現在2つの大学が手を挙げております。これから、村と大学で面談を行い、どちらかの大学と連携するか、また、こういった形で連携し、この事業を進めていくかについて話を詰めていくことになります。

また、面談の結果、採用されれば、県から大学等に委託金が出ることになっています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 非常に長いお話で、まとまりがちよっとつかないんですけども、大学はどちらの大学か、ちょっと教えてくださいませんか。



○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 大学は、高崎経済大学と群馬工業高等専門学校です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 今のお話を聞いた中では、非常に期待のできるお話で、何かあの辺周辺が人込みでいっぱいになりそうな、そんな感じがします。ぜひ、お話のとおり、いろいろ事業を進めて、この村が非常に活性化されたと言われるようなことを進めていってほしいと、そのように思います。

そこで、榛東村の役場のホームページや観光パンフレット、そういうPRが必要じゃないかと。そういう中のタイトルとして、この7月1日に供用になるメガソーラー、そういうことも入れて、日本で最初の大規模メガソーラーとか、そういうのをぱっとここに出して全国に発信すると、そういうことも考えたらいかがかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 山口議員がご指摘するとおりでございます。先ほども、前の二方の議員からも質問がございました中で、メガソーラー発電事業を一つの核として、今回のふるさと公園周辺の活性化も一緒に取り組んでいきたいと。先ほど250メートルという仮定の範囲がありましたけれども、これにとられることなく起こしていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひそうしてほしいと思います。

次に、防災について伺います。

皆様のご承知のとおり、去年は大きな地震と台風による大雨で未曾有の被害が発生しました。被害に遭わない、たとえ遭っても、最小限に抑えるための正確でより早い情報を得ることが重要と考えています。ラジオを聞くか、自宅にいてテレビの緊急情報、そういうことで、避難のできる場合はよしとして、外で仕事をしているとか運動などで、情報を防災無線に頼るしかない場合、どこにいても聞こえる環境でないといけないと考えています。

3月16日に供用開始した村の防災無線は、順調に稼働しているの確認をされているか、お尋ねします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 山口さんのご質問に答えます。

村では、災害時の情報収集につきましては、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による一般

的なもののほか、国からJ-A L E R T及びEMn e t等から、県からは県の防災無線で、衛星系と地上系から榛東村に情報が入ってくるようになっております。入った情報については、村民に伝達する方法としては、国のJ-A L E R Tにつきましては自動的に村の防災無線にそのまま流れるようシステムを組んでおります。また、火災については、消防本部より直接村の防災無線に流していただいております。

そのほかについては、必要と思われる情報を選択して、村民に提供しております。

先ほど、防災無線が順調に流れているかということですが、今回の防災無線につきましては、デジタル系とアナログ系、デジタル系につきましては、各屋外放送、これをふやして放送しております。

もう一つ、アナログということで、今、個別受信機をアナログ放送としておりますけれども、今、アナログ放送につきまして、雑音があるということが村民からちょっと指摘されております。アナログについては、どうしても最初と最後に電波の関係でそれを発生せざるを得ないということでもあります。一応、屋外で全部賄う形の計画になっておりまして、すべて今のところ防災は大丈夫と思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ここの内容を簡単に言いますと、どこにいても聞こえるのかどうかということを確認したかどうかということをお聞きしているんですが。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

外にあるものについては、一応全部周知されているということでございます。ただ、家にいる場合についてはいろいろございまして、防災ラジオがなかったり、今までのアナログの器具がなかったりというようなことで、うちの中ではまだまだ周知されていないというようなお話は聞いておりますけれども、街頭での情報伝達は十二分にされているというふうに認識しております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） どうも確認はされていないようですが、一応そういう確認も必要ではないかと思っておりますので、これからその作業をぜひ進めたいと思います。

それで、防災無線のほかに、そういった情報の伝達手段はどんな方法があるのか、お聞きします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 防災無線のほかに、しんとう安心・安全メールというのがあります。

また、広報車等でも情報を時には伝える。また、時間的余裕があった場合は、榛東広報、ホームページ、あるいは区長さんを通して回覧板等で伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 安心・安全メールの何ていうんですか、登録というのか、その方法というのは、すべての人に周知が徹底されていますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 村のホームページで紹介しているほかに、以前、区長さんを通じて配ったと思うんですけど。それで、5月末の防災情報のしんとう安心・安全メールの登録者数なんですけれども、5月末で防災情報関係が365件、防犯情報が352件、火災情報が352件、業者情報が305件、全体で425件が5月末時点で調べた時点では登録されております。

なお、しんとう安心・安全メールにつきまして、5月29日に渋川消防本部と協定を結びまして、今月の7日より火災情報については、しんとう安心・安全メールで消防署より直接流していただけるという形になりました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 伝達の方法がいまいちわかりにくいというのか、すべての人にわかるようなそういう方法を考えていく必要があるかと思えます。

また、村民は自分がどこへ避難したらよいかと、そういうことがすべての村民がわかっているかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 一応ホームページにおきまして、榛東村地域防災計画を載せてあります。その中に避難所が指定されております。避難所につきましては、各コミセン等に看板で、ここは避難所でここは避難所ですというのが示されております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） そういったホームページというんですか、パソコンとかなにかを使える人は結構なんですけれども、使えない多くの人は非常に有事のときにどこへ行こうとか、家族が誘導すれ

ばよろしいかと思えますけれども、お年寄りも含めて難しい問題があるのではないかと思います。ぜひそういうことを含めて、広報などでもう一度徹底してその情報を流していただけるようお願いいたします。

次に、河川や道路の整備について伺います。

昨年9月初めの台風による大雨で川床が大分洗われた箇所があります。それによって、法面崩壊による道路の危険箇所なども見受けられます。大きな事故にならないように整備が必要と考えますが、その計画をお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

昨年9月1日から2日にかけて影響を及ぼした台風12号は、2日間の雨量が347ミリ、時間最大雨量が56ミリという豪雨をもたらしました。村道、河川、農地等の本村全域にわたって大きなつめ跡を残したことは承知しております。村は、災害発生直後から村内全域に敏速な対応をし、被害状況把握に努めたところでございます。その結果、村全体の被害は98カ所で行われました。山口議員がご指摘されます山子田会での調査もこの中に含まれておるわけでございます。

内訳にしましては、道路関係が59カ所、河川・水路関係が22カ所、農地関係が17カ所であります。ご指摘の箇所も、先ほど申し上げましたように、この中に入っております。そのうち、建設課が関係するものが75カ所、このうち小規模な修繕71カ所には約670万円をかけ復旧済みでございます。残りの4カ所は、矢玉沢を含む普通河川で、護岸工事に多大な経費がかかるため、村単独災害復旧工事では財政負担が大き過ぎるので、何かよい補助事業がないかということで今検討をしておるところでございます。

村といたしましては、道路災害、河川災害、いずれにしても住民生活に密着した生命・財産が危険にさらされるおそれのとき、例えば橋梁が崩壊したり、住民生活に多大な影響を及ぼすときや、河川のり面が崩壊し住宅に悪影響を及ぼすおそれのある場合については、多大な経費をかけてでも大至急復旧工事を行わなければならないと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 村長から今お答えがありました。これは、お金の大変かかることなので、非常に難しいところがあるかと思えますけれども、事故が起きてからでは間に合わないので、順位づけなどをして、なるべく早くそういった危険箇所の手当てを急いでほしいとお願いしておきます。

最後になりました。学校給食について伺います。

6月は、食育月間です。各学校では、栄養教諭などの専門性を生かし、教科領域と関連づけて食育

を展開しているようです。今から2年半前の12月の定例会で質問しました。榛東村の学校給食に使用している食材のうち、この村で生産された食材は全体の何%かの問いに、5%弱とのお答えでした。その後、どの程度になっているのか、お聞きします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 学校給食で使う農産物食材に占める村内産食材の割合ということでございますが、山口議員おっしゃるとおり、21年12月定例の一般質問に対する答弁につきましては、おっしゃったとおりの数値でございました。

その後の推移でございますけれども、平成22年度におきましては、食材全体に占める県内産食材の割合については27.9%、同じく村内産食材が占める割合につきましては9.3%でございました。また、23年度の実績を見てみますと、食材全体に占める県内産の使用割合については32%、同じく村内産の使用割合は8.6%という状況でございます。ふえている品目につきましては少ないものの、量につきましては、2年ほど前に比べると3.6%ふえているという状況でございます。このように、村内産食材につきましては、徐々にではございますけれどもふえておりますので、今後も村内産食材をもっと使えるように、献立にも工夫を凝らしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 村内で生産されている食材が進まない理由というのは、いろいろあることはよく承知しています。そこで、文部科学省の学校給食実施基準で、地場物産や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童・生徒が郷土に関心を寄せる心をはぐくむとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮することって提言しているんです。

現行を考えると、それを大きく変えるのは大きなエネルギーが必要なのかなと思うんですが、文科省の提言にも耳を傾けて研究する必要があるかと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 現在使われております村内産食材の中で、使用量の多いものとして見てみますと、チンゲンサイやネギなどがございます。これ以外にも献立に使いやすいものとしまして、今年度に入りましてからはタマネギの使用をふやしている状況でございます。さらに、今後、試験的にはございますけれども、ナス、そういったものを大量に使える献立、そういったものを組んでみたいというふうに考えているところでございます。これら以外のものにつきましても、いかにしたら献立の中で取り入れられるかどうか、そういったことを検討するとともに、生産者側の納品体制が整えられるかどうかなどにつきましても、生産者団体やJAなどとも協議を行いながら、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ぜひ、生産者はたくさんおります。学校の子供が消費するだけの量は村の中で十分確保できると思いますので、検討をお願いします。

最後になりました。ご承知のように、県内では神流町、上野村、南牧村の3町村が、すべての児童・生徒を対象に給食費を無料化しております。

村長に伺います。村長が公約した2分の1の補助は、いつ実現しますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

先ほど山口議員から、公約で2分の1の補助を挙げて、まだやっていないというお話でございます。前にも申し上げましたように、その財源として村三役の30%給与カット、それと同時に、広域負担金のふえている分を何とか是正をして、その是正の中での捻出した財源を充てるということを申し上げてきたところでございます。しかしながら、前にも山口議員の質問に答えましたように、給与カットは実現しているわけでございますけれども、広域の負担金については非常に議員さんもかわられ、時代も変わり、そしてその中で年数も過ぎているということで、風化されているような状況の中でこれに立ち向かっていくというのは非常に今、難しい問題が出てきておるところでございます。

そんな中で、私は、財源確保の中で村の三役の30%カットという財源は、1年約1,000万円少しということでございますけれども、その中で給食費の対策はできないかということでいろいろ考えさせていただきました。そんな中で、手始めとして、来年度から第3子については全額無料ということで、この三役の財源を充てていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 以上で、2番山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。開会を1時より始めます。

午後0時1分休憩

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

6番柳田キミ子さん。

〔6番 柳田キミ子君登壇〕

○6番（柳田キミ子君） 6番柳田キミ子です。

本日の私の一般質問は、住宅リフォーム助成制度を榛東村として創設をしてほしいというテーマが第1点です。これにつきましては、前回の第1回定例会で通告をしたんですけども、私の時間配分がまずかったために、時間切れになってしまって質問できませんでした。改めて村長にお考えをお聞きしたいと思っております。

既に前回、住宅リフォーム助成制度については、吾妻郡の嬭恋村の助成制度の要綱とか参考資料を課長を通して村長のほうにも上げておりますので、検討していただけたかなというふうに期待もしながらお聞きしていきたいと思えます。

次には、就学援助費の拡充というふうなことで、学習指導要綱の改訂に伴いましての中学校の武道が必修化したことに伴っての就学援助制度の内容、本村についてはどのようになっているかということについてお聞きいたします。

最後は、国保税、それから介護保険料の申請減免制度についてお伺いしたいと思います。

詳しくは自席に戻って行います。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） それでは、住宅リフォーム助成制度、榛東村において創設していただきたいということにつきましての質問を行いたいと思えます。

先ほども申し上げましたように、嬭恋村の住宅リフォーム助成制度、本当に概要的なところで、こんなおいしい制度なのかっていうふうな感じのちょっと数字だけを先に申し上げてみたいと思うんですけども、嬭恋村の場合は平成23年4月、去年の4月から始まりまして、ことしの平成24年2月までの交付決定額というのが1,700万円余りということで、そして工事費としましては2億5,600万円という形での事業が行われたというふうなことであります。

嬭恋村の住宅改修等の助成金交付要綱というものとかもできておりまして、既に執行のほうで検討していただけたかどうか、率直に制度を導入してくださるかどうかが、まず村長にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

今、村では、住民に対して省エネ住宅の改修、それから住宅のバリアフリー改善、同じく住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額や太陽光発電システム設置に伴う補助金、勤労者への住宅建設に伴う利子補給など、いろいろと行っているところでございます。

柳田議員もご承知と思えますけれども、いろいろな見地から、住宅リフォーム助成制度は利用者はもちろん、業者にとっても本当にメリットのある事業だというふうにとらえておりますが、しかし、非常に予算的にもかかりますし、そういったところをもう少し行政として他町村の状況を今賢察させ

いただいているところでございます。

そして、もう一つつけ加えるならば、今、商工会、それから行政、社会福祉協議会とも連携をとりまして、便利帳というのを立ち上げて、その中の村の各種各業界の中の修繕というところで取り上げをさせていただきまして、修繕を出前もするし、それからその逆にお伺いもするというような体制を今整えつつあります。これは、商工会さんが中心になって事業を展開させていただいておりますので、これらも踏まえながら今後の対応をしっかりと考えていかなきゃというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 今の村長の回答では、私のほうで要望している住宅リフォーム助成制度というふうな形とは異なりますけれども、商工会を中心に社協も含めて、いろんなリフォームなどについて、地域の活性化につながるような事業をというふうなことで村としても考えているというふうなことです。それはそれでいいかなとは思っておるんですけども、私が要望いたしております住宅リフォーム助成制度については、ほかの町村の自治体の状況を検討しながら、榛東村でやるかどうかというふうなことの材料にしたいというふうな村長の今のお話でしたので、商工会を中心に便利帳ですか、それを使っての地域活性化の動きと並行するような形で、そちらのほうも検討してみるというふうなことでよろしいんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） システム的には同じだと思います。柳田議員がおっしゃるのは、村が限度額の補助金額を設定し、そしてその中で利用者が幾らかかっても、その限度額以内で補助してやると。そして、それを村内の業者をお願いするんだというのが大前提だと思います。この便利帳も、補助額はありませんけれども、そういったサービスをするということについては同じでありまして、だから、便利帳のほうの修繕がそういう形で出てくるならば、この制度を設立すればそれにもリンクできるんじゃないかというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） そうしますと、今、いろいろ準備段階というか、していらっしゃるかと思えますけれども、村内のいろんな形のいろんな内容の業者の一覧表などをつくってというか、そしてその工事をももちろん依頼するのは、リフォームとか依頼するのは村民、住民の方たちがここの業者にとりうふうな形で注文をして工事をしてもらおうとかっていうのは、それはそれで同じやり方なんだろうかと。

○議長（高橋 正君） 村長。



[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） そういうふうにとらえてくれて結構です。

○議長（高橋 正君） 6番。

[6番 柳田キミ子君発言]

○6番（柳田キミ子君） そうしましたら、そちらのほうでもう着手というか、始まっているようですので、それはそれで始めていただきながら、私のほうからの住宅リフォーム助成制度の創設については、もう少し考えた上でまた提案をさせていただくような形にしていきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

就学援助費の拡充というふうなことですけれども、就学援助制度というのは、義務教育は無償とした憲法26条など関係法に基づいて、小学校、中学生のいる家庭に学用品や入学準備金、給食費や医療費などを補助する制度です。

2004年（平成16年）ですけれども、そこまでは市町村が実施するときはその費用の半額を国が補助する仕組みだったんですけれども、翌年の2005年度からは小泉内閣の三位一体改革の強行で、就学援助に対する国の補助金が大幅に減額されています。国の補助金を、生活保護を受けている世帯と、それから要保護世帯、これは生活保護法第6条の保護を必要とする世帯ということですが、それに限って、それ以外の準要保護世帯については、用途を限定しない交付金という形で、一般財源化にしまったんですね。

そこで、2010年（平成22年）からは、さらに就学援助制度で援助する項目としてクラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費も就学援助費から援助していただけるというふうになりました。

そこで、まず本村では、これらがきちっと実施されているかどうか。平成22年度から支給項目として、今までのほかにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などが補助の対象として行われているかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長（早川雅彦君） 本村の支給項目あるいは支給額、そういったものにつきましては原則、基準に沿っておりますけれども、平成22年度から新たに加わりましたクラブ活動費などの3項目については現在、退職金としてございません。県内の他の市町村の状況を見ましても、この新規3項目をすべて対象としておりますのは、5市町村だけと聞いております。

また、体育実業部費、そういったものを支給しているのは本村を含め、6市町村だけであるというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

[6番 柳田キミ子君発言]

○6番（柳田キミ子君） クラブ活動費とか生徒会費、PTA会費、この新しい項目についての補助は、2010年（平成22年度）からの支給項目については、榛東村では補助していないというふうなことで、これについて支給されているのは、群馬県内では5市町村だけという課長のお答えでしたけれども、この就学援助制度は本当に群馬県は、全国の中から見ましても本当に少ないですね。就学援助費として、その制度をきちっと、もちろんそれはその行政の多少の負担にはなるとは思いますが、群馬県全体として、本当に就学援助制度を活用しているのが少ないというのが、本当に一つ特徴かなというふうに思っております。

だからといって、榛東村も、実施している町村が群馬県内で少ないから榛東もなんていうふうな形ではなくて、義務教育は無償という憲法を守るというか、そんなふうな観点からも、ぜひ教育のほうに就学援助として、厚くして行っていただきたいなというふうには思っております。

さらに、その町村が独自に補助項目をふやして、支給額を国の補助額に上乗せをしたりしているところがありまして、例えば社会科見学費とか卒業記念品代、水泳着の購入費、移動教室の費用、眼鏡・コンタクトレンズの購入費、それから小学校の算数セット、中学校の製図セット、体育実用具、これはこれから触れようかと思っております武道が必修化されたところで、榛東では柔道を取り入れたというふうなところでの柔道着などを購入する場合には、この就学援助費を補助していただくというふうなことにもなっております。それから、ヘルメットの購入費とか、本当に少しでも教育の場に差別といいますか、そういうことのないようにということでの就学援助費の制度があるわけなんですけれども。

課長に、そうすればまたお答えしていただきたいんですが、今、私が言いましたいろんな補助項目を申しましたけれども、その中で榛東村で補助しているものというのはありましたでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） ただいま柳田議員が、自治体独自に国の指針を超えて支給を行っている項目があるという中で、本村において導入しているものがあるかというご質問かと思えます。

榛東村について見てみますと、就学援助費、これを全体を見てみますと、支給額のうち学用品、これがメインでございますけれども、この支給額については、県内の市レベルの基準額よりも本村のほうを上回っているというふうな中で、高い水準を保っております。そういったことで、先ほどお話があったような幾つかの追加項目、そういったものについてはまだ導入がされていないという状況でございます。

ただ、柔道の必修化に伴っての柔道着の購入、これについては昨年度から支給項目に追加をいたしまして、実施をさせていただいているという状況でございます。この個別の項目については、県内の自治体を見てもほとんど例がないというふうな状況でございますので、他町村の動向等を見ながら検討させていただく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 課長の答えて、学用品などの補助が市レベルよりも榛東村、本村のほうが高い水準で補助を行っているというふうなお話でしたので、そういう点では榛東村の子供たち恵まれているのかなというふうに思ったりもいたしますが、もっともっと何といたしますか、親たちのほうからいろんな要望とかそういうのが上がってくれば、またもっと支給の項目、補助の項目などもふえていくのかなとは思っているんですけども、就学援助制度、ちょっと打ち合わせのときにはお話をしなかったんですけども。すみません、ちょっと先に進みます。

就学援助制度の申請の仕方にちょっと触れたいと思うんですけども、今まで、現在もかと思えますけれども、申請に当たっては民生委員さんがかかわってきております。2005年度からは民生委員からの助言を求める必要がなくなりました。ということで、これというのは、就学援助施行令の中から「民生委員の助言を求めることができる。」という文言が削除されたからなんですけれども、本村では現在、民生委員さんは就学援助の申請に関してはどのようになっておりますか、お聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えいたします。

ご質問にある民生委員さんの助言を求めることができるというくだりは、過去、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令において位置づけられたと思っております。現行の施行令につきましては、この部分は削除されているというのは、議員がご指摘しているとおりでございます。

就学援助費の支給認定に当たっては、保護者の申請に基づき、支給基準に該当するかの判定を行います。基準の項目の中にある保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者といった項目などにつきましては、行政サイドでは実態を把握するのが難しいことや、過去、国からの通達において、市町村の教育委員会からの準要保護の認定について助言を求められた場合はもとよりであります。さらにその義務において準要保護者の発見に努め、これらの世帯に属する児童・生徒が漏れなく就学援助を受けられるよう、市町村及び保護者に対し適切な指導、助言を与えられたいこと。さらに、準要保護者の生活状態の調査に当たっては、機械的、画一的に流れず、できるだけ学校長等の意見を聴取する等の方法を講じて、これら世帯に属する児童・生徒の就学が確保されるよう配慮されたいということがあったことなどから、これまで民生委員さんに意見をいただいていた経過がございます。

しかしながら、保護者から、プライバシーが守れない、あるいは手続きが煩雑だという意見が出されているほか、民生委員さんのほうからも、新住民の方とは交流や面識がないケースが多いので、意見書を出すのが難しくなっているといったような意見もお聞きしているところでございます。

この問題の民生委員の意見を求めるという部分の見直しの件でございますが、他市町村の動向や民生委員さんのさらなるご意見を伺うなどして、適正な改善に努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 村長の丁寧な説明、わかりました。

ただ、私が思いますのは、法的な根拠がなくなったのですから、当然、助言を求めなくてもよいというふうに思っております。そして、いろいろ日常生活している中で困っている。いろいろ学校生活の中でもいろんなお金もかかったりする、それを助けるための就学援助制度、本当にそういう困っている人たちには漏れなくそういう制度を平等に受けさせてやりたいという、そういう民生委員さんの今までの役割は確かに大事だったかとは思いますが、就学援助の制度を受けられるかどうかの判断の基準は、一番客観的なところで所得の状態を示す書類、それが納税証明というんですか、所得証明というんですか、所得証明などを出すことで、それが一番客観的な基準になるのではないかなというふうに思っております。

村長も、他市町村の動向とかも検討しながら、本村での民生委員さんのかかわりについては、これからの方向については考えていきたいというふうなことでしたので、とにかく法的な根拠がなくなったというふうなこともありますので、これまでずっと長くかかわってきた民生委員さんには本当に感謝を申し上げたい気持ちですけれども、村長もまた民生委員さんのご意見なども聞いてというふうなことをおっしゃられましたので、それは村長にお任せいたしますが、村の中で就学援助制度がスムーズに活用できるような制度運用ができる形で方向を定めていただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の国保税・介護保険料の申請減免についてというふうなところに入ります。

2012年、ことしの3月21日付の上毛新聞1面に掲載された「65歳以上の介護保険料、32市町村値上げへ」という記事を、皆さんお読みになったかと思うのですが、ここの中で、榛東村の基準額が5,440円という、本当にこんなに榛東村は介護保険料高くなったのかというふうなことで、村民の人たちは受け取ったのではないかなというふうに思いました。

群馬県内35市町村の中では、1カ月の基準となる介護保険料が一番高かったのは上野村で6,500円ということでした。次が川場村で、3番目が渋川市、榛東村は4番目に高い介護保険料というふうなことでございました。

これまでも、介護保険料は滞納などもありました。それは、本当にすごい大幅なる値上げになってしまったことで、さらなる滞納が累積的にふえるのではないかなというふうなことを、私はとても心配しております。そこで、納められないときに、減免制度というのを活用して、減免をした上できちっと納められる、そういうふうになことをしたらいいのではないかなというふうに思います。

介護保険料の減免とそれから利用料、サービスを受けたときの利用料の減免というの、両方ともあると思うんですけども、申請減免の前に既にそれぞれの個人に保険料額を通知する法定減免の段階で、村として減免は既に行っているわけなんですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいのは、国保税の法定減免が本村では7割・5割・2割なのか、それとも6割・4割なのか、どちらであるか、お答えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 前年度までは6割・4割で、今年度から7割・5割・2割に計画で変更になったものと認識しております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） それでは、今は7割・5割・2割ということで、常に一人一人の皆さんに納付書が行く前の段階で、法定減免で7割・5割・2割という減免がこの5期、今年度から始まるどころでなったという今の課長のお答えでしたけれども、本当に前は6割・4割ということで、この法定減免も、どっちかという高目になってしまう減免方法だったかと思うんですけども、今度は負担の少ない7割・5割・2割というふうなことになるということ、よかったなというふうに思っております。

そして、今度は申請減免のほうに移りたいと思うんですけども、介護保険法の第142条で特別の理由がある者、あるいは厚生労働省が各自治体に示している介護保険条例参考例について保険料の減免、第24条というところで「長は、次のいずれかに該当する者に対し減免をすることができる。」というふうな減免規定があると思うんですけども、本村では減免規定はどんなふうな形で整備されておりますでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 介護保険料の減免につきましては、榛東村介護保険条例第9条で保険料の減免として規定がされております。内容としまして、1つに、第1号被保険者または世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他災害により、住宅、家財またはその他の財産に著しい被害を受けたこと。それから、1号被保険者の世帯の生計を主とする者が死亡または心身に重大な傷害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。それから、1号被保険者の世帯の生計を主とする者の収入が、事業、業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。次が、1号被保険者の世帯の生計を主とする者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等の理由により著しく減少したこと。最後に、その他特別の理由により、村長が必要と認めたととき、5項目の条件が規定がされております。

また、東日本大震災の関連もございまして、昨年6月1日付で榛東村介護保険料の減免に関する要綱を設置してございます。その中の第3条で、減免基準、減額割合を具体的に定めてございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 特別な事情がある場合というふうにした場合、本当に特別な事情になってしまって、それには該当しない人が大部分になりますけれども、それを補う形で、その他長が特に認めた場合というふうな減免条項がありますけれども、打ち合わせのときに課長に言ってなかったの、資料がなければ構わないんですけれども、本村での介護保険料の減免制度を申請をして認められている割合というか、パーセントといいますか、そこについてわかればお答え願いたいと思うんですけれども。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） パーセントということではないんですが、それから先ほど申しました東日本大震災の関係で、昨年6月1日付で要綱を設置させていただいた後、それ以前にはなかったというふうに認識しております。東日本大震災の関係で榛東村に移住をされた方、世帯数は1、2名になりますけれども、この方が現在というか、平成23年度から減免対象となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 要綱がつくられて、東日本大震災後というふうなことで、その被災の関係の方が現在受けているというふうなことなんですけれども、余りこういうふうな減免できるというふうなこと自体を知らない住民の人たちがたくさんいるかと思えます。いろんな村の施策、本当にわかれば利用できたのにかかって思う人もいっぱいいるかもしれません。前の方の質問の中でも、よく周知をしてほしいというふうな意見が何回もお話しされましたけれども、ぜひこの住民への周知、介護保険料を払えないというか、そういうときには相談できる窓口があるという、減免制度を申請する窓口があるというそのことをまず知らせていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか、周知をしてほしいということに関して。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 介護保険につきましては、保険料の減免のみでなく、介護保険自体の使用等についても、健康・保険課の窓口、あるいは地域包括支援センター等を通じて、相談には機会があるごとに十分に応じていると思います。ただ、減免制度について特別に広報しているかと

いうと、これも申請主義ということがございまして、当然そういうことであれば減免もありますというような話はしていますが、特別な広報はしておらないと思います。今後、そういう機会がありましたら周知をしまして、申請が漏れのないようにしたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） ありがとうございます。

介護保険のほうの減免については終わりにいたしまして、もう一つ、国保税の申請減免のことについてお伺いしたいと思うんですけれども、国保税の申請減免についての適用基準というのを各市町村が条例などで定めております。あとは、首長の権限で決められる減額だけではなくて、免除ということもあるというふうなことでございまして、これは法的な根拠としては国保税法717条というところで定められております。

それで、国保税の申請減免についてなんですけれども、なかなか介護保険の申請減免と同じような形で、減免制度を活用している状況が少ないのではないかなという想像なんですけれども、この減免制度の活用状況がわかればお答えいただきたいと思うんですけれども。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 柳田議員さんのご質問にお答えします。

過去、平成20年度から23年度の4年間について申し上げたいと思います。

まず、20年度につきましては、減免件数が2件、被保険者数がこの関係者が2名ということで、減免額は3万7,000円ということでございました。21年度につきましては、減免件数が3件、減免の関係者が3名ということで9万6,000円でございます。22年度は、減免件数が2件、被保険者数が関係者が2名と、9万1,000円でございます。そして、昨年でございますけれども、全体で3件、減免の被保険者数が4名ということで32万8,900円、4年間のトータルでいきますと減免の総件数が10件、関係者が11人、減免額にして55万2,900円ということでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） はい、ありがとうございます。

なかなか申請減免をする方は少ないんだなというふうに思うんです。国保のほうは本当に滞納も多くて、そしてきちっと、滞納するのではなくて、自分はこういう状況で現在納付書が来ているけれども、この金額は納められないけれども、自分は納められる範囲内ですって言ったならあれになっちゃうんでしょうかね、分納誓約という手続になってしまうのかもしれないんですけれども、それにしてもすごい国保税の滞納が多いにもかかわらず、減免の申請もしているわけではなくてというふうな村住民

の方たちの状況をどういうふうを考えればいいのかなどというふうに思ったりもしているんですけども。

1つちょっとお伺いしたいんですけども、減免申請の時期についてなんですけれども、3月に確定申告が終わりまして、例えば榛東だったら国保税は8期になりますけれども、第1期の納期というのは6月が第1回目くらいになるかなというふうな形で8回になるんですけども、その一番最初の段階で早目に減免申請をすれば有利というか、そういうことはありませんかね。全然減免制度をわからなくて、もう納期の8回が終わりごろになって減免申請をして、これだけ減免できたんだけど、もう既に納めちゃったから、それだったらもっと早く減免申請をして、きちっと減額をされたものを納付できたのというふうな、そんな話をちょっと聞いたことがあったものですから、その時期についてはどういうふうを考えればよろしいか、お答えをお願いしたいんです。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） ただいまの柳田議員さんのご質問内容を整理しますと、2点ほどかなと思います。1点はその時期と、もう一つは減免の時期によって額に差が出るかという、この2点だと思いますけれども、まず1点目でございますけれども、申請時期につきましては、条例の中で23条の2項で規定されておまして、各期の8期、今納期がございますけれども、7日前までということが規定されております。

それから、先ほど言いました、このタイミングによって多分減免額が差が出るんじゃないかというそのご心配だと思いますけれども、これについてはケースを2つつくってみました。1番目のケースは、8期のうちの1期目、6月の時点で減免申請を行った場合ですね。これにつきましては、2期から8期までの、つまり7月から1月までの7期分については減免申請ということになりますから7万円になります。ケース2でいきますと、4期ですか、ですから9月の時点で減免申請を行った場合については、5、6、7、8ということなので4期分が減免になるということで、当然この差については3万円の減免額に差が生じてしまうということでございます。

いずれにしても、各納期の7日までということが条例上で規定されております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ちょっとここで暫時休憩します。

午後1時46分休憩

---

午後1時47分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開します。

〔6番 柳田キミ子君発言〕

○6番（柳田キミ子君） 終わります。



○議長（高橋 正君） 以上で、6番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった4名の議員の一般質問を終了します。

---

◇

#### ◎日程第4 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 受理番号7号、第18区区長後閑忠夫、同区区長高橋督治氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号8号、第20区区長大山精治、同区区長代理伊藤卓三、同区区長代理塩澤景規、北原農園利用者代表與口弘氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号9号、第1区区長善養寺忠光、同区区長代理善養寺直弘氏よりの陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情、国土交通労働組合関東建設支部群馬県協議会議長黒澤教吉氏よりの陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件はすべて終了いたしましたので、平成24年第2回定例会1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時50分散会

平成24年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

6月20日（水）

# 平成24年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

平成24年6月20日（水曜日）

## 議事日程 第2号

平成24年6月20日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 4号 榛東村教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 諮問第 3号 人事擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について（平成24年度榛東村一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第39号 榛東村暴力団排除条例について
- 日程第 7 議案第40号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第41号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第42号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第44号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第45号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第46号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第47号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第48号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第49号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第50号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第51号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第52号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第20 報告第 2号 平成23年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第 3号 平成23年度榛東村上水道事業会計予算の平成24年度への繰越について

- 日程第 2 2 請願・陳情について
  - 日程第 2 3 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 2 4 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 2 5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 2 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 2 7 議員派遣について
- 

### **本日の会議に付した事件**

日程第 1 から日程第 2 7 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発委第 3 号 決算特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第 2 決算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 3 発委第 4 号 議会改革特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第 4 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 5 発委第 5 号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書について

## 出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	早川雅彦君
生涯学習課長	星野勉君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日は台風4号が和歌山県南部に上陸し、深夜には本県に最接近しました。この影響でけが人や家屋、果樹などの農産物にも大きな被害が発生しております。被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

それでは、ただいまから平成24年榛東村議会第2回定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程に従い、会議を行います。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

13番岸昭勝君、14番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



### ◎日程第2 同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 正君） 日程第2、榛東村教育委員会委員の任命について、同意第4号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

榛東村教育委員会委員の任命につきまして、皆さんにお配りしたように榛東村大字山子田852の1にお住まいの湯浅悟さんを教育委員に任命したいと考えております。

湯浅悟さんにつきましては、昭和29年12月6日生まれ、現在57歳でございます。青山学院大学工学部を卒業しており、現在、医療法人駿河会榛東さいとう医院の事務長としてお勤めされております。

過去においては、北幼稚園PTA会長、榛東中学校PTA副会長を歴任されており、群馬県教育論文

においては入選されたこともありました。

お人柄は温厚実直で、村民の信望も厚く、教育委員に最適な方と考えております。湯浅さんにつきましては、多様化する教育行政の推進のためにご尽力をいただきたいと考え、任命をしたいと思っておりますので、任命につきまして、議会皆さんの同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第4号 榛東村教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

### ◎日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 正君） 日程第3、人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第3号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

岩田俊彦さんは、2区在住で、平成21年10月1日から人権擁護委員として活躍していただいておりますが、この9月30日をもって1期目の任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものであります。

岩田さんは温厚実直で、広く社会の実情に通じ、地域活動にも積極的に参加するなど、地域の信望も大変厚く、村の消防団長等も歴任しております。また、子供の人権あるいは高齢者の人権等におきましても理解のある方でございまして、これまでの務めた経験と知識をもとに今後も活躍が期待され

るところから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見をお聞きし、法務大臣に対して再任として推薦をするものでございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◇

#### ◎日程第4 承認第2号 専決処分の承認について（平成24年度榛東村一般会計補正予算（第2号））

○議長（高橋 正君） 日程第4、専決処分の承認について、承認第2号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成24年5月9日、榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございますけれども、榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものでございます。

3ページをお願いいたします。



平成24年度榛東村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万1,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,408万5,000円とするものとさせていただきます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものとさせていただきます。

今回の専決処分による補正予算（第2号）は、自然エネルギー推進事業において、5月3日の豪雨により発電所用地内外の災害復旧工事及び安心安全米づくり推進事業におきまして、ケイ酸カリウム購入のための補助金などさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

19款繰入金、補正額309万1,000円、計2億4,997万円。2項基金繰入金、補正額309万1,000円、計2億4,996万9,000円。

歳入合計、補正前の額46億6,099万4,000円、補正額309万1,000円、計46億6,408万5,000円。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額129万2,000円、計5億9,092万4,000円。1項総務管理費、補正額129万2,000円、計4億7,608万6,000円。

6款農林水産業費、補正額173万9,000円、計3億4,608万3,000円。1項農業費、補正額173万9,000円、計3億3,263万7,000円。

10款教育費、補正額6万円、計6億7,866万2,000円。3項中学校費、補正額6万円、計1億8,374万2,000円。

歳出合計、補正前の額46億6,099万4,000円、補正額309万1,000円、計46億6,408万5,000円でございます。

6ページから8ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書総括表でございますので、省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

19款繰入金、2項1目基金繰入金、補正額309万1,000円は、歳入に対して不足する財源を財政調整基金を取り崩して充てるものとさせていただきます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

主なものを説明させていただきます。

上の枠、2款総務費、1項6目企画費、補正額129万2,000円は、自然エネルギー推進事業におきまして、5月3日の豪雨により発電所用地内外のり面等の災害復旧費でございます。

真ん中の枠、6款農林水産業費、1項2目農業総務費、補正額173万9,000円は、安心安全米づくり推進事業費として放射性セシウムの低減に効果があるとされるケイ酸カリウムの購入のための補助金でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番南君。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

12ページの2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、15節工事請負費の自然エネルギー推進事業災害復旧費129万2,000円についてお伺いしたいと思います。

先ほど課長のほうの説明の中でも、これは5月3日の雨により崩れた箇所の工事費用ということで説明がありましたが、以前専決処分承認されました1,500万円のこの補正予算の残りの中から今回の工事費用をそういった部分で対応できなかったのか。この後の議案の中で、報告第2号の繰越明許費においても1,500万円の残りの956万5,000円が計上されておりますが、もし1,500万円の中から今回の費用が出ないのであれば、この残りの費用は何に使うのか説明をいただきたいと思います。

また、今回随意契約ということでこの災害復旧工事が行われるというようなことでありますが、財務規則の中で、随意契約を行う場合は予定価格の作成、またなるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないと書いてありますが、こちら行っているのか説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 1点目の1,500万円以内でできなかったかということなんですけれども、もう1,500万の予定をこの後に日程の20で、平成23年度榛東村一般会計繰越明許計算書、こちらのほうであるんですけれども、安全策とかそういうことにも使う予定で、この自然エネルギーの勃発的な自然災害については予定しておりませんので、今回緊急だったために、危険防止のために迅速なる復旧が必要になったために計上したものでございます。

それから、随意契約、三者以上ということなんですけれども、それは著しく有利と認められる場合は特定のところを選んで構わないということになっていると思います。

〔発言する声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 予定価格は一応作成しています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 自然災害ということで、1,500万円の中からは対応できないということで、残りの部分も安全策等で使う予定があるということですが、もう少し、全部もう956万5,000円自体の使い道が決まっているのかという部分と、あと、通常村が行う工事の契約に関しては、財務規則にあるように契約書を作成すると思います。その中に担保責任についても記載されると思うんですけれども、今回の災害復旧がそれに該当しなかった理由と、随意契約による造成工事の中で、きちんと契約書がなっていれば担保の期間、そういった部分についてきちんと明記されていると思うんですが、群馬県のほうの工事の書式や約款等を見ますと、通常2年間というように書いてあるのを私も見たことありまして、それがどうなっているのかということと、これまだ私も詳細は知らないのですが、同時にその造成工事の工期と引き渡し日、またその検査自体をきちんと行ったのか、検査日と検査官等について説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 今回の工事については、検査は終了しております。前の造成のことですか。それと、勃発的な自然の場合は、特に……

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前9時19分休憩

---

午前9時24分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 造成工事につきましては、検査が終了しております、前の総務課長の松下、今の局長がしたそうです。それから、3月に工事は完成しているそうです。

以上です。

〔発言する声あり〕

○総務課長（立見清彦君） こういう自然災害の関係につきましては、担保外となります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 検査を行ったということで、3月中にという説明がありました。

今回の工事、最初に当たってもしっかりと転圧をして崩れない格好で行って、本当に実績のある業者だということで村長も念を押されていたと思います。村としても、しっかりその工事に対しては検査を行ったということでありますので、そういった部分の確認等はとれているとは思いますが、今後、5月3日の雨ということもありますが、この雨以上に今後も降る可能性というのは考えられると思いますし、5月3日が本当にここ何年もない大雨だったというわけでもありませんので、そのあたり、大変今後も心配しているところではありますが、今後、このように起こった場合の責任はどうかお答えください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 5月3日に豪雨が約100ミリぐらい、あそこだけ何か集中的に降ったという、何かゲリラ豪雨と言われているそうなんですけれども。下のほうはそれほどでもなかったんですけれども、上はすごく降ったらしいんです。今後においても、当然災害が起きれば補正予算という形でとって直していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 南議員が言われることは、造成をちゃんとして、それから検査もちゃんとしたと。その中で幾らかの雨でもそういう災害が出たというご指摘でございます。

自然災害ですので、どうこうは言えないんですけれども、1つの原因は、造成し、そしてのり面をつくったと。約10メートルから十二、三メートルののり面をつくったと。その途中にもとの榛名カントリーの暗渠排水が出ていたと。その暗渠から水が伝わってのり面の途中から噴き出し、そしてそのところから下が崩れたという現実でございます。そして、その暗渠については修正をしまして、そののり面の崩落を防ぐ対策を講じております。

そしてまた、これからどうするんだというお話でございますけれども、もうないことには、本当に願うところでございますけれども、自然災害でそういうことがあったときには、やはりこちらでもそれなりの手当てをしていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 2番山口です。

関連質問ですが、この129万2,000円というのは1,500万のほかとして考えなくてはならないのか。それで、一応参考までに、スタートから今まで幾らかかっているのか教えてください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 事業はすべてが終わったわけではないので、まだわかりません。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 1,500万を議会で認めていただきました。今やっている中での工事は1,500万以内の工事というふうに受けとめております。

それから、今指摘されました129万2,000円、これは1,500万円のほかでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） まだわからないということなんです、おおよその数字というのはつかんでいるんじゃないかと思うんです。それが言えないということは、何か1,500万を超えているのかなというふうな余計な心配もあるわけですけども。今後、この今出た風水害とか何かで、当然また発生するような気がします。そうすると幾らまでこれにかかるのか、非常に1,500万という数字を切っておりますので、その辺が心配と言えば心配な種ということなんで、概略で結構なんですけれども、村長、どうなんですかね、その辺は。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 1,500万以内で仕上がると思います。今あと残っているのは安全対策ですか、その部分でありまして、それができてくれば、これから当然仕上がった段階で議会に報告をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 最後だと思うんですが、できましたら何月何日の工事で幾らとかという、そういう概略な工事と費用で結構なんですけれども、そういうものを出していただけませんか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） きょうの日程の20で、23年度一般会計繰越明許費、145ページをちょっ

とごらんいただけますか、議案書です。

そこに一番上になりますけれども、2款総務費、1項総務管理費、普通財産管理費ということで翌年度繰越956万5,000円。これが一応繰越計算書なんですけれども、このうち自然エネルギー施設の関連安全修景整備事業として699万3,000円、これが7月31日までに一応行う予定。それと普通財産、八州高原地内の東京電力受給権保全設備工事、これが160万6,500円。これはもう既に5月31日に終了しました。合計として工事費が859万9,500円使う予定でございます。

そういうことでよろしいですか。

○議長（高橋 正君） また後で日程のほうで出てくるからいいんじゃないのかい。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 課長のほうから答弁がございましたけれども、ちょっとつけ加えます。

議員が一番心配しているのは、この事業を推進するに当たり、1,500万以内で推進しなさいよと、成功させなさいよということで、私もそういう認識で事業を進めてまいりました。そして、私自身もそれ以上かけることは本当に懸念をしたところでございます。そんな中でいろいろな努力をして、相手方は約8億からかけている事業の中で村が1,500万の中でそれを誘致したというのは、議員の皆さん方のご協力もあったこともそうですけれども、我々もそれなりにいろいろな対策で知恵を絞り、そしてその1,500万で仕上げたいと、今でもそう思っているところでございます。

ですから、今後、災害等があれば、これはやぶさかではございませんけれども、一般的な事業推進の中で1,500万以上かけるということは避けたいと、今でも強く思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 9番牧口です。

これは質問というより課長にお願いしたいと思います。

確かに課長もかわったばかりでいろいろ大変な面もあるかとも思いますが、先ほどから聞いていますと、工事がいつだったんだ、それで検査が終わったのか、それにも答えられずに後で知らせます。それからもう一つは、山口議員の質問で、今までに幾らかかったのか、ある程度具体的にという質問にも、まだできていませんと。今までと言っているんだから、今までにどのようにできたかぐらいのことは把握していなければ、課長職は務まらないんじゃないかと、このように感じます。あと1つ心配するのは、今村長が1,500万円以内でと言いますが、後から後から、これで30万だよ、これで100万だよと、後から後からふやされると、このようなことも懸念されるところであります。

ですから、課長に1つお願いしたいことは、大変なことはわかりますけれども、今村ではこれが一

番の、今では一番大事なというような問題でありますので、しっかりと把握して、議員の今の質問なんか、これは簡単に答えられると思いますので、そのような後でしますとか、そういうのでないような努力をしていただきたいと、このように思います。

課長、それに対しての答えをお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） そうですね、23年度につきましては543万5,000円使いましたけれども、今までということになりますと、きょうまでそういうことを想定していましたので、繰り越した分については幾ら、細かい消耗品とかもありますので、正確な数字は答えられないと、そういうことになりました。

それから、牧口議員さんの言ったとおり勉強しますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 12番善養寺です。

6款の農林水産業費についてお伺いします。

安心安全米づくり、これは大変いいことなので、よかったですと思いますが、この計画した理由と、また実施されました量、そんなのがわかりましたらお知らせください。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 計画の量でございますが、1反当たり1袋ということで換算いたしまして、2,173袋が計画数量でございます。実際の数量でございますが、農協に確認いたしました。6月11日現在でケイ酸カリウムの注文数は936袋ということでございます。

なお、6月11日現在の配布数は891袋ということで聞いております。まだ取りに来ていない方がいらっしゃるということで、それについてはJAのほうから注文した方に連絡して、なるべく早く引き取ってもらうようにということで進めております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） この実施は、また来年度もやるかどうか、それはまだあれなんですか。わかれば教えてください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今善養寺議員のことでございますけれども、来年はまだ考えておりません。ただ、今回いろいろな農家の方が心配している中で、何か手助けすることができないかということで、経済委員の方にもお話し申し上げて、こういう対策を事前に講じたほうが得策じゃないかと。それから、米づくりをする農家の人たちも、それで安心できれば効果はあるということでさせていただいたわけで、これからどうこうということはまだ今のところ考えておりません。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分の承認について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 承認第3号 専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋 正君） 日程第5、専決処分の承認について、承認第3号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） それでは、ご説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますけれども、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の15ページをごらんいただきたいと思います。

専決第5号 専決処分書。



地方自治法第179条第1項の規定により、榛東村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものです。

専決処分理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、榛東村税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

なお、議案書につきましては16ページからということでお願いします。例規集につきましては2巻の645ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

榛東村税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の専決に係る税条例の一部改正は、地方税法等の一部改正のうち施行日が4月1日にかかるもので、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行っております。

改正は、平成24年度地方税法等の一部を改正する条例の公布を受けて、榛東村税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容を申し上げます。

地方税法附則第17条で規定する土地の下落修正措置の改正に伴う規定の整備、同法附則第18条で規定する宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備、さらに同法第45条の規定する東日本大震災に係る住宅借入等特別税額控除の適用期間の特例などが主なものでございます。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表を用いましてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思っております。

右が現行、左が改正案でございます。

改正する部分にアンダーラインが引かれておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、36条の2について申し上げます。

第36条の2は、公的年金等に係る所得以外に所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）です、ね、婦人と夫ですけれども、控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものでございます。

第36条の2第1項でただし書き中にある、「かかる」、平仮名で書いたものを漢字の「係る」に改め、「・寡婦（寡夫）控除」を削り、次の2ページをお願いしたいと思います。上段部分でございますけれども、「並びに」を「及びに」に改めるものでございます。

次に、附則第10条の2でございますけれども、改正前の地方税法施行規則附則第7条の6項、これにつきましては「地方税法施行規則附則第12条の4項各号に定める額の算定について」が削除されたことによります項のずれを解消するものでございます。

次に、第10条の2の第7項中、「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条8項中、「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9号各号」に改めるものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。

附則第11条でございますが、地方税法附則第17条、土地の下落修正措置、負担修正措置等の特例に

関する条項の定義規定の改正に伴う規定の整備でございます。適用年度の修正、改正前の地方税法第18条4項、宅地住宅用用地に係る特例措置が廃止されることによる条ずれを改正するものでございます。

次に、附則第11条の見出し中、平成21年度から23年度までを平成24年度から平成26年度までに改め、同条第6号中、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改めるものでございます。

次に、附則第11条の2でございますが、地方税法附則第17条の2、土地の下落修正措置の改正に伴う規定整備で、適用年度の改正を行うものでございます。附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中、「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度」に改め、4ページをお開き願いたいと思います。同条第2項中、「平成24年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改めるものでございます。

次に、附則第12条でございますが、地方税法第18条、これにつきましては、宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備で、適用年度の改正、住宅用地に係る据え置き特例の廃止、附則第12条第4項の削除による項ずれを直すというものが主な改正でございます。

附則第12条の見出し及び同条第1項中の「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、5ページをお願いします。同条第2項中、「住宅用地又は商業用地等」を「商業用地等」に「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、6ページをお願いします。同条の第4項を削り、すみません、7ページを続けてお願いします。同条第5項中、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度までに」に改め、同条第4項とし、同条第6項中、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項同条を第5項とするものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

次に、附則第13条でございますけれども、地方税法附則第19条、農地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備で、適用年度の修正が主な改正となっております。附則第13条の見出し及び同条中、「平成21年度から23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改めるものでございます。

次に、附則第15条でございますけれども、地方税法附則第31条の3の改正に伴う規定の整備で、旧附則第12条第4項の削除による項ずれ、さらには適用年度の改正が主な改正となっております。

附則第15条第1項中の「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、次のページをお願いいたします。9ページでございます。「から6項まで」を「から5項まで」に改め、同条第2項中、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めるものでございます。

次に、附則第21条の2でございますけれども、本条は地方税法附則第41条第15項の新設に伴う規定の整備で、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産の非課税措置について規定しており、附則第21条の次に本条を加えるものでございます。

なお、説明については省略をさせていただきたいと思えます。

ちょっと飛びまして、11ページまでお進み願いたいと思えます。

11条の中段から上です。

次に、附則第22条の2でございますけれども、地方税法附則第44条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例の新設に伴う規定の整備で、附則第22条の次に本条を加えるものでございます。

なお、詳しい説明については、説明を省略させていただきます。

13ページまでお進み願いたいと思えます。

附則第23条でございますけれども、地方税法附則第45条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の改正に伴う規定の整備が主なものでございます。

附則第23条の見出し中、「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中、「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特別法」に。さらには「附則第45条の2第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条の次に新たに1項を加えるものでございます。

なお、詳しい説明については省略させていただきます。

最後に、議案書の本文にお戻りいただきまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

附則。

施行日、第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

以上が榛東村税条例の一部を改正する条例の専決に係る説明でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ちょっと税に関しては難しいことなんで、簡単に教えてもらえればと思えますけれども、この税制の改正によって、今までと今後は、要するに村税がどういうふうになるのか、簡単に説明してもらえますか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員さんのご質問にお答えします。

主に今回の改正の中で、直接住民に影響が及ぶというか、形についてご説明します。

条文で言いますと、附則の第11条関係、さらには附則の第11条の2というところで、11条につきましては土地に対して課する平成24年度から26年度までの各年度分の固定資産の特例に関する用語の意義、さらには附則第11条の2の関係、平成22年度又は23年度に土地の価格の特例ということで、これについて、著しく地価が下落した対応についてということで規定しておるわけでございますけれども、著しい地価下落に対応した臨時的な負担の税の措置ということで、地価の下落傾向等にかんがみ、都市部を中心とした大幅な地価の下落による納税の負担に配慮し、平成9年度から講じられている臨時的な負担の措置を講じる。これは、急激に土地が下落しても、課税標準というのがありますから、そのところの差を一気に縮めてしまいますと納税者に負担がかかるということで、そういったそれらの臨時的な措置として、緩和措置といいますかね、講じているということで、この部分が1つです。

それから次について、附則の第12条関係、宅地等に対して課する平成21年度から23年度の各年度分の固定資産の特例ということでございます。これにつきましては、平成24年度の税制改正によりまして、住宅用地の負担調整措置が見直され、据え置き特例が平成26年度で廃止されることになりました。平成24年度、平成25年度は経過措置が設けられ、負担水準90%以上の宅地については特例措置が存続されます。なお、商業地については現行どおりでありますということでございます。

具体的に申し上げますと、宅地ですね、課されているものについて、固定資産税の特例措置について継続されているということと、一部住宅用地については廃止されるということが主なものです。実際にこれに対する対象はどのくらいかと、榛東村の税の関係で試算しますと、約200万円ぐらい増減で影響が出るという形で、どの階層にどうかというのは、これから課税の中でもう一度、再度調整しなくてはなりませんけれども、そういったことで、土地に関する税制の措置、あるいは宅地に関する税制措置というのが一部見直されていると。基本的にはこれまでの税制の中で継続されるということでご理解いただければと思います。

いずれにしても村全体の中では200万円程度、課税が全体的に納税に対してふえるということで試算をしております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 200万円という、本当にわずかな金額だと思うんですけども、概略、2%から3%ぐらい今度のこの固定資産税というのが上がっているんじゃないかなと、気がするんですけども、そうするととっと、固定資産税というんですか、それだけ取られると村の収入がふえるんじゃないかなと思うんですけども、200万というのはちょっと意外な数字だったかなと思うんで

すけれども。それに関しては特にお答えは必要ありません。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分承認について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第39号 榛東村暴力団排除条例について

○議長（高橋 正君） 日程第6、榛東村暴力団排除条例について、議案第39号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 榛東村暴力団排除条例について提案理由を申し上げます。

平成23年4月1日に、群馬県において群馬県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、本村においても暴力団の排除に向け、村、村民、事業者等が一体となった取り組みを推進するため、本条例を新たに制定するものでございます。

条例の説明につきましては、条文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案書の23ページをごらんください。

榛東村暴力団排除条例。

目的。

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為を防止し及びこれにより村民生活又は村内の事業活動に生ずる不当な影響を排除するため、暴力団排除に関し基本理念を定め、並びに村、村民及び事業

者の責務を明らかにするとともに、暴力団に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置等について定めることにより、暴力団排除を推進し、もって村民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

定義。

第2条 この条例において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号 暴力団。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

第2号 暴力団員。

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

第3号 暴力団員等。

暴力団員又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有する者をいう。

第4号 暴力団事務所、暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

基本理念。

第3条 暴力員排除は、社会全体として暴力団が村民生活及び村内の事業活動に不当な影響を及ぼしていることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

村の責務。

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次の24ページをお願いします。村民の協力を得るとともに、当該村を管轄する警察署（以下「警察署」という。）、県その他の暴力団員等による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

第2項 村は、暴力団員等に資すると認められる情報を知ったときは、県、警察署その他の関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

村の責務。

第5条 村民は、暴力団員等による不当な要求行為（以下「不当要求行為」という。）があった場合には、基本理念にのっとり、村警察署、県暴力追放運動推進センター、その他の関係機関等に相談するなどして、その排除に努めるものとする。

第2項 村民は、暴力団排除に関する活動に自主的にかつ相互に連携及び協力を図って取り組むとともに、村が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3項 村民は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、村及び警察署、その他の関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

事業者の責務。

第6条 事業者は、その行う事業に関し不当要求行為があった場合には、基本理念にのっとり、村、警察署、県、暴力追放運動推進センター、その他の関係機関等に相談するなどして、その排除に努めるものとする。

第2項 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、村及び警察署が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3項 事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、村及び警察署、その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

村の事務及び事業における措置。

第7条 村は、公共事業その他の村の事務又は事業により、暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を村が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

次の25ページをお願いします。

第2項 村は、公共事業その他の村の事務又は事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関する契約の相手方から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう義務づけるものとする。

公の施設における措置。

第8条 村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認めるときは、当該公の施設の利用の承認又は許可を与えてはならない。

第2項 村は、公の施設の利用を承認し、又は許可した後、当該公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認めるときは、当該公の施設の利用を停止し、又は利用の承認もしくは許可を取り消すことができる。

村への不当要求行為に対する措置。

第9条 村は、村民等及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、村への不当要求行為に対する統一的な対応方法を定め、不当要求行為を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

村民等に対する支援等。

第10条 村は、村民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図って取り組むことができるよう、村民等に対し、情報の提供、その他の必要な支援を行うものとする。

第2項 村は、村民等が暴力団排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的にかつ相互に連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団排除の機運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。

青少年に対する教育等のための措置。

第11条 村は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）をいう。次項において同じ）において、その生徒又は学生を、次のページをお願いします。暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を行うものとする。

第2項 村は、前項に規定する青少年に対する教育の目的を達するため、村内に所在する学校（村が設置するものを除く。）又は青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言、その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供、その他の支援又は協力を行うものとする。

行事からの暴力団の排除。

第12条 村が共催し又は支援する祭礼、興行、その他の公共の場所に多数人が一時的に集合するような行事を主催する者は、当該行事の開催及び運営に係る約款、規約、その他の定めにおいて、次に掲げる事項をその内容に含めるよう努めるものとする。

第1号 当該事業の開催及び運営に関し、暴力団を利用しないこと、又は関与させないこと。

第2号 暴力団員であることを知りながら、その者をみこし等に参加させないこと。

第3号 暴力団であることを知りながら、その物の露天、屋台、その他これらに類する店を出店させないこと。

委任。

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附則。

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第39号 榛東村暴力団排除条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求



めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第40号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（高橋 正君） 日程第7、榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長（立見清彦君） 提案理由の説明を申し上げます。

時間外勤務手当の基礎となる1時間当たりの給与額を労働基準法に基づく金額になるよう所要の改正を行うものであります。

内容は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、従来ですと祭日等は無視して計算されていましたが、祭日で休みの日と重複しない日分を控除した計算方法に改正するものです。

次の28ページに榛東村職員給与に関する条例の一部を改正する条例の案があります。

なお、この条例につきましての関係条例は、例規集の459ページからとなっております。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の15ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案でございます。アンダーライン部分が今回改正をする部分でございます。

第15条につきましては、右側、現行のアンダーライン部分、「を乗じ、その額を」、この部分を左側「を乗じて得た額を、」に改正をお願いするものでございます。

次に、右側のアンダーライン部分で何も表示されていない部分を左側で、「から勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもの（附則第7項において「年間勤務時間数」という。）」、ここまですを追加していただくものでございます。

同様に附則部分の7について、右側の現行のアンダーライン部分、「を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの」、この部分を左側「を乗じて得た額を年間勤務時間数」に改正をお願いするものでございます。これにつきましては、次のアンダーライン部分も同様に改正をお願いするものでございます。

このように改正することによりまして、勤務1時間当たりの給与が若干増額となります。仮に給与と地域手当を合わせた額が20万とした場合、ことしの1時間当たりの給与額につきましては67円程度増額ということになります。

それでは、議案書の28ページをごらんください。

施行期日につきましては、附則で、この条例は、平成24年7月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 松岡です。

今、総務課長から説明があったんですけども、ちょっとこれ難しくてわかりづらいんで、そうするとどのくらいこれを改正したら影響が出てくるか、年間当たり。説明願います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） ちょっと今のところわかりません。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） わかりませんといたって、これ改正するんだからある程度議員の皆さんにも説明してもらわないと。金額が、さっきよく聞いていたんだけど、ちょっとわかりづらいんですね、これ。それで1時間当たり幾らと言ったんかよくわからないし、それで全体で職員のこれを改正したらどのくらい影響が出るんだか、ちょっと説明願います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時11分休憩

---

午前10時12分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 今概略で20万円の人が、20万円だったとした場合に67円上がりますよということなんで、時間外というのは実際してみないと、ある程度しているんですけども、全体的には実際どのくらいになるかわからないので、まだわかりませんが。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） じゃ、もう1問。

わからないということは、少し答弁の仕方が違うかなと思うんですけども、事前にこのところは、きょうは議案書に出てくるんだから、もう少し説明ができるようにしっかりしておいていただきたいと思うんですけども、その点はどうですかね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これから改正をされて本年度に対応したいということで、まだ残業時間等がはっきりわかりません。そんな中で暫定的に幾ら残業しているからこれだよという数字はちょっと出せないかなというふうに思いますので、24年度の終えた中での決算なら正確な数字が出るというふうに思っております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第40号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第41号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第8、榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第41号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

例規集につきましては209ページ、新旧対照表は16ページから19ページでございます。

議案書30ページをお開きください。

現行条例は住民基本台帳法に登録されているものと外国人登録法に基づき外国人原票に登録されているもの、それぞれ区分しておりましたが、外国人住民も住民基本台帳へ登録されることに伴い、現行条例を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で改正内容をご説明いたします。

新旧対照表16ページをお開きください。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案で、改正部分をアンダーラインで示しております。

第2条では、登録資格に関して区分化されていた文言を住民基本台帳に登録されたものと統一し、第3条においても区分されていた文言を統一するとともに、非漢字圏の外国人住民の氏名における片仮名表記等を認めるように改めております。

第5条、第6条では、印鑑の登録及び抹消する際において、これまで区分化されていた文言を統一するように改めております。

第14条は、印鑑登録証明書の内容について、外国人住民の氏名に対応できるよう改めまして、第18条は条例改正前と後の移行期間における対処等を加えております。

議案書31ページをお願いいたします。

この条例の施行日は、平成24年7月9日で、改正される住民基本台帳法の施行日と同日になっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 執行部の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 4番松岡稔です。

今回の住民基本台帳法の改正による非漢字圏の外国人ととらえているんですけども、我々の印鑑証明は、松岡だとか青木だとか、そういう丸い規定された印鑑だと思います、四角もありますけれども。今回この該当する外国人が榛東村へ来て、印鑑届をする場合、どんな印鑑を使用するのか。

それと、榛東村に外国人が何人ぐらいいるんだかな、そのことをちょっと聞かせてもらいます。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 例規集の209ページのほうを見ていただけると確認できるんですが、209ページから210ページのところで、登録印鑑ということで印鑑の寸法等が示されておりますが、こちらの部分は全然今回の改正ではいじりませんので、これまでと同様と認識してください。

それと、対象の外国人につきましては……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 5月7日に抽出した外国人の数は83名61世帯となっております、こちらの方々に仮住民票を発行しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 今、どこの国の方が一番多いんですか。多い国の順からちょっと二、三聞かせてもらえればいいんですけども。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第41号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで休憩といたします。40分、20分休憩。

午前10時22分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

**◎日程第9 議案第42号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例について**

○議長（高橋 正君） 日程第9、榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例について、議案第42号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 提案理由の説明を申し上げます。

在宅介護を行う介護者の多大な労に対しまして、さらなるねぎらいの意を込めまして、支給金額を改正しようとするものでございます。

例規集につきましては903の29にございます。

33ページに改正条例がございりますが、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の20ページをお願いいたします。

表の右側が現行条例、左側が改正案でございます。

現行条例第4条の慰労金支給額の第1号から第3号までの支給金額をそれぞれ5万円引き上げまし

て、改正案1号では10万円に、2号では15万円に、3号では20万円に改正を行うものでございます。  
議案書の33ページをお願いいたします。

改正条例の附則といたしまして、この条例は平成24年7月1日から施行するものでございます。

この事業の予算は、平成24年度当初予算に計上しております。この事業の対象期間は、前年の8月2日から申請年の8月1日までの1年間の在宅介護の状況によって支給しているものでございまして、6月定例会に上程させていただいたものでございます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 4番松岡稔です。

第4条に挙げた要介護3、4で、榛東村に何名該当者がいるのかちょっと聞かせてもらえれば。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 清水誠治君発言〕

○子育て・長寿支援課長（清水誠治君） 本日現在の要介護度別の人数を申し上げます。

要介護3につきましては66人、要介護4につきましては75人、要介護5につきましては75名でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第42号 榛東村在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第43号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正

## する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第10、榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第43号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、榛東村福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による16歳未満の者の扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の者の特定扶養親族に係る上乘せ部分の廃止により、改正前所得税法では所得税が非課税であった者が改正後では所得税が課税される場合が考えられます。所得税の課税状況は、福祉医療費受給資格者の認定要件の1つでございます。

この法律改正により既に福祉医療費受給資格を有している者が資格を喪失する場合がございます。この場合に既に福祉医療費受給資格として認定されている者については、その資格を継続させるため、条例を改正し、あわせて字句訂正を行うものでございます。

例規集では第2巻の905の5ページから、改正の内容につきましては新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の21ページをお願いします。

改正案でございますが、条例第3条、支給対象者の中、第1項第4号規定条文の後に下線部分、「この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法に規定する方法により算定したとき、当該所得税相当額が非課税となる場合は、所得税が課せられていないものとみなす」と、法改正によります適用除外を救済する条文を加え、第7条第9号中、下線部分、「若しくは附加給付」を「又は付加給付」に、第10条第2号中下線部分、「第8条第1項」を「第7条第1項ただし書」に字句訂正を行うものでございます。

議案書35ページにお戻りいただきまして、附則。

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。



ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第43号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第11 議案第44号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第11、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、議案第44号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

15款国庫支出金、補正額16万円、計5億4,413万1,000円。3項国庫委託金、補正額16万円、計473万1,000円。

16款県支出金、補正額749万8,000円、計3億9,886万3,000円。2項県補助金、補正額749万8,000円、計1億9,956万5,000円。

17款財産収入、補正額133万1,000円、計5,362万8,000円。1項財産運用収入、補正額128万6,000円、計5,356万9,000円。2項財産売払収入、補正額4万5,000円、計5万9,000円。

19款繰入金、補正額3,611万6,000円、計2億8,608万6,000円。2項基金繰入金、補正額3,611万6,000円、計2億8,608万5,000円。

21款諸収入、補正額637万3,000円、計3,097万3,000円。4項雑入、補正額637万3,000円、計2,833万9,000円。

歳入合計、補正前の額46億6,408万5,000円、補正額5,147万8,000円、計47億1,556万3,000円。

続きまして、38ページをお願いいたします。

歳出でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額23万円、計9,369万7,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額1,741万8,000円、計6億834万2,000円。1項総務管理費、補正額1,605万2,000円、計4億9,213万8,000円。2項徴税費、補正額170万7,000円、計8,631万2,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額34万1,000円の減、計2,582万円。

3款民生費、補正額540万7,000円、計16億6,562万8,000円。1項社会福祉費、補正額540万7,000円、補正額9億8,807万3,000円。

4款衛生費、補正額61万円の減、計3億1,596万5,000円。1項保健衛生費、補正額61万円の減、計1億8,612万4,000円。

6款農林水産業費、補正額1,563万7,000円、計3億6,172万円。1項農業費、補正額1,563万7,000円、計3億4,827万4,000円。

8款土木費、補正額52万8,000円、計4億1,872万7,000円。1項土木管理費、補正額2万2,000円の減、計1,005万7,000円。2項道路橋りょう費、補正額50万6,000円、計2億5,125万3,000円。5項都市計画費、補正額4万4,000円、計1億4,740万円。

10款教育費、補正額1,286万8,000円、計6億9,153万円。1項教育総務費、補正額834万9,000円、計1億1,015万9,000円。2項小学校費、補正額164万7,000円、計9,807万3,000円。3項中学校費、補正額65万8,000円の減、計1億8,308万4,000円。

39ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、補正額82万9,000円、計8,643万9,000円。5項社会福祉費、補正額470万3,000円、計7,444万2,000円。6項保健体育費、補正額200万2,000円の減、計1億3,933万3,000円。

歳出合計、補正前の額46億6,408万5,000円、補正額5,147万8,000円、計47億1,556万3,000円でございます。

40ページから42ページに歳入歳出事項別明細書総括表でございます。説明は省略させていただきます。

44ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

主なものについてご説明申し上げます。

2番目の枠でございます。

16款県支出金、2項1目総務費県補助金、補正額249万8,000円は、緊急雇用創出基金事業市町村補助金で、県より追加要望がございまして、内訳は、歳出の自然エネルギー推進事業に対するものが180万円、また農業委員会の農地台帳の整備に関するものが69万8,000円となっております。

その下の枠、同じく16款2項2目民生費県補助金、補正額500万円は、2節の老人福祉費、補助金で歳出の在宅福祉事業に対する補助金を計上させていただきました。

一番下の枠、17款財産収入、1項1目財産貸付収入、補正額128万6,000円の内訳は、説明欄の上にある土地建物貸付収入55万円の減は土地で、財団法人移動無線センターが今回のメガソーラー発電計画に伴い、東京電力受給契約の変更に応じてくれたこと等により、無償貸し付けとするものでございます。

その下、土地建物貸付収入は、土地で八州高原においてソフトモバイル株式会社が電話の中継基地の貸付料を初年度においては初年度分と翌年度分、計33万6,000円を。また、S B エナジー株式会社については、初年度貸付料の9カ月分、150万円を計上させていただきました。

45ページをお願いいたします。

2番目の19款繰入金、2項1目基金繰入金、補正額3,611万6,000円の内訳は、説明欄にあるとおり、財政調整基金の繰入金1,506万7,000円は、歳出の不足する財源を取り崩して充当するものでございます。

農業用水維持管理費基金繰入金は、歳出の農業用水維持管理費のポンプ交換費用に充当するものでございます。

一番下の枠、21款諸収入、4項4目雑入、補正額637万3,000円の内訳でございますけれども、1節総務費雑入99万円は、歳出の魅力あるコミュニティ助成事業に充当するものでございます。

またその下、2節民生費雑入540万3,000円は、平成23年度福祉センター指定管理運営事業費の確定による余剰金を計上させていただきました。

47ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

主なものについて説明させていただきます。

各目の2節、3節、4節については人事異動に伴う人件費でございまして、説明は省略させていただきます。

48ページをお願いいたします。

下の段でございます。

2款総務費、1項5目財産管理費、補正額84万3,000円は、普通財産の土地2カ所3筆を競争入札に付する経費でございまして、内訳として、14節委託料51万5,000円は、境界面定及び分筆測量費と予定価格を決定するための不動産鑑定料でございます。15節工事費32万8,000円は、予定地内の群馬用水等の管路を予定地外へ切り回す費用を計上させていただきました。

49ページをお願いいたします。

6目企画費、補正額284万2,000円の内訳は、自然エネルギー推進事業分が184万4,000円で、主なものは八州高原修景美化として、7節賃金135万8,000円です。また、魅力あるコミュニティ助成分の99万8,000円は、19節負担金、補助金及び交付金として区長会に対するもので、屋根型テント10張の補助金を計上させていただきました。

その下の段、8目財政調整基金費、補正額150万円は、歳入の土地貸付収入で計上したS B エナジー株式会社からの初年度貸付料を25節積立金として財政調整基金に積み立てるものでございます。

少し飛ばしまして、53ページをお願いいたします。

右の上から2段目、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、25節積立金540万4,000円は、平成23年度福祉センター指定管理運営事業費の確定による余剰金を社会福祉施設整備基金に積み立てるものでございます。

その下、28節繰出金154万円の内訳は、国保特会へ123万5,000円、介護特会へ30万5,000円繰り出すものでございます。

この下の段、2目老人福祉費、補正額500万は、13節委託料として県の補助金で要援護者支援マップを作成する費用を計上させていただきました。

一番下の枠、6目地方改善対策費、次のページの28節繰出金179万7,000円は、平成23年度分として繰上償還があったものがあり、これを本年度繰り上げることに伴い、住宅特会へ繰り出すものでございます。

その下の段、7目ふれあい館費、補正額63万2,000円は、15節工事請負費でございまして、ふれあい館の脱衣所の照明が温泉の湯気等により配線が溶け出したことから、節電対策を兼ね、LED照明に交換する費用を計上させていただきました。

56ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、7節賃金69万8,000円は、歳入で計上した緊急雇用創出基金事業市町村補助金により、農地台帳を整備する費用を計上させていただきました。

58ページをお願いいたします。

2段目でございます。

6款農林水産業費、1項8目農業用水維持管理費、補正額1,979万円の主なものは15節工事請負費

で2,041万7,000円で、長岡揚水機場3号ポンプ故障により交換工事を行うための費用を計上させていただきました。

この下の段、9目農業集落排水事業費、補正額602万3,000円の減は、人事異動に伴い農集排特会への繰出金を減額するものでございます。

少し飛ばしまして、61ページをお願いいたします。

下の枠でございます。

10款教育費、2項1目学校管理費、補正額164万7,000円は、南小学校運営費でございまして、人事異動に伴うもので、7節賃金は講師の臨時職員賃金で140万2,000円などを計上させていただきました。

63ページをお願いいたします。

10款教育費、4項1目園管理費、補正額82万9,000円の主なものは、15節工事請負費でございまして、60万9,000円で、男子教諭の人事異動に伴い、既存のトイレ室に職員用男性トイレを新たに設置する工事費を計上させていただきました。

65ページをお願いいたします。

一番下の段でございます。

10款教育費、6項3目学校給食費、補正額179万1,000円の主なものは、学校給食センターの排気ダクト改修に伴い、学校給食費特会へ繰り出すものでございます。

66ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

1は特別職で該当ございません。

2は一般職で、(1)が総活表でそれぞれの枠の上段が補正後、下段が補正前、下の段が比較となっております。(2)は、給料及び職員手当の増減額の明細となっております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時4分休憩

---

午前11時4分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

66ページ、67ページの給与費明細書についてお伺いしたいと思うんですが、まず職員手当の内訳というところで、この区分の管理職特別手当で10万8,000円とありますが、これはどのような業務の内容で、何名に対する手当なのか。以前ここに載っていたのは、選挙がある年には、その選挙のときの部分でこれが出ていたというふうに認識しているんですけども、それ以外、今までの予算書等では計上されていたことがないと私の中で認識しているので、ここの説明をお願いしたいのと、あと（2）の給与及び職員手当の増減額の明細という部分で、昇格に伴う増加分195万7,000円、説明ということで昇格による増とありますが、過去にも6月補正でこのような額が計上されたことがなかったものですので、その内容についてちょっと説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 管理職特別手当、これにつきましては、これは時間外手当、管理職もとれるということで、1名分載っております。

〔「何名で、どういう業務に対してなのか」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時7分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 管理職特別手当、これにつきましては管理職の超勤分でございます。

それと、195万7,000円のこれにつきましては、農集排から1名、一般会計へ人事異動によりまして来た、増員になったことが主な要因になっております。

以上です。

○5番（南 千晴君） いや、超勤分というのはわかるんですが、何名に対するどういう業務に対してでしょうかと聞いているんですよ。

○総務課長（立見清彦君） これはですね、推進室がありまして、総務課の1名分でとりあえずとっております。

○5番（南 千晴君） 業務内容は。

○総務課長（立見清彦君） 業務内容は、契約等についてでございます、SBエナジーとの。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 管理職特別手当、これは休日とかそういった部分に対する、6時間以上のという条例や規則には書いてあるんですけども、例えば管理職、もともと管理職手当が出ていて、それ以外の例えば休日とか出た場合、代休とか振りかえ等で通常対応できるんじゃないかと私は思うんですが、今回手当を出す理由で、でもこれだけ金額がわかっているということは、何日分とかもわかると思うので、その理由についての説明と、昇格による増という部分で、昇格というのは、級の、例えば4級が5級になったとかと、そういう部分で今回異動があったとは思いますが、昇給のほうですよね。何号給とか、4号給、2号給とかという部分で、同じ級の中の号給が上がる分に対して、当初の予算書にも必ずその表が載っているんですけども、今回これだけ額もあるので、そのあたりの号給の上がった人が、一番号給が上がった人が何号給上がって、それが何名いるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 4月1日現在、まず昇格ですね、要するに級が1つ上へ行ったと。それを申し上げます。6級に1名、5級に6名、4級に5名、3級はゼロで2級に2名でございます。

○5番（南 千晴君） 代休とか振りかえが対応できないんですか。

○総務課長（立見清彦君） 一般的にその週の中で、何週の中ですけれども、もうちょっと今のところ契約等が忙しくてそういうことができないということで上げさせてもらいました。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

今回の事業は、メガソーラーの事業は、議員さんもお存じのとおり、全員の議員さんの後押しをいただいで急遽去年の6月あたりから進めてきたところでございます。そしてご存じのように12月20日までいろいろ精査したんですけども、そのときは、もうこれはだめだということで断念をせざるを得ないということで、副村長とともにS B エナジーさんのほうへ申し入れをするということでお話し合いをさせていただいたところでございます。しかしその後、皆様もご存じのとおり、急転直下いたしまして、その事業が推進できる段取りができた、要件が整ってきたということで、本当に短い間の中ではございましたけれども、議員さんのいろいろな意見も聞きながら、つぶさにその事業に対して手落ちのないようにということで進めさせていただいたところでございます。

ご案内のように、あの土地はまだ、土地としてはよかったですけれども、建物に対しての権利、そういったものが私どもは全部解決したということでお聞きしていたんですけども、それがかなわなかったということと同時に、電源法によりまして、いろいろな手続がある。送電線にせよ、それか

ら計上されております铁塔等の処置、言葉はちょっと私もわかりませんが……。そういったところのいろいろな手続、それから対応等が本当に夜、夜中までやっているというような状況でございました。そうじゃないと7月1日の売電に間に合わないというのが事実でございました。

そんな中で、職員もそれなりに一生懸命対応されておりますし、それから、私もびっくりしたんですけれども、一流会社というか、今の時勢というのは、夜の夜中でも電話を取り合ったり、パソコンで協議をしたりというような事案が本当に出てきたので、私自身もそこいらは驚いているところでございますけれども、一応そういうような対応をしながら7月1日の発電事業のスタートに備えてきているということでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○5番（南 千晴君） 今答えが足りないんですけども……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時14分休憩

---

午前11時16分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 55歳未満で2号俸、3人おります。そのほかは標準です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 標準が4号給ということだから、それよりプラスにということなんで、6号給上がった人が3人いるというようなお話ですけども、基本的には4号給の昇進がほとんどで、今までもそれが標準ということだったんですが、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則において、勤務成績が良好である一般職員は4号給、標準の昇給で、特に良好である職員が6号給というように書いてあるんですけども、この4号給と6号給のこの評価の違い。3名だけ6という、その職員は、じゃ4と何が違っての昇給だったのか。

それと、村長のお話で、業務はわかるんですが、代休とか振りかえで対応が、この条例や規則上、できないものなのか。そこを説明きちんとしてください。

当初予算の中にこの昇格による増という部分は、課長が例えば退職すればそこに課長が1名必要で、課長補佐が上がれば課長補佐に上がる人がいるという部分で、もう少し当初でこの昇格に関しては予測できることもあると思うんで、こんなに補正で何百万も出なくてもいいのではないかなと思うんですが、そのあたりの全体の昇格の見込みが今回当初で少しできていなかったのではないかなと思ってしましますが、今後の人事評価をどうやっていくのかも、あわせて村長の考えをお聞かせください。



○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 答弁が漏れたらまた指摘してください。

総体的に上がっております。というのは、私、去年からこの職務をさせていただいておるんですけども、そのときに、第一番初めに村民サービスが非常に低下しているというご意見を村内から伺っておったために、職員に5項目についてレポートを出していただきました。その中で、96人対象の中で95人出していただきました。その3分の1の中から、サービスの低下については県の基準を100%とした場合に、村はその人事の適正比率というのが82%に落ちておりました。そういった点から、職員が指摘されるのが非常に職員の数が足りないとか、それから、余りにも事務が多過ぎてというようなご意見でサービスの低下があるというようなご意見も聞きました。それから、またいろいろなもろもろの職員の実態を把握しました。その上で、今回職員の意識高揚を図るためにさせていただいたと。

そして、ご案内のように、今度主査という職務がございます。それは今まで指摘されたというふうにお聞きしておりますけれども、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部をとすることで、群馬県では本当に簡素化されていた中で、榛東村は非常に複雑に分類されているというのをある程度改善しないという、職員の何ていうか、目的意識が高揚しないという観点から、それらを整備させていただいたところでございます。

1つの例を言いますと、職務級の中で、1級の中に、主事が主体なんですけれども、その中に主任がいたり、それから、2級の主任の中に係長がいたりというような職員として目的が持てないような職責の級でございました。それを改善するがために1級には主事、2級には主任、3級には主査と、それから4級には係長と、区分を設けたために、ここの主査を設けたという中である程度増額になったというふうに認識しております。

それから、代休で間に合わないかどうかという点ですね。それは、やってできないことはございませんけれども、今回の事例に対しては、これから休ませればいいという話であると思うんですけども、これからいろいろな事務事業がまだまだたくさんあるという中で、本当に土日も返上してやっている姿を見た場合には、今のところ不可能だということで実行させていただきました。

○5番（南 千晴君） 昇給が今回6号給が数名、4と6の、その数名の職員、評価されたと思うんですが、その違い。4号給と6号給にしたことの違いをちょっと説明、数名だけ6号給という部分が、そこを説明していただきたいんですけども。6号給上がったという部分で。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時23分休憩

---

午前11時33分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 違う数字を言ってしまいましたけれども、6号給上がった人が4人、この人につきましては、出先へ行っている人がほとんどです。基本が4号給、それと55歳以上が2号給ということです。それでいいですか。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

1番小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 1番小山です。

平成24年度榛東村一般会計補正予算の第3号について質問いたします。

議案書49ページの2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、7節の賃金から14節の使用料及び賃借料の補正を必要とする理由をもう少し詳細に説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これにつきましては、八州高原の修景美化、除草、草刈り、清掃等でございます。この財源につきましては、群馬県緊急雇用創出基金の事業を活用してほぼ100%の県補助で行いたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） もう1個。

○総務課長（立見清彦君） 賃金につきましては2名分、7月から12月を予定しております。

それから、11の需用費なんですけれども、それに付随するものでございます。公用車の燃料、電気料、施設消耗品、その他消耗品、ここに書いてあるとおりでございます。次の役務費につきましては、これに関連する電信料でございます。次の14節の自然エネルギー推進、これは車借上料、軽トラック借り上げを予定しております。これらにつきましても、群馬県緊急雇用創出基金の事業からこういう補助が出るということで載せてあります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この件につきましては、7月1日から事業が開始されます。それ以後の事業上の経費ということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 次に確認させていただきます。八州高原の発電システムは、榛東村の公共の

施設ではないと認識しております。村で用地を提供して民間事業者の施設です。施設誘致での担当業務は大変ご苦労いただいております。しかし、誘致が無事完了し、発電施設が完成し、7月1日から運転が開始されたときに、当然地主として、村の立場は監視とか見守り等は必要かとは思いますが、企業誘致が完成し業務終了になったら、特別室等も必要ないと思います。その点、そういう人員等が必要な理由をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小山議員の意見というのは、誘致が終わったから、それから発電の事業がスタートしたから、もう特別室はいいんじゃないですかというご質問だと、そういうふうでよろしいんですか。

○1番（小山久利君） 現場の管理事務所ですか。

○村長（阿久澤成實君） 村で持っているやつね。

まず最初に、その対策室が必要であるかないかということは、とらえ方によっては違うと思うんですけども、私としては、7月1日から売電事業が始まって、施行者はS B エナジーさんだという認識だということで、もう要らないんじゃないかということでございますけれども、この間の一般質問でも私述べたとおり、あれを一つの核として、経済の活性化、それから村の人たちが元気が出るような対策を考えたいということで、100%室長がそれに携わるということでなしに、20%ぐらいはその室長に残してみたらどうだなという考えはございます。その中で、今対策室の問題でございましてけれども、私はその次の事業として、その相乗効果をつける、そういった面の今度は名前を変えた中での事業展開をしていかなければと。そうでなかったら、あの事業をみんなして誘致し、そしてまた売電や固定資産だけで終わるんではということ、私としてもこれから対応とすれば、それも一つの手段として、利用しながらということであれば、やはりそこいらも当然毎日の事業費というか、経費もかかることで、それも最小限に打ちながら次の事業を考えていくということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 役場の中で仕事をするなら、電気料とか施設用消耗品、その他の消耗品、電信料は必要ないと思われます。山の上に事務所らしきものがあるので、そこに通信機器等を設置するのでしょうか。もしそうだとすれば、村は土地を貸して、借りた企業は工場を建てて業務を開始したわけだと思うんで、その周りに残った村有地の利用を検討するにつきましても、このタイミングで新しい事務所をつくって、もしそうだとすれば、その所有権ですね。役場の中で業務が行える、十分行えるとは思いますが、その事務所らしきものの有無と持ち主。それで、職員がそこに常駐するのをお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

施設につきましては村のものでございます。それから、そこへ常駐するかどうかということは、先ほど申し上げましたように、そのメガソーラー発電事業の一つの核としてほかの事業を展開したいということであれば、庁舎内でもできるでしょう。それからまた、現場でもやはりそういったものが必要じゃないかというふうには私は考えております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 10番松岡です。

48ページをお開きください。

一番下段に財産管理費、補正額として84万3,000円、委託料として51万5,000円、この内容について少し詳しく説明願います。

○議長（高橋 正君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） お答えします。

財産管理費でございますけれども、大字新井字清水貝戸463番地の土地を売ってほしいという方がございまして、前回不調になった長岡の村営住宅の用地も含めて2カ所3筆を条件付きの一般競争入札にしたいためのものでございまして、委託料につきましては、清水貝戸につきましては村有地で噴水がございまして、池がございまして、その部分を分筆するというようなことと境界画定の費用でございます。それが約21万円ということと、予定価格を設定するために不動産鑑定士を入れなくてはならないということで、それについてが約30万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 今説明がありましたので、もう1点か2点、これについて質問させていただきます。

今、なぜこの長岡のところと新井の436番地ですか。そうすると、これは場所は番地が大体わかるんですけども、池が以前あった所ですか。弁天池というところのことを言っているんですか。池とさっき言ったから、場所。

それと、もう1回言います。どうして今の時期に、役場の土地で、先ほど個人とお聞きしたんですけども、どうしてそれを今売らなければならないんですか。

それと、それを売らないで置いておいて代替地として持っていたって別に今榛東村は緊急に売らなければ困るんですか。その点についてももう一度説明してください。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 地番につきましては、大字新井字清水貝戸436番地の土地でございます。

代替地等でございますけれども、過去にほ場整備で生み出した村が持っている土地が、桃泉も含めて何カ所かございます。ここについては売ってほしいということと、例えば22年度の決算委員会におきまして、普通財産についてはなるべく処分してほしいという議会の要望等がございまして、それとまた土地を売ってほしいという方がございましたので、先ほどもお話ししたとおり、長岡の前回不調になったことをあわせて、一般競争入札にしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 今一般競争入札と言ったんでわかったんですけども、今発言できるかできないかわからないんですけども、総金額にして予定価格としてどのくらい見積もっているんですか。それはだめですか。もう1回。おおよそでいいんだよ、おおよそで。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 予定価格はまだ設定してございません。その予定価格を設定するために不動産鑑定士を入れて平米当たり幾らということを決定するので、今現在はその部分が幾らというようなことは、数値的には持っておりません。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 善養寺です。

南君のちょっと関連になるんですけども、村長にちょっと確認したいんですけども、夜中に業務をしたということですけども、この役場庁舎でやったのか、どこでやったのかわかれば教えてください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。

役場でもやっておりますし、それから自宅でもということです。実際のお話、私のところにも夜中

に電話があったり、それから、こういうお話があったんだけど、どうでしょうかと、すぐ向こうに伝えなければだというような現実もございました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 今村長のお答えで自宅でもあったというお話がありました。そういう中にでも管理職の特別手当ですか、そういうのがつけられるんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） どこでやったからつけるというんじゃないくて、やはりそういう忙しい中でやっている。本人も一生懸命そういうことをやっているんだということを私自身が認めた上で施させていただいたということでございます。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） じゃ、1人の職員じゃなくて87名の職員全員をよく見てもらって評価をしていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回は指定された人が特別来たり、昇給したり、それから新しい部署が設けられて、特にそこが一番目立ったのかなというふうに思っております。私も平準化で見ているわけですけども、一番私懸念するのは、榛東村職員のラスパイレス指数というのがございまして、それが非常に低いんです。35町村ある中で22年度はケツから3番目、下には上野村、神流町、それから南北村、その次なんです。そういうものを改善しないと、やはり榛東村という中で職員の資質も上がりませんし、それから勤勉の意欲もないという私は判断の中で、特別に見たということでなしに、主査を設けて、先ほど言いましたように希望を持たせるような段階をつくったり、そういう環境整備をさせていただいたということです。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

2番山口君。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 2番山口です。

2点ほどお聞きします。

44ページをお開きください。

一番下のますで、財産貸付収入、土地建物貸付収入というので、先ほど説明があったんですが、ち

よっと聞き漏らしたかもしれません。確認の意味でちょっとお尋ねします。

一番下の数字で183万6,000円というのがございます。そのうち150万が9カ月分というふうに説明があったと思うんです。そうすると、年間で200万になるかなと思うんですが、これはどういう意味のものなのかちょっとわかりませんのでお尋ねします。

それと、58ページをお開きください。

58ページに農業用水管理費として工事請負費が2,041万7,000円の計上があります。先ほど長岡地区の3号ポンプということなんですが、これはいつごろ布設したものなのか。その2点をお尋ねします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 先ほどの山口議員さんの150万について、12分の9カ月ということですよ。9カ月分はということかという、7月から7、8、9、10、11、12、1、2、3とこの9カ月分を予定しております。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それじゃちょっと納得しないと思うんで、お話しします。

ことしの7月1日から始まります。そうするというと、この後契約書の中で見てもらえばわかるんですけれども、前金として、その売電の半分に相当するものを入れますよと、先に入れますよという契約になってきておりますんで、そこで計上させていただいているということでございます。24年度については7カ月分、それから今度は25年度分になれば200万ということでご了解をいただければというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 質問ですけれども、長岡揚水機場の3号取水ポンプにつきましては、平成19年度交換工事を実施しております。これは旧1号ポンプを修理し再利用しておいたポンプでありまして、使用期間とすれば7年程度経過しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） まず財産収入のほうなんですが、どのような契約をされたかというのはちょっとわからないんですけれども、当初の情報では、売電価格が42円になったと。おおよそ268万キロワットを発電すると1億ちょっとになる計算になるんですが、そのうちの3%が村に入ると、そういう認識を持っていたわけなので、この数字が200万ということはちょっと100万ほど低いのかなというふうな、そういうことで質問をさせていただきました。もうちょっとその辺を、将来どういうふうにな

るのか、最終的にはその売電による収入と、それから3年後たったときに固定資産税というんですか、そういうものを含めて村に幾ら入ってくるのか、その辺をお尋ねします。

それともう1点の長岡のポンプの件なのですが、これは大体耐用年数というのはいくつぐらいあるのか、その保証期間内でないのか、その辺をお聞きます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 財産管理のほうでお答えさせていただきます。

売電価格が42円だから、今1年分とすれば200万というのが前金で入るようだけれども、売電価格が違ってきたらどうだというようなお話でございます。

この後、全協でその契約書を見てもらえばご理解できるかなと思うんですけども、その点は、一応42円という政府の決め方でございますので、それに準じた計算で算出しております。そして、ことに当てはめれば150万先にいただくということでございます。決算じゃないけれども、3月末をもって幾ら売電があったということがわかります。その中の3%で全体の額から先に納めていただいた金額を差し引いて、その年度は納めていただくということでございます。

それから、42円以下になったときはどうだというお話でございますけれども、それも契約書の文言に入れてあります。

それからもう1個、固定資産税がどのくらいになるのかということは、これは12月31日にならないとわかりません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 耐用年数につきましては、手元に資料がございませんので、年数のほうは後ほど回答したいと思います。

保証期間につきましても、手元に資料がありませんので、契約書等を確認の上、後ほど回答したいと思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） ちょっと全体的にまだわかったようなわからないような状況なんですけど、何か売電価格にしても、この年度が終わってみたいとどうなるかわからないというふうな、そういう状況でスタート……

〔発言する声あり〕

○2番（山口宗一君） 売電価格はさっき何か、最終的にその売り上げが幾らになったら云々というのでおっしゃったでしょう。



○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 固定資産のほうはいいですね。

売電価格については、1年間のトータルが出ないと最終的には3%掛けられないんです。それなもんだから、何しろ前金として、その大体半分と見積もられるものについて入れてくださいよと。そして、年度の末になって売電価格が東電から出ますから、それについての3%を掛けて、それで総体で幾らになったという中から前金を受けているのを引いてその金額を年度内に入れていただくということでございます。

だから、売電された量が最終的に3月で締めますから、そのときに初めてその1年間の売電合計というのが、発電合計がわかるわけです。その中で3%を乗じて、その合計金額から、前金を受けている、今年度であれば150万ですか、それを引いた和が1年間の売電収入として入るということでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 山口宗一君発言〕

○2番（山口宗一君） 何ていうかな、その半分ということをごおっしゃっているんですけども、12分の9というのは4分の3ですね。そうすると、こだわるようですけども、本来ならば150万じゃなくて225万入ってもいいんじゃないかなという、そういうお話をしているわけです。その辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） ごもったも部分があると思います。ということは、200万というのは、あくまでも契約は3%です。その中で200万は下回らないだろうというふうな形で入れていただくと。決済は1年後に、売電額が幾らだか、発電量がちょっとわからないんで、それで決済合わせをしていくと。したがって、ことしの場合には、契約が済めば、皆さんにこの後見てもらわなければならないんですけども、それでオーケーが出れば契約していくと。その中で契約が済めば直ちに150万、ことしは入れてくれると。もう一度、そうすると3月末ですね。その辺のところでもう1回入って決算はその後になるというふうな形になると思います。したがって、200万は下回らないだろうということで、最低保障のような状況で入れていただくと、そういうふうな形で解釈していただければ。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時59分休憩

---

午後0時1分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 3番小野関です。

49ページの自然エネルギー推進事業の部分で、先ほど村長のお話の中にメガソーラーを核に次の事業展開をしたいんだというお話がありました。その部分で村長にお伺いしたいんですけども、造成の部分には既にもう終わったという状況の中で、次のメガソーラーを核にどんな事業展開をするのか、青写真といいますか、もうそろそろ計画を立てる段階かなど。我々のほうでもどこまでどんなことをやるんだということがわからない状況の中で、ちょっと不安に思うこともありますんで、思いつきでいろいろあれもやる、これもやるという話でも困るんで、そろそろ計画の部分を早期に出していただきたいというふうに思っております。村長のご見解をお伺いします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

それではここで昼食休憩といたします。開会を1時より始めます。

午後0時3分休憩

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 午前に続き会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどの小野関議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、議員に理解していただきたいのは、経済の活性化という取り組みについては一生懸命やらせていただく中で、前にも申し上げましたように、本当にすぐにできるもの、それから長年かかるもの、これは長期的なもの短期的なものがある、なかなか目に見えないものが経済の振興ではないかというふうに思っています。

しかし、やはり私も4年間という任期がございます、その中ではやはりそれなりの実績を上げていかなければということで、議員がご指摘のとおり、なるだけ急いで成果を上げられるような対応をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

そして、今具体的なものが出てこないのかという話でございましたけれども、今のところ7月1日以降に、この間本会議でお話し申し上げましたように、単独企業誘致で2件あります。それをこのメガソーラー事業が一段落した後手をかけたいと、こんなふうに思っております。

それからもう一つは、経済の活性化のために、私申し上げましたように、いろいろな面から調査研究をし、最低限のリスクで効果を上げたいとこんな思いの中から今般、群馬県バックアップ機能誘致事業、それから大学連携事業、もう一つはこの間庁内で指示をさせていただいたんですけども、庁

舎内にも職員の庁舎内の地域活性化検討委員会というのを設置しまして、その対応に今当たっているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 自分の質問が、ちょっと舌足らずな部分があったかなというふうに思っております。

自分の質問は、本当にもっと小さな部分の話のところ、自然エネルギーの推進事業という部分、議会の方で1,500万円という話のところ、宅地造成は既に終わったと。残る900万円前後の話だと思うんですけども、言ってみれば自然エネルギー推進事業の計画、青写真は今早急に立てるべき時期に来ているんじゃないかということで、その部分の対応を、村長の見解をお伺いしたわけなんですけれども、ひとつお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） じゃ、申しわけありませんでした。

エネルギーに対しての推進事業に対する青写真ということでよろしいんですか。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） はい。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） このメガソーラーの事業については、本当に規制がございまして、何とか敷地の規制もありますし、それから送電線等の規制もあります。そんな中で、今のところに私としては設置は不可能というふうに考えております。ただ、山からおりてきてこの住宅地にあります中では、やはりこれとこういう推進事業を施している観点から一般家庭にも普及をさせていきたいと。

それから、メガソーラー等につながるかどうかわかりませんが、これから施す南部コミセンの改修にも屋根の上にもそういったものを普及させていきたいと、こんなふうに思っているところで。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 最後の質問になろうかというふうに思いますけれども、先ほどの課長の説明であったと思うんですけども、49ページの企画費の中の項目です。7の賃金から11の需用費、12の役務費、14の使用料及び賃借料、これについては県の補助100%で緊急雇用の事業を充てたということですから、1,500万円は使っていないということの理解だと思うんですけども、ただこの部分を使うとほかの事業をやらないで、しわ寄せがほかの事業にいつているんじゃないかなという

ふうになっているわけでありまして、言ってみれば。

それともう一つは、今自然エネルギー推進事業の部分で村長からの説明を受けたんですが、村長の前の答弁で、メガソーラーを核に周辺のといいますか、相乗効果をねらって何かやっていきたいという話を受けているわけありますから、その部分のメガソーラーを核にした相乗効果をねらえる何か事業というものの部分を、早急に立てるべきじゃないかなということで質問したわけなんで、その辺をひとつお願いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2点質問があったかなというふうに思います。

一つは賃金について、賃金とその下の費用について、県の雇用対策で100%だから上げたんだと。ここで上げて、ほかの事業に差し支えないかということだろうと思います。庁内に全部この希望をとりました。上がってきたのが、産業振興課が1名分、それから総務課のこのメガソーラー対策のほうで2名分ということでございます。それでこの事業の目的がございまして、震災等緊急雇用対策事業ということで、震災に遭われた方で会社がつぶれたり雇用を解雇されたり、その人を対象として雇用としてお願いする事業でございます。ですから、今のところ上げてはございますけれども、榛東村にこの事業についてお願いしますという人は今のところ出ておりません。

それからもう1点、今活性化事業にどういうふうにつなげていくのかという点でございます。先ほちょっとふれさせていただきましたけれども、その点については3つの事業の中から模索をします。一つの考え方として、私案ですけれども、今非常にメガソーラーの現地視察が11月までいっぱい入っております。そして、その視察の関係で、また議員さんにも怒られるのかなというふうな思いはしているんですけれども、こういう事業をした中で、やはり行政としても最低限のサービスというか対応はしなければならないという観点から、私の一つの考えは資料の有料化、それからもう一つは資料を有料化しなくても、あえて言えばセットです。メガソーラーだけを見るんだっただめですよと。メガソーラーとともに民間の事業者、それから村の施設等のドッキングを考えて、半日からいる視察でなければだめですよというような、やはりそのぐらいの覚悟を持ってメガソーラー事業、そして村の活性化に対していかなければ私は活性化につながらないというふうに、それは一つの例ですけれども、そういう対策もこれから庁内で考えていかなければというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 先ほどのちょっと追加なんですけれども、2番、山口議員の質問の中で、久保田上下水道課長が補足説明があるそうなので。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 先ほどの山口議員の質問に対しまして、取水ポンプの耐用年数と

保証期間についてですけれども、耐用年数につきましては公営企業法の耐用年数表を参照しまして、ポンプ設備につきましては15年となっております。15年です。実際には使用頻度によって使用期間は一概には言えないと思います。保証期間についてですが、メーカー保証につきましては、納入後1年となっております。ただし、業者との契約において瑕疵担保期間というのがありますので、そちらについては2年となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 二、三質問させていただきます。

ちょっと長くなったので、いろいろ前後するかもしれませんが、村長の先ほどの話で、メガソーラーの担当職員は非常に頑張ってくれているんで代休もとれないで、いろいろそのようなニュアンスの言葉をいただいたんですが、そこに配置されたときに、現職の例えば課長なら課長の階級、課長補佐なら課長補佐の階級で行ったのならある程度そういうのもかわいそうかなと思いますけれども、進級させていただいてその職に配置についたということはそれだけでも名誉じゃないのかなと。それで普通やはりいろいろの配置に行けばそこで苦勞もあるだろうし、大変な面もあるんだと思います。

今度は、また副村長の説明で、先ほどから出ています昇給、出先の機関に行かれた4名の方にご苦勞というので上げた、このような説明がありましたけれども、過去もずっと出先に行けばそのような待遇を受けていたのかというのが1つでありまして。

それから、3問ありますからとりあえずそのところをひとつ説明願います。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 最初に昇給のほうの件について申します。

前にもそういうふうな形での上げたケースというのはございます。そしてまた、ソーラーの担当者の件、それは個々の考え方でいろいろあると思いますけれども、太田市で今やはり7月1日に売電を目指してやっている職員体制が5名です。前橋市が7名ということで、また中之条町では9課を12課に編成し、なお対策室をつくって専門分野でこの部分に当たるというふうに、どこの町村でも1名体制ということはありません。そういうふうな中から、特別に仕事の内容というのは厳しかったかなというふうに私自身思っております。したがって、夜も昼もというふうな形になり、当然本人には負担をかけたかなというふうに私自身は思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 出先機関においては過去にもそのような例があると。このようなことから、例があるということは常時ではなかったのかなとそういうふうに認識しました。

それと、先ほどからもあります49ページの電気代だとか公用車の燃料代だとか、これで先ほど何か回答は、この回答は私が聞き漏らしたのか、あそこに何か事務所的なものがありまして、そこに常駐じゃないんでしょうけれども、そこにいます。あれは撤去、この役場に、これから担当する職員の場所は役場にすものなのか。これと、今までどおり向こうのほうの何かあそこにちょっとした小屋があるんですけども、そこで職務をするのか、これが1つと、この自動車の借り上げです、これは結局どのような形で使うのかなと。

それで、この49ページの7から14に関しましては、村長が以後の予定ですので、補正を組ませていただきましたと。私はそのように聞き取ったんですが、以後これはこのよう、それを考えると事務所は向こうに1軒、1つ場所を残すのかなと。これをちょっと感じたものですから、この件ひとつ答弁願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 牧口議員の質問は2点あったかと思えます。

1点は、職員を上を仮事務所みたいなものがあるけれども、そっちで業務をさせるのかとそれから下でさせるのかということでございます。原則的には下でやるのが正しいというふうに認識しております。そして、上にあるものについては上に行ったときにそこで業務を行うというよりは、やはり先ほどから申しましたように、現地の対応策についての居場所というふうに思っただけならばというふうに思えます。

それから、軽自動車の借り上げでございますけれども、ここで事業後の施策ということで出ささせていただいたのは、管理もでございます、これから。今までご承知のように、平成17年からあの道路は本当に使われていなかったと。それから榛名カントリー内も使われていなかったという中で、今まで本当に水害やいろいろなものがあつたときのみ手を入れていて、なかなか管理が行き届いていなかったと。そしてご案内のように、この間皆さん方に登っていただきましたけれども、創造の森からゲートまで、ゲート内はまた違うんですけども、ゲートまでは産業振興課の管理でございます。そういった中で、シルバーさんなんかを前予算計上させて、了解していただきました範囲内で手入れをさせていただいたと。そして、これだけの事業でお客さんがどのぐらい来るかわかりませんが、そういったやはり環境を大事にするという前提でございますので、そういうところも手を入れなければならないかなということで、この軽四の借り上げを上げさせていただいたところでございます。

それからもう1点、皆さん方が上がって不思議に思ったと思うんですけども、7年間使われなかった中で、非常に木が生い茂り、普通車はいいいんですけども、小型車、そういうものが非常に枝等にひっかかるというようなことで、こちらでも対策を考えておったわけでございますけれども、当地

を建設していただきました佐藤工業さんが善意を持って下りながら、車の上から全部処分をしてくれたと。そしてこれには費用はかかっておりません。善意でやってくれたということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） あとは、2点ですが、1つ、先ほどから相乗効果と、このような11月まではほとんど研修に予定が入っていると。大変結構なことなんです、私らも川崎のメガソーラーに見学研修に行きましたけれども、これからあれを誘致しようとかかそういう企業にしてみれば、見学に来るといことはあるだろうけれども、1回来たら2度3度と興味を持って研修に来るといことはないんじゃないかなと。そう見ると、何かあそこを整備していろいろのものをつくったらどうかというのがあるけれども、このようなこともせいぜい来年ぐらいに入ってからそういう考えを起したらどうかと。

おまけに、あのゲートは施錠してあると。役場に申し込んで許可を得て開錠及びあそこを見学させていただくと。このようになれば、一般の方が来て見学するという機会は二、三人で来た場合は恐らくないんじゃないかなと。このように考えますと、相乗効果というのはそれほど考えられることではないんじゃないかなと。だから性急にしないで、ちょっと間を持って、それからいろいろのことを考えるべきではないかなというのが1つです。

それと、これはまた聞きにくいことかもしれませんが、何か近隣の職員から比べると職員の手当が榛東村は低いので、それでみんなにサービス精神向上のためにベースアップということを考えたと。これは確かにいいことだとは思いますが、それが先ほどどなたかの議員で、そういうものは職員全部に目を見回して検討してくれというような話もありましたけれども、現実にも役場へ行くと、高いところからの目線で見るとか、このような話も流れております。それとまた、確かに榛東村はベースが低いかもしれませんが、その市町村の財政の収入の件もあることだと思います。ですから、一概に近隣町村よりも低いからというのも安易な考えじゃないかなと、このように一つ考えます。ひとつこのようなことに関しては、今ベースアップの件じゃないんですが、すべてにおいても余り補正予算は賛成したくないような議案が多いかなと、このように感じましたので、一つ意見を述べさせていただきます。

回答を求めます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 牧口議員の質問の中で、2点要約してあったかなというふうに思っております。

その一つは、メガソーラー事業は1回見ればもうそんなに行く人はいないんじゃないかという中で、

それを何というか、一番の目標にして、追及する施策はもう少し考えたほうがいいんじゃないかということでございます。

それはごもっともだと私も思っております。先ほどから申し上げているように、それをどうしてもそれからつなげていくんだということではございません。一つの核として位置づけをしながら、そのすがる場所を見つけながら相乗効果をねらっていきたいと、こういうことでございますので、牧口議員がやはり心配されるように、その判断は非常に難しいんですけども、それはやる時期がございますので、そういったところも頭に入れながら進めさせていただきたいと思っております。

それからもう1点は、今回の給与改定というか、職員の改善はちょっと安易じゃないかというご意見でございます。その点につきましては私は安易でないというふうに確信をしております。というのは、全員に今回やればよかったんですけども、やはり予算上の制約もございます。そんな中で今回改善させていただいた規則の中に、この規則は平成24年4月1日から施行する。ただし、職務の級の取り扱いについては当分の間なお従前の例に、もうやるんだよというので、一遍にできないがために延ばしたと。その期間を設けたということでもありますので、この2年のうちには平等にそういった施しをさせていただきたい。こんなふうに理解していただければと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

反対討論をさせていただきます。

先ほど来から、村長のほうからもいろいろなご答弁いただいているんですけども、特に今回の昇格による増額という中で、級の昇給に関して6号給の昇給が4名ほどいて、その理由が出先機関に行っているということであって、規則や条例等を見ますと、出先機関に行っているから6号給だというような明記はされておりませんし、やはりその職員の評価といいますか、成績評価に準じてこれは決められるものではないかと私は思います。先ほどの中でも、庁舎に残っている方でも一生懸命やっている人がいると。先ほど、管理職特別手当に該当する方も一生懸命やっている。だから出先だから職員が非常にやっているという部分ではないと思いますし、そういった部分、私今回条例と規則、たくさん読ませていただいたんですが、そのあたりがどうも出先であればということではちょっと納得できない部分があります。

ラスパイレス指数が榛東村は非常に低いということも私も認識しておりまして、それはわかりますが、やはり全体を公平・公正に評価していくのがよいのではないかと改めて、またその出先に行って



いる方だけ評価されるということは、残った方は幾ら頑張っても4号給なのかなとか、そのあたりも庁舎に残った方のやる気、そういった部分に関しても、ちょっと今回の件に関しましては、相乗効果につながるとは私は思っておりません。

特に、条例と規則等は守るべき立場ではないかと思しますので、そういった部分を考えていただきたいと思います。今回はそういった部分に関しまして私自身ちょっと納得できませんので、反対させていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

議案第44号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第12 議案第45号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第12、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第45号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算の（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、国において東日本大震災被災者に対する固定資産税の減免制度が行われまして、これに伴い国保税資産割算出に固定資産税システムデータと関連がございまして、国保税システムの対応が必要となるため、システム改修が必要となったことによる補正及び平成24年度に予定しております特定健康診査等実施計画策定に当たりまして、アンケート調査を予定をしておりました。アンケー

ト調査書の配布、回収等に係る経費につきまして業務委託経費内に含まれているとの錯誤によりまして、予算に不足が生じたことにより、補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書の69ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

10款繰入金、補正額123万5,000円、計9,206万2,000円、1項他会計繰入金、補正額123万5,000円、計9,206万1,000円です。

歳入合計、補正前の額17億1,356万5,000円、補正額123万5,000円、計17億1,480万円です。

続きまして、70ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、補正額47万3,000円、計1,184万8,000円、2項徴税費、補正額47万3,000円、計473万4,000円。

8款保健事業費、補正額76万2,000円、計1,890万9,000円、1項特定健康診査等事業費、補正額76万2,000円、計1,580万9,000円。

歳出合計、補正前の額17億1,356万5,000円、補正額123万5,000円、計17億1,480万円です。

71ページから73ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、75ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額123万5,000円、計9,206万1,000円。4節の職員給与費等繰入金47万3,000円、6節の特定健診繰入金76万2,000円でございます。

続きまして、77ページの歳出でございます。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額で47万3,000円、13節委託料47万3,000円、これが電算委託料でございまして、システムの改修費でございます。

次に、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額76万2,000円、内訳としまして、12節役務費48万円、これはアンケートの郵便料、郵送料でございます。13節委託料28万2,000円、これが電算の委託になりますけれども、アンケート対象者の抽出業務及びあて名シールの作成費ということでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第45号 平成24年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第13 議案第46号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第13、平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第46号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第5期介護保険事業計画による保険料改定に伴いまして、保険料の特別徴収対象者に保険料の仮徴収対象者が大幅に増加したことによる関係経費の補正をお願いするものでございます。500件程度で予算計上をしておりましたが、2,700件ということで、該当者がふえたことによるものでございます。

それでは、議案書の79ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

7款繰入金、補正額30万5,000円、計1億3,265万3,000円。1項一般会計繰入金、補正額30万5,000円、計1億3,265万2,000円です。

歳入合計、補正前の額9億2,906万4,000円、補正額30万5,000円、計9億2,936万9,000円。

続きまして、80ページ。

歳出でございます。

1 款総務費、補正額30万5,000円、計1,915万1,000円。1 項総務管理費、補正額16万3,000円、計774万5,000円。2 項徴収費、補正額14万2,000円、計127万9,000円。

歳出合計、補正前の額9億2,906万4,000円、補正額30万5,000円、計9億2,936万9,000円でございます。

81ページから83ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、85ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目事務費一般会計繰入金、補正額が30万5,000円、計1,915万1,000円でございます。

続きまして、87ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額16万3,000円、計774万5,000円、12節の役務費でございます。16万3,000円は通知・送付のための郵便料でございます。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、補正額14万2,000円、計127万9,000円。11節の需用費6万3,000円、これは通知・送付用の封筒の印刷費でございます。13節委託料7万9,000円、これは通知書作成及び封入・封緘を電算会社に委託する費用でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第46号 平成24年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第47号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第14、平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、議案第47号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

〔住民生活課長 青木 繁君発言〕

○住民生活課長（青木 繁君） 提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算は宅地取得資金の借受者1人からことしの3月に平成25年3月分から最終の平成32年3月分の償還金を一括繰上償還していただいたことに伴いまして、簡保生命保険への償還額に繰上償還分を上乗せし、ことし9月の簡保への定期償還に備えるものでございます。

それでは、議案書の80ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款項、補正額、計の順で朗読させていただきます。

2款繰入金、補正額179万7,000円の増、計849万7,000円。1項繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額2,279万8,000円、補正額179万7,000円、計2,458万6,000円。

次のページをごらんください。

歳出でございます。

2款公債費、補正額179万7,000円の増、計2,446万2,000円。2項公債費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額2,278万9,000円、補正額179万7,000円、計2,458万6,000円。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の総括は省略しまして、94ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

1款繰入金、2項繰入金、1目繰入金、補正額179万7,000円の増でございます。内訳は一般会計からの繰入金で起債償還金繰入金でございます。

96ページをお開きください。

歳出でございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金、利子及び割引料179万7,000円の増で、説明欄のとおり簡保生命保険の起債償還金です。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

します。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第47号 平成24年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第15 議案第48号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第15、平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第48号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は平成24年度事業の4月人事異動に伴う給与及び職員手当等の補正でございます。

それでは、議案書99ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額4万4,000円の増、計1億2,552万6,000円。1項繰入金、補正額4万4,000円の増、計1億2,552万6,000円。

歳入合計、補正前の額5億9,931万8,000円、補正額4万4,000円の増、計5億9,936万2,000円。  
続きまして、100ページを。歳出です。

1款総務費、補正額4万4,000円、計500万4,000円。1項総務費、補正額4万4,000円の増、計500万4,000円。

2款建設費、補正額ゼロ、計4億4,288万8,000円。1項建設費、同額です。

歳出合計、補正前の額5億9,931万8,000円、補正額4万4,000円の増、計5億9,936万2,000円となっております。

102ページ、103ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては同額のため説明を省略させていただきます。

続きまして、105ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額4万4,000円の増、計1億2,552万6,000円。1節一般会計繰入金4万4,000円、計補正前の額1億2,548万2,000円、補正額4万4,000円の増、計1億2,552万6,000円。

続きまして、107ページを、歳出です。

1款総務費、1項総務費、1目総務費、補正額4万4,000円の増、2節給料6万5,000円の減、3節職員手当等10万9,000円の増。

次の歳出です。

2款建設費、1項建設費、1目建設費、補正額ゼロ。2節給料1万4,000円の増、3節職員手当等5,000円の増となっております。

次の108ページにつきましては、4節共済費1万9,000円の減により、補正額増減はゼロとなります。

109ページは、給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第48号 平成24年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第16 議案第49号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第16、平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第49号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましても平成24年度の人事異動に伴う給与及び賃金の補正でございます。

それでは、112ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額602万3,000円の減、計8,777万5,000円。1項繰入金、補正額602万3,000円の減、計8,777万5,000円。

歳入合計、補正前の額1億2,221万4,000円、補正額602万3,000円の減、計1億1,619万1,000円。

続きまして、113ページ、歳出です。

1款総務費420万8,000円の減、計676万円。1項総務費、同額となっております。

2款管理費、補正額181万5,000円の減、計3,310万2,000円。1項管理費、同額となっております。

歳出合計、補正前の額1億2,221万4,000円、補正額602万3,000円の減、計1億1,619万1,000円となっております。



115ページ、116ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては同額のため説明を省略させていただきます。

次に、118ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額602万3,000円の減、計8,777万5,000円。

計、補正前の額9,379万8,000円、補正額602万3,000円の減、計8,777万5,000円。

続きまして、120ページ、歳出です。

1款1項1目総務費、補正額420万8,000円の減、2節給料165万5,000円の減、3節職員手当等115万9,000円の減。4節共済費139万4,000円の減、これは正職1名異動による減額でございます。

次に、2款1項1目管理費、補正額181万5,000円の減、2節給料183万5,000円の減、3節職員手当等105万1,000円の減。4節共済費69万9,000円の減。7節賃金150万円の増。19節負担金、補助及び交付金27万円の増、これは嘱託職員1名増による増減の変更でございます。

122ページは、給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 平成24年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第17 議案第50号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 正君） 日程第17、平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第50号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） それでは、平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、給食センターの調理室における結露対策として実施をする調理室換気機能改修工事が主なものとなっております。

議案書125ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から、款項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

2款繰入金、補正額179万1,000円、計6,538万円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,652万9,000円、補正額179万1,000円、計1億4,832万円。

続きまして、126ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額179万1,000円、計6,555万9,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,652万9,000円、補正額179万1,000円、計1億4,832万円。

128、129ページにつきましては事項別明細書の総括表でございます。説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、131ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額179万1,000円、これにつきましては歳出で必要となります財源について、一般会計から繰入金を仰ぐものでございます。

続きまして、133ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款総務費、1項1目総務管理費、補正額179万1,000円、12節役務費、補正額8万8,000円、内訳としまして学校給食センター運営費に係るクリーニング料として7万7,000円、その他手数料、定期検便検査料でございます、1万1,000円。これにつきましては、本年度群馬県の食育推進に関する実践協力調理場指定に伴いまして、加配された栄養士に係る費用でございます。15節工事請負費171万7,000円、これにつきましては、調理室における換気機能低下に伴いまして、結露が発生している状

況でございます。食の安全に万全を期する必要があることから、調理室の吸気排気機能について夏休み中に改修工事を実施をさせていただくものでございます。

続きまして、134、135ページにつきましては、給与費明細書となっております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 工事費なんですけれども、24年度の予算のときには気づかなかったのかどうか、これは大きな金額なんで、その点はどうだったかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 予算編成時点、新年度予算につきましては2月上旬ぐらいに固まります。その段階で減少はございました。それに対する対応策をどのようにとるかという中で、単に換気扇を交換すればいいというふうな状況ではないという中で、じゃどの部分についてどのような対応をとればいいのかということで、専門業者の意見を聞き、あるいは設計業者等の意見を聞きながら対応策を考えたということで、当初予算計上には間に合わなかったという状況でございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 工事請負費で換気扇、結露対策と課長のほうからあれされたんですけども、現状今どういう状況になっているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 早川雅彦君発言〕

○学校教育課長（早川雅彦君） 結露につきましては、主に冬場に発生をいたします。それは室内の空気と蒸気とこれの温度差によって生じるものでございます。現状においては、この時期ですと特に結露は発生してございませんけれども、冬場を中心に発生するものでございます。

なお、これまで冬場にやはり見られました。そういったときにはシート等を張る中で、食品に結露が落ちないというふうな対策を講じてまいりました。しかしながら、やはり万全を期すという必要から、根本対策を施す必要があるということから工事を実施させていただくものでございます。

○議長（高橋 正君） 4番。

[4番 松岡 稔君発言]

○4番(松岡 稔君) じゃ、今まで結露のあれが、なべの蒸気だとか外気温によって上で結露になって、それが調理をしているときに下へほとりと落ちる、そんな感じを今度防止する、そんな考えでいいんですか。

○議長(高橋 正君) 学校教育課長。

[学校教育課長 早川雅彦君発言]

○学校教育課長(早川雅彦君) ご指摘のとおりでございます。

ただし、今まで調理したものに直接落ちてということはございません。それを防ぐ対策も講じておりました。

○議長(高橋 正君) ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 平成24年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(高橋 正君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第18 議案第51号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(高橋 正君) 日程第18、平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第51号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3条予算の収益的収入及び支出につきまして人事異動に伴う職員給与費及び消費税等還付金の補正です。4条予算の資本的収入及び支出につきましては変更がありません。

それでは、議案書の137ページをお開きください。

補正予算（第1号）実施計画書によりまして説明させていただきます。

収益的収入及び支出のうち、収入でございます。款項目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

なお、既決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業収益、補正予定額1,000円の減、計2億7,073万1,000円。2項営業外収益、補正予定額1,000円の減、計1,119万9,000円。2目消費税等還付金、補正予定額1,000円の減、計18万1,000円。次に、138ページ、収益的収入及び支出でございます。

1款水道事業費用、補正予定額26万8,000円の減、計2億5,888万1,000円。1項営業費用、補正予定額26万8,000円の減、計2億4,590万2,000円。3目総係費、補正予定額26万8,000円の減、計2,608万5,000円。主なものは給料及び手当、法定福利費が減額となっております。

次の139ページ、140ページの説明につきましては、収入支出とも実施計画書と同額となっております。

次の141ページは給与費の明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第51号 平成24年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第 19 議案第 52 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（高橋 正君） 日程第19、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、議案第52号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

この協議につきましては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴いまして、関係市町村の負担金の算定方法を変更するため、規約の変更が必要となったものでございます。

議案書の144ページをお開きください。

群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議書。

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215の1号）を下記のとおり変更するものとする。

記。

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

別表第3、備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削る。

新旧対照表の23ページをお願いいたします。

改正案。別表第3、備考第1項下線部分、「及び外国人登録原票」を削除し、高齢者人口割については、「前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による」に改正をしまして、同じく別表第3、備考第2項下線部分「及び外国人登録原票」を削除しまして、人口割については「前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による」に改正をするものでございます。

議案書の144ページに戻っていただきまして、附則としまして施行期日、1、この規約は、平成24年7月9日から施行すると。

経過措置、2、この規約による改正後の群馬県後期高齢者医療広域連合規約の規定は平26年度以降

の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例によると改正をするものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第52号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩といたします。開会を25分から。

午後2時10分休憩

---

午後2時25分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第20 報告第2号 平成23年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋 正君） 日程第20、平成23年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 議案書145ページをお願いいたします。

それでは、報告第2号 平成23年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

この計算書に上げてあります8事業につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づきまして平成24年度へ予算繰り越しを行ったもので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

左から、款項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳の順に朗読させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、普通財産管理費、金額972万4,000円、翌年度繰越額956万5,000円。左の財源内訳、一般財源956万5,000円。事業名、交通安全対策費、金額62万7,000円、翌年度繰越額62万7,000円。左の財源内訳、一般財源62万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、社会福祉総務費、一般経費、金額127万2,000円、翌年度繰越額127万2,000円。左の財源内訳、一般財源127万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業体質強化基盤整備促進事業、金額3,906万8,000円、翌年度繰越額3,906万8,000円。左の財源内訳、特定財源、未収入額、県支出金2,625万円、一般財源1,281万8,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、金額2,196万2,000円、翌年度繰越額2,196万2,000円。左の財源内訳、特定財源、未収入額、国庫支出金1,911万円、一般財源、285万2,000円。事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額266万1,000円、翌年度繰越額266万1,000円。左の財源内訳、一般財源266万1,000円。事業名、村単独道路新設改良事業、金額300万円、翌年度繰越額300万円。左の財源内訳、一般財源300万円。

10款教育費、5項社会教育費、事業名、文化財保護費、金額59万9,000円、翌年度繰越額59万9,000円。左の財源内訳、一般財源59万9,000円。

合計金額7,891万3,000円、翌年度繰越額7,875万4,000円。左の財源内訳、特定財源、未収入額、国庫支出金1,911万円、県支出金2,625万円、一般財源3,339万4,000円でございます。

平成24年6月12日提出、榛東村長、阿久澤成實。

以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番松岡君。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 松岡です。

二、三点、確認のために質問させていただきます。

先ほど、南議員から質問が出たと思うんですけども、それに関連じゃないんですけども、自分は自分なりに質問しますけれども、972万4,000円で繰り越しが956万5,000円、それで、メガソーラーのところだと思うんですけども、佐藤建設に現在支払いと全体で幾らぐらいかかったのか、その1点、先に質問させていただきます。



○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時29分休憩

---

午後2時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 平成23年9月に1,500万円補正しました。そこから972万4,000円、これを引いた分が造成として使った分であります。また、繰越の956万5,000円のうち佐藤工業に自然エネルギー施設関連安全修景整備事業ということで、699万3,000円を予定しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） そこで質問いたします。

今699万3,000円佐藤建設に払ったということなんで、まだそのほかに残っていると思うんですけども、自分は産建の委員会のときに会議が終わってメガソーラーのところへ視察に行ってきました。すると、フェンスの周りが約1万平米、ちょっと見たんだけど、計算したわけじゃないけれども、ざっと見て約1ヘクタール、1万平米ぐらいあると思うんです。そこに碎石を16日に大型ダンプで4台運んでいたという話をちらっと聞いたんだけど、何立米入れて、単価幾らぐらいか、説明願いたいんですけども。

それと、1平米幾らで何平米ぐらいやったのか。転圧まで佐藤建設はしてくれたと思うんですけども、それについてお答えください。

〔「5月16日か」の声あり〕

○10番（松岡好雄君） 6月16日、だから、6月15日に産建の委員会があったと思うんだけど、間違ったら失礼ですけども、次の日に大型ダンプで碎石入れて、あのグラウンドというんですか、あの周りを全部碎石入れてくれたと思うんです。その後行っていないんですけども、その点について村のほうはどういう関係があるのか、頼んだのかどうか、その辺のところを教えてください。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時32分休憩

---

午後2時33分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 自然エネルギーへの施設の関連、安全修景整備事業の中に入っていると  
思いますが、細かな碎石が幾らとかというのはちょっとわかりません。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） 別に細かに言っているわけではなくて、大ざっぱに聞いたんだけども。

自分たちが産建の委員会で見に行ったときに、あのヤードというんですか、太陽光発電のフェンス  
の周り結構広いんです。あれ回って見たら約1万平米ぐらい、勘定したらあると思うんです、ちょっ  
と見て。間違ったらごめんなさいだけでも、そこで碎石が入ったんだから、1万平米で大型で運ん  
だというから、大ざっぱでいいんだけども、そんなに細かに何立米とかとそんなことじゃなくて、  
大型に何台ぐらい入ったとか、およそそのぐらいのことは村は把握していると思うんですから、今聞  
いたんです。

佐藤建設のほうで運んだんだと思うんだけども、そういう支払いとかそういうのはサービスでし  
たのか、その辺のところ、よく教えていただきたいんですけれども。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 自然エネルギー関連施設安全修景ということで、U字溝とか安全柵とか、  
ガードレールパイプ、そういうことをするというのには聞いていますけれども、碎石がそこほどのぐら  
い入ったか、それが幾らというのはちょっとわかりません。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 松岡好雄君発言〕

○10番（松岡好雄君） だから、U字溝が何メートルで、大体およそ何メートル入れれば幾らと、碎  
石が幾らと、そのぐらいのことは答えられると思うんだけども。お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） U字溝は一番こちらから向かって右になる、右の直線と、西側の部分、こ  
れはSBエナジー持ちです。あと、こちらの南側のあれは一部あるんですけども、村持ちというふ  
うな形でやっております。約80メートルから90メートル村持ちだと思います。約178メートルだそう  
です。トラックで何台運んだとか、そういうのはちょっとまた後で、全部出た段階で、そういう形に  
していただけませんか。ひっくるめて幾らというのでは出してありますので。

○10番（松岡好雄君） 造成してくれるんだったら、進入路のところに碎石も大分入っていると思  
うんです。だからそういうのは大体細かに何立米までとは言わないけれども、大体おおよそ何百立米、  
何千立米とかと答えが出ると思うんです。だから、そういうのは質問する前にこういうことが必ず出

てくるんだから、ちゃんと調査しておいて、答えられるようにしなければだめだ、これから、お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 松岡議員に、これは答えになるかわかりませんが、ちょっと申し上げます。

議会から承認を得たのが1,500万円という中で、佐藤工業さんに整地ということで500万円プラス25万円の消費税ということでさせていただきました。その契約はちゃんとしてあります。そのほかに、整備というのは1,500万円の中での村持ちという中でやらせていただいております。

そして、進める中で、SBエナジーさんの持ち分と、それから村の持ち分というのはおのずから工事を進めている上で出てきているわけです。それはちゃんと区別してやらせていただきます。それで細かい資料というのはちょっとここにありませんけれども、それはちゃんと整理をしてあります。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） といいますと、今、村長が言った500万円が我々聞いている範囲内では造成ということで、そのほか25万円というのはプラス消費税、これはじゃ、あそこへ佐藤工業さんにお支払いをしたということで、それでそのほかのこの間の災害のお金もそれは佐藤工業さんにお支払いしたということでいいんですね。

外構の工事については、村長も前から村内業者の育成というようなお話をしていたんですけども、外構の整備については、村内業者の例えば建設業協会なりにはお話はしたんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 事業を見ますと、一般的にはそこへ参入できるというような状態ではないと、不自然だという中から、見積もりをちゃんととりまして、そして継続でしていただいております。そして、それも継続の範囲内の金額ということでやらせていただいております。それで、先ほどちょっと言い忘れましたけれども、SBエナジーさんが造成をしてからうちのほうでやらなくてはならない吹きつけ等も、全部SBさんがやってくれました。それから、今さっきから出ているU字溝の対応も村ではお金がないんだという話の中で、SBさんに全部持っていただきました。ただその施設についてはSBさんのほうでお願いしてやっていただいたと。

ですから、非常に細かに複雑なやり方で進んできているのは事実ですけども、その区別はちゃんとうちのほうでも村は村、それからSBさんが頼んだものは頼んだで、佐藤さんのほうへ請求が出て

いるというふうに認識しております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） というと、SBエナジーさんが出した仕事については、これは佐藤工業さんとの話し合いでいいと思うんですが、やはり外構の一部にしても、村内業者も今余り仕事がなく大変な時期に来ておりますので、そういうのが先ほど南議員がちょっと申しましたけれども、やはりそういうところ辺も考慮していただかないと、これから何らかの事業ももちろん出てくるとは思いますけれども、その辺村長、これからそういうこと、単にももちろんそれは随契で別に500万円でもいっても、村内業者はできるわけではないんだし、その後の何というんですか、外構も恐らく余り安くしてもらったので、これはやっていたかなければというような気持ちなんでしょうけれども、今後、こういう問題も出てくるかと思うんですけれども、やはり村内業者というのもひとつ頭に置いてやっていただきたいとこんなふうに考えておまして、村長のこれからの考えをお聞きをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員の言うことは、私も本当に重々承知しながらわかっておるつもりです。ただこれを始めるときに、建設業会さんと二度ほど話し合いを申し上げまして、一応了解をとっております。というのは、一番初め、10万立方以上動かすのに、幾らかかるということで、暫定的に計算しますと、二千四、五百万円は最低かかるんだよと。ですから、525万円でやられる業者があったらぜひしてやってくださいと。それからその中で、随契の工事が出たというときになったときには、私どもにも話をしてほしいけれども、どうせそういう業者さんは本値をとらないでやるだろうから、そこはうちのほうは関知しませんというお言葉をいただいております。そんな中で私も佐藤さんが本当に造成以外にもそんな気持ちでやってくれているのかなという思いの中で、SBさんもそういう思いでSB事業も佐藤さんをお願いする。それから我々村でも造成以外のものについて、見積もりをとりながら随契をして進めてきたと、そういう経緯でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに。

暫時休憩します。

午後2時42分休憩

---

午後2時43分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 申しわけありません。

先ほど、南議員に不適切な言葉があったということをおわびし、訂正させていただきます。

○議長（高橋 正君） そのところは削除でいいですか。

○村長（阿久澤成實君） お願いします。

○議長（高橋 正君） 削除します。

ほかに質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） この繰越明許費の中に、ちょっとお聞きしますと、7月1日にお祝いするとかちょっと聞きまして、職員挙げて何か物をつくったりしている。そのお金はどこから出す予定でしょうか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時44分休憩

---

午後2時48分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

---

◎日程第21 報告第3号 平成23年度榛東村上水道事業会計予算の平成24年度への繰越について

○議長（高橋 正君） 日程第21、平成23年度榛東村上水道事業会計予算の平成24年度への繰越について、報告第3号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 議案書147ページをごらんください。

平成23年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第2項の規定による建設改良費の繰越額、事故繰越額、款項、事業名、計について報告いたします。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、平成23年度相馬原演習場周辺水道設置助成事業、新長岡浄水場築造工事、第1、第2、第3工区及び施工監理業務委託。予算計上額2億186万3,000円、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額同額。財源内訳、国庫補助金9,935万6,000円、損益勘定留保資金1億250万7,000円。不用額ゼロ、翌年度繰越額に係る繰り越しを要するたな卸資産購入限度額ゼロ。

説明ですけれども、東日本大震災の影響でステンレスパネルの需要が高まり、現場での組み立てや溶接作業に必要なステンレス溶接工の作業員の手配、調整に期間を要したための繰り越しであります。

事業名、平成23年度相馬原演習場周辺、水道設置助成事業、新長岡浄水場築造工に伴う県道舗装本復旧工事（村単分）。予算計上額679万4,000円、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額、同額です。財源内訳については、国庫補助金ゼロ、損益勘定留保資金679万4,000円。不用額ゼロ、翌年度繰越額に係る繰り越しを要するたな卸資産購入限度額ゼロ。

説明ですけれども、第2、第3工区との協調工事のためという理由です。

事業名、平成23年度長岡浄水場新設工事確認申請手続等業務委託。予算計上額47万3,000円、支払い発生額ゼロ、翌年度繰越額同額です。財源内訳、国庫補助金ゼロ、損益勘定留保資金47万3,000円、不用額ゼロ、翌年度繰越額に係る繰り越しに要するたな卸資産購入限度額ゼロ。

説明ですけれども、第1工区の工期延長のため。合計予算計上額2億913万円、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額同額。財源内訳ですけれども、国庫補助金9,935万6,000円。損益勘定留保資金1億977万4,000円、不用額ゼロ、翌年度繰越額に係る繰り越しを要するたな卸資産購入限度額ゼロ。

以上のとおり報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

---

## ◎日程第22 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第22、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、常任委員長より審査報告を求めます。

最初に、星野総務文教常任委員長より審査の報告を求めます。

星野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 星野孝佑君登壇〕

○総務文教常任委員長（星野孝佑君） では、陳情・請願の審査報告をいたします。

本委員会は、付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成24年第2回陳情10号 付託年月日、24年6月12日、件名、地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情でございます。

委員会の意見でございますが、地震や風水害による災害に対して迅速な対応や防災対策が求められており、事務所・出張所の必要性は高い。よって、本陳情は採択といたします。審査結果は採択でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） ただいま星野総務文教常任委員長より審査の報告がありました。

平成24年第2回陳情受理番号第10号は審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第2回陳情受理番号第10号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

平成23年第4回陳情受理番号第12号は継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第1回陳情受理番号第5号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

続いて、松岡産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

松岡産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 松岡好雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（松岡好雄君） では、報告いたします。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の

規定により報告いたします。

受理番号、平成24年第1回陳情第2号、付託年月日、平成24年3月2日、件名、村道下前19号線改良舗装工事について。

委員会の意見。近隣の道路状況に比べ著しく路面状況が悪く、通行に支障を来していることは十分理解できる。また起点から群馬用水沿いの村道までの間の整備で十分機能が発揮できるものとする。よって、本陳情は一部採択とします。審査結果、一部採択です。

次に移ります。

陳情・請願審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号平成24年第2回陳情第7号、付託年月日、平成24年6月12日、件名、村道井戸尻12号線改良舗装工事について。

委員会の意見、現地調査したところ、未舗装のため、降雨等による路面の損傷により通行に支障を来している。また、近年の宅地開発により宅地化が進み、生活道路としての利用度が極めて高く、陳情の趣旨は十分理解できる。よって、本陳情は採択とします。審査報告、採択です。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成24年第2回陳情第8号、付託年月日、平成24年6月12日、件名、ミニ農園の使用料等の見直しについての陳情書。

委員会の意見。ミニ農園の設置目的の達成と今後の利用率の拡大を図るため、近隣の使用料等の状況を調査し、適正な料金等の設定を図る必要がある。よって、本陳情は採択といたします。審査報告、採択です。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成24年第2回陳情第9号、付託年月日、平成24年6月12日、件名、村道西帝12号線改良舗装工事について。

委員会の意見。本路線は地域内の生活道路として利用されているが、未改修のため降雨等による路面の損傷が激しく通行に支障を来している。早急に事業を実施することにより、生活環境の改善や交通の利便性の向上が期待できる。よって、本陳情は採択といたします。審査結果、採択です。

以上で終わります。

○議長（高橋 正君） ただいま松岡産業建設常任委員長より審査の報告がありました。



平成24年第1回陳情受理番号第2号は審査の結果、一部採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第1回陳情受理番号第2号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長報告のとおり一部採択とすることに決定いたしました。

平成24年第2回陳情受理番号第7号は審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第2回陳情受理番号第7号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

平成24年第2回陳情受理番号第8号は審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第2回陳情受理番号第8号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

平成24年第2回陳情受理番号第9号は審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成24年第2回陳情受理番号第9号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

平成23年第3回陳情受理番号第10号は継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成24年第1回陳情受理番号第1号は継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

以上をもちまして日程第22、請願・陳情についてを終わります。



◎日程第23 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第24 福祉生活常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第25 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りします。

日程第23、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第23から日程第26までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

## ◎日程第27 議員派遣について

○議長（高橋 正君） 日程第27、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、榛東村議会会議規則第113条の規定により、議会で議決することになっております。現在、北群馬郡町村議会議長会議員研修会が確定しております。したがって、お手元に配付いたしました件名のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した件名のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後3時6分休憩

---

午後3時8分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

ここで追加提案を上程したいと思います。この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の日程を追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

日程に追加することに決定いたします。

---

## ◎追加日程第1 発委第3号 決算特別委員会設置に関する決議について

○議長（高橋 正君） 日程第1、決算特別委員会設置に関する決議について、発委第3号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

暫時休憩します。

午後3時9分休憩

---

午後3時9分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

牧口議会運営委員長。

〔議会運営委員長 牧口又一君登壇〕

○議会運営委員長（牧口又一君） 決算特別委員会設置に関する決議について、提出理由を申し上げます。

平成23年度決算を調査する特別委員会を設置したい。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第3号 決算特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎追加日程第2 決算特別委員会委員の選任について

○議長（高橋 正君） 日程第2、決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

なお、決算特別委員の選任は榛東村議会委員会条例第6条により議長において指名いたします。

決算特別委員に16番高橋正君を除く13名を委員として指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、ただいま指名したとおり決算特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

---

午後3時11分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

決算特別委員会委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

決算特別委員長に善養寺忠君、副委員長に南千晴さん、以上のとおりであります。

委員長に就任されました善養寺忠君、ごあいさつをお願いいたします。

〔決算特別委員長 善養寺 忠君登壇〕

○決算特別委員長（善養寺 忠君） ただいまご指名いただきました、委員長になりました善養寺です。

議員の皆様また職員の皆様、今回は特別委員会を2日間やりたいと思っております。昨年までやった1日ではとてもこなし切れない内容がありますので、平成23年度の決算を2日間やりますのでよろしくをお願いします。（拍手）

○議長（高橋 正君） 次に、副委員長に就任されました南千晴さん、ごあいさつをお願いいたします。

〔決算特別副委員長 南 千晴君登壇〕

○決算特別副委員長（南 千晴君） ただいま副委員長を仰せつかりました南千晴でございます。

決算は予算も非常に重要だとは思いますが、予算がどのような形で使われ、村民の負託にこたえられたのか、その内容をしっかりと見ていく大事な委員会であると思います。

善養寺委員長とともに、一生懸命この委員会が実のあるものになるようにしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

---

◇

### ◎追加日程第3 発委第4号 議会改革特別委員会設置に関する決議について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議会改革特別委員会設置に関する決議について、発委第4号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

牧口議会運営委員長。

〔議会運営委員長 牧口又一君登壇〕

○議会運営委員長（牧口又一君） 議会改革特別委員会設置に関する決議について提出理由を申し述べます。

地方分権時代にふさわしい議会とするため、議員定数及び議会基本条例など、議会の組織、運営等について調査、検討を行う。これが理由です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第4号 議会改革特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加日程第4 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

なお、議会改革特別委員会委員の選任は、榛東村議会委員会条例の第6条により議長において指名いたします。

議会改革特別委員に16番高橋正君を除く13名を委員として指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、ただいま指名したとおり議会改革特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後3時17分休憩

---

午後3時17分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

議会改革特別委員会委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会改革特別委員長に牧口又一君、副委員長に山口宗一君、以上のとおりであります。

委員長に就任されました牧口又一君、ごあいさつをお願いいたします。

〔議会改革特別委員長 牧口又一君登壇〕

○議会改革特別委員長（牧口又一君） ただいま議会改革特別委員長として仰せつかりました牧口又一でございます。

昨今、国会では定数削減、また県会の方では基本条例の通年議会、このような問題が検討されております。榛東村でも多聞に漏れないいい議会にするためにも、私また副委員長の山口宗一議員ともども頑張りますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（高橋 正君） 次に、副委員長に就任されました山口宗一君、ごあいさつをお願いいたします。

〔議会改革特別副委員長 山口宗一君登壇〕

○議会改革特別副委員長（山口宗一君） 山口です。

改革という二文字を重く受けとめ、皆様の意見を十分お聞きしながら、榛東村の議会がさらに改革が進んだと言えるように一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。（拍手）



## ◎追加日程第5 発委第5号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書について

○議長（高橋 正君） 日程第5、地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書について、発委第5号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

星野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 星野孝佑君登壇〕

○総務文教常任委員長（星野孝佑君） では、提出理由をご説明申し上げます。

近年多発している大規模地震や大型台風、異常気象等による局地的集中豪雨などにより、家屋や道路、河川などが大きな被害を発生し、住民の生活に著しい支障を来しています。また、これらの災害の復旧復興は緊急的な対応が必要となり、小さな自治体では対応できるものではありません。国が管理する河川や国道などの社会資本は国の責任において迅速かつ効率的な対策を講じることが求められています。今後も防災や減災に積極的に取り組み、国民の安全・安心な生活環境の整備に努めていただきたい。このため、地方の意見を聞かずに地方整備局の事務所・出張所を廃止することは地方にとって有益とはなりません。これまでどおり国の出先機関として役割を引き続き継続し、存続することが必要不可欠と考えています。

よって、これまで以上に防災対策を強化していただく必要があるため、地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書を提出したいわけでございます。

○議長（高橋 正君） 提出理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第5号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎議長あいさつ

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

12日の開会以来本日までの9日間、4名の議員からの一般質問、人事案件、一般会計・特別会計等の補正予算、条例の制定・一部改正、請願・陳情などについて熱心な審議、活発な質疑討論がなされましたことに対し、深く感謝申し上げます。

ただいま開会中の第180回通常国会も6月21日が会期末となっています。与野党では消費税増税関連法案の修正協議が行われ攻防が続いています。国民生活に影響する重大な法案であり、採決いかんによっては民主党分裂、衆議院総選挙もささやかれています。一日も早い国政の安定と国民生活の向



上を願うものでございます。

これから、真夏に向かい暑い日が続くと思われま。昨年の福島第一原発事故により、原子力発電所の安全性が問題となり、国内の原子力発電所の稼働が停止しています。これから電力の需要期に入り、電力の供給不足が心配され、計画停電や節電対策が求められています。

議員各位におかれましては健康管理に十分ご留意され、ご活躍いただき、村の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成24年榛東村議会第2回定例会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

午後3時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長      高   橋            正

榛東村議会議員      岸                昭   勝

榛東村議会議員      岩   田   好   雄